

平成28年第3回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成28年第3回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	3

第1号（8月30日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○報告第9号～認定第2号の一括上程、説明	8
○散会の宣告	16

第2号（9月1日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	17
○議会事務局職員	18
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

3番 花島 進君

日本原電、東海第二原子力発電所の運転再開等について	20
職員の処遇について	22
額田城址の整備などについて	25

13番 笹島 猛君

市民の健康づくりと予防対策について	26
区域指定制度について	31
7番 小宅清史君	
病児保育・障がい者保育の環境について考える	46
図書館の利活用・PRについて考える	50
市民後見人制度について考える	54
那珂市の観光行政について考え直す	58
6番 寺門厚君	
高齢者福祉について	64
10番 古川洋一君	
通学路の安全対策について	79
選挙権年齢の引き下げについて	86
○散会の宣告	92

第3号（9月2日）

○議事日程	93
○本日の会議に付した事件	93
○出席議員	93
○欠席議員	94
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	94
○議会事務局職員	94
○開議の宣告	95
○諸般の報告	95
○一般質問	95
16番 遠藤実君	
旧日本サーボ跡地の利活用について	95
学校給食安全対策について	101
待機児童解消策について	106
1番 大和田和男君	
子どもたちを取り巻く教育環境について	114
学校施設の整備について	119
市長のトップセールスについて	122
○議案等の質疑	125
○議案等の委員会付託	125
○請願・陳情の委員会付託	125

○散会の宣告	126
--------	-----

第 4 号 (9月16日)

○議事日程	127
○本日の会議に付した事件	127
○出席議員	128
○欠席議員	128
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	128
○議会事務局職員	128
○開議の宣告	129
○諸般の報告	129
○議案第68号～請願第3号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	130
○日程の追加	138
○修正動議の提出	138
○発議第2号の上程、説明、委員会付託	143
○選任第3号について	144
○正副委員長の互選	145
○議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
○議員派遣について	146
○請願第2号の閉会中の継続審査申出について	146
○委員会の閉会中の継続調査申出について	147
○閉会の宣告	147
○署名議員	149

那珂市告示第99号

平成28年第3回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成28年8月23日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成28年8月30日（火）

2. 場 所 那珂市議会議場

平成28年第3回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 日	8月30日	火	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第 2 日	8月31日	水		休 会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第 3 日	9月 1日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問
第 4 日	9月 2日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第 5 日	9月 3日	土		休 会	
第 6 日	9月 4日	日		休 会	
第 7 日	9月 5日	月		休 会	(議事整理)
第 8 日	9月 6日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第 9 日	9月 7日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	9月 8日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	9月 9日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	9月10日	土		休 会	
第13日	9月11日	日		休 会	
第14日	9月12日	月		休 会	(議事整理)
第15日	9月13日	火		休 会	(議事整理)
第16日	9月14日	水		休 会	(議事整理)
第17日	9月15日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協 議 会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は 午後5時まで)
第18日	9月16日	金	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	大和田 和男君	2番	富山 豪君
3番	花島 進君	4番	中崎 政長君
5番	筒井 かよ子君	6番	寺門 厚君
7番	小宅 清史君	8番	綿引 孝光君
9番	木野 広宣君	10番	古川 洋一君
11番	萩谷 俊行君	12番	勝村 晃夫君
13番	笹島 猛君	14番	助川 則夫君
15番	君嶋 寿男君	16番	遠藤 実君
17番	福田 耕四郎君	18番	須藤 博君

不応招議員（なし）

平成28年第3回定例会

那珂市議会議録

第1号（8月30日）

平成28年第3回那珂市議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年8月30日（火曜日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 9号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）
報告第10号 平成27年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について
報告第11号 平成27年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について
議案第68号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について
議案第69号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例
議案第70号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例
議案第71号 那珂市ペット霊園の設置等に関する条例
議案第72号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第3号）
議案第73号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第74号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第75号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第76号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
認定第 1号 平成27年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号 平成27年度那珂市水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番 大和田 和男君	2番 富山 豪君
3番 花島 進君	4番 中崎 政長君

5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笛 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君	18番	須 藤 博 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	秋 山 和 衛 君	監 査 委 員	萩 谷 眞 康 君
企 画 部 長	関 根 芳 則 君	総 務 部 長	川 崎 薫 君
市民生活部長	石 川 透 君	保健福祉部長	大 部 公 男 君
産 業 部 長	佐々木 恒 行 君	建 設 部 長	小 泉 正 之 君
上下水道部長	石 井 亨 君	教 育 部 長	会 沢 直 君
消 防 長	寺 門 忠 君	会 計 管 理 者	綿 引 智 君
行 政 財 政 改 革 長	大 森 信 之 君	危 機 管 理 監	小 橋 洋 司 君
推 進 室 長	山 田 甲 一 君	総 務 部 次 長	川 田 俊 昭 君
農 業 委 員 会 長			

議会事務局職員

事 勿 局 長	深 谷 忍 君	事 勿 局 次 長	寺 山 修 一 君
次 長 補 佐	横 山 明 子 君	書 記	小 田 部 信 人 君
書 記	萩 谷 将 司 君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成28年第3回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めております。

なお、各種会計決算の認定があるので、萩谷眞康監査委員の出席を求めております。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおりお手元に配付しております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から平成28年6月、7月、8月の例月現金出納検査の結果について報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中崎政長君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番、萩谷俊行議員、12番、勝村晃夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中崎政長君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本期定例会の会期は、本日から9月16日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月16日までの18日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、君嶋寿男委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

◎報告第9号～認定第2号の一括上程、説明

○議長（中崎政長君） 日程第3、報告第9号から認定第2号まで、以上14件を一括議題いたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 海野 徹君 登壇]

○市長（海野 徹君） おはようございます。

平成28年第3回那珂市議会定例会を招集しましたところ、台風襲来のさなかにもかかわらず、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。今定例会に提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろ議員の皆様には、市政の進展と行政運営の円滑な推進のために格別なるご高配を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

さて、先日、関東地方から北海道地方を襲った台風9号と、その翌日の大気の不安定な状況により記録的な大雨となり、市内各地に道路の冠水や床下浸水などが発生する事態となりました。

こうした状況の中、市民の皆様の安心と安全を確保するため、「ふれあいセンターよこぼり」と「らぽーる」に避難所を開設するとともに、情報収集に専念いたしました。担当職員には夜を徹しての警戒、消防職員においては非番の者も招集し、消防団の皆さんと連携しながら一丸となって対処したところでございます。

今後も、市民の皆様の安全・安心な生活を確保するために、継続して的確な判断と迅速な対応に努めてまいります。

また、8月27日には、毎年恒例の「なかひまわりフェスティバル」が実行委員会のご尽力により盛大に開催され、約3万8,000人の家族連れや観光客でにぎわいました。那珂市民はもとより、近隣住民の皆様の間にも那珂市の夏のイベントとして定着した感もあり、今後も、本市の魅力を発信する最大の地域資源として活用を図ってまいりたいと思います。

開催当日には、災害時相互応援協定を締結している桜川市長、また、那珂市から災害支援の職員を派遣しております福島県川内村から副村長が来場されました。このように折に触れての交流が、相互の結びつきを強固なものに築き上げていくものと大変心強く感じたところ

でございます。

今後とも、飛躍する那珂市の実現を目指し、職員とともに一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き議員の皆様にはご助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

それでは、提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

初めに、報告案件ですが、今定例会に提出いたしました報告案件のうち、専決処分についてが1件、平成27年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する報告が2件の計3件でございます。

続きまして、それぞれの概要についてご説明をいたします。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

報告第9号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

平成28年1月27日に福田地内で発生した市道側溝の集水まさに足を落としたことによりけがを負った事故について、賠償額が決定し和解したので、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について、専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。

報告第10号 平成27年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率を下記のとおり報告いたします。

まず、下の表の左側の項目ですが、健全化判断比率の欄でございまして、実質赤字比率以下4つの指標となっております。その右の平成26年度及び平成27年度欄は、那珂市の各年度の決算に基づく比率でございます。

1つ右の早期健全化基準、また一番右端の財政再生基準欄は、財政健全化団体及び財政再生団体となるかどうかを示す国の定めた基準でございます。早期健全化基準は、いわば財政状況の黄色信号、財政再生基準欄は赤信号を示すものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であることから、表示はございません。

続いて、実質公債費比率につきましては、平成27年度は7.2%となり、前年度と比べ0.6ポイント減少しました。

最後に、将来負担比率ですが、こちらは18.3%となり、前年度比1.0ポイント減となりました。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準を下回る数値となっており、平成27年度におきましても、那珂市の財政状況は健全な状態であるということを示しております。

次のページに、監査委員からの平成27年度健全化判断比率審査意見書を添付してございま

すので、ご参照いただければと思います。よろしくお願ひをいたします。

続きまして、5ページをお開きください。

報告第11号 平成27年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく資金不足比率を下記のとおり報告いたします。

まず、資金不足比率ですが、収益事業を行う企業会計、特別会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示すものでございます。

下の表の左側に対象となる公営企業会計である水道事業会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水整備事業特別会計がございますが、いずれの会計も資金不足額がありませんので、表示はございません。

こちらも国が定めた経営健全化基準の20%をそれぞれ下回る数値となっており、平成27年度は健全な状況であるということを示しております。

次のページに、監査委員からの平成27年度資金不足比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。

以上でございます。

続きまして、提出いたしました議案の概要について申し上げます。

今定例会に提出いたしました議案のうち、規約の変更が1件、条例の一部改正が2件、新規条例の制定が1件、平成28年度各種会計補正予算が5件の計9件でございます。

続いて、その概要についてご説明をいたします。

7ページをごらんください。

議案第68号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について。

那珂地方公平委員会の事務を東海村から常陸大宮市に変更することに伴い、規約の一部を変更するものでございます。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第69号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例及び15ページの議案第70号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、両議案とも個人番号カードを用いてコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から各種証明書を交付する事業を平成29年1月から開始することから、各条例の一部を改正するものでございます。

議案第69号は、印鑑登録証を提示することなく、個人の番号カードを用いて多機能端末機から印鑑登録証明書を交付できる規定を設けるため、また議案第70号は、多機能端末機から交付される各種証明書の交付手数料について、那珂市手数料条例第6条第1項に基づく免除の規定が適用されないことのただし書きを加えるため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、20ページをお開きいただきたいと思います。

議案第71号 那珂市ペット霊園の設置等に関する条例。

各地でペット専用霊園が設置されていることから、ペット霊園の設置及び管理に関し、必要な事項を定め、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく設置及び管理が行われるための措置を講ずるため、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、補正予算の予算書をお開きいただきたいと思います。

議案第72号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第3号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,299万5,000円を追加し、186億1,344万5,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費につきましては、総務事務費において、福島県川内村への被災地派遣職員の仮設住宅使用料を、財産管理事務費において、建物の解体工事経費及び公衆電話撤去に係る代替電話機購入費を、業務系システム管理事業において、情報セキュリティ強化対策機器に係る保守経費を、情報系システム管理事業において、情報セキュリティ強化に対応した外部接続機器の購入費を、社会保障・税番号制度対策事業において、総合運用テストの実施経費を、賦課事務費において、電算処理業務委託料を、それから証明書コンビニ交付事業において、交付に係る手数料をそれぞれ計上するものでございます。また、管財事務費において、代替電話機に係る通信費用を、らばーる管理事業において、施設内の設備故障等による修繕経費を、市税等過誤納還付金において、法人市民税の額の確定等に伴う還付金をそれぞれ増額するものでございます。

民生費につきましては、障害者差別解消推進事業において、窓口での意思疎通の円滑化を図るため、情報・意思疎通支援用具の購入費を、学童保育事業において、学童環境改善のためのＩＣＴ機器購入費を、民間保育所等支援事業において、保育業務支援のための保育業務支援システム導入費補助金を、民間保育園増改築費補助事業において、待機児童対策のための増床工事補助金をそれぞれ計上するものでございます。また、医療福祉事務費において、県の制度拡大に伴う事務経費を、児童扶養手当支給事業において、児童扶養手当をそれぞれ増額するものでございます。

衛生費につきましては、総合保健福祉センター管理事業において、施設内の設備故障等による修繕経費を、ＰＣＢ汚染物対策事業において、処理施設の現地確認経費を、ゴミ啓発等推進事業において、まちづくり委員会等と実施する常磐道側道周辺の不法投棄物撤去経費をそれぞれ計上するものでございます。

商工費につきましては、消費者行政推進事業において、備品購入費を計上するものでございます。

土木費につきましては、菅谷市毛線街路整備事業において、補償費を増額するものでございます。

消防費につきましては、自主防災組織育成事業において、新規結成及び整備費の補助を増

額するものでございます。

教育費につきましては、公立幼稚園建設事業において、用地測量業務委託料を、社会教育事務費において、瓜連小・中学校コミュニティスクールに係るコーディネーター費を、図書館運営事業において、人件費をそれぞれ計上するものでございます。

公債費につきましては、繰上償還等に係る償還元金を増額するものでございます。

諸支出金につきましては、国県負担金等返納金において、子育て世帯臨時特例給付金、介護保険に係る低所得者保険料軽減負担金の精算返納金を計上するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、市債を増額するものでございます。

議案第73号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ75万6,000円を追加し、69億75万6,000円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、国民健康保険事務費において、制度改革に伴うシステム改修経費を計上するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、国庫支出金を増額するものでございます。

議案第74号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ65万2,000円を追加し、20億3,665万2,000円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、職員人件費において、人事異動に伴う給料等の差額を増額し、一般管理事務費において、備品購入費を計上するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、繰入金、繰越金を増額するものでございます。

議案第75号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額から歳入歳出それぞれ58万5,000円を減額し、9億2,541万5,000円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、人事異動に伴う給料等の差額を減額するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、繰入金を減額するものでございます。

議案第76号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ6,035万8,000円を追加し、45億4,335万8,000円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、職員人件費において、人事異動に伴う給料等の差額を減額し、諸支出金の償還金及び一般会計繰出金において、平成27年度の事業費確定により、精算額を計上するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、繰入金を減額し、支払基金交付金、繰越金を増額するものでございます。

議案については、以上でございます。

続きまして、提出いたしました認定案件についてご説明申し上げます。

今定例会に提出いたしました認定案件は、平成27年度各種会計歳入歳出決算の認定についてが1件、平成27年度水道事業会計決算の認定についてが1件の計2件でございます。

続いて、概要についてご説明をいたします。

オレンジ色の仕切り紙の次のページをお開きいただきたいと思います。

認定第1号 平成27年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度那珂市各種会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

一般会計決算につきましては、歳入総額195億9,477万円、歳出総額186億1,798万円、歳入歳出差引額は9億7,679万円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源2,829万円を差し引いた実質収支額は9億4,850万円でございます。

概要としましては、歳入が前年度より微増していますが、ほぼ前年度と同規模となっております。

歳入は、前年度繰越金や繰越事業が減少したことによる繰越金の減や、評価替えの影響による固定資産税の減、法人市民税の減による市税が減となった一方、災害復興特別交付税の皆増による地方交付税の増、消費税率改正の影響による地方消費税交付金の増、地方創生に係る地域活性化・地域住民等緊急支援交付金の皆増や、子ども・子育て支援新制度に係る民間保育所等児童運営費の増による国庫支出金の増により微増となっております。

また、歳出は、子ども・子育て支援新制度に係る民間保育所等児童入所事業や障害福祉サービス給付事業などの増による民生費の増、地方創生に係るプレミアム付商品券発行事業の皆増などによる商工費の増、下菅谷地区まちづくり事業や菅谷地区まちづくり事業の増による土木費が増となっております。一方、土木費の道路改良舗装事業が減、菅谷西小学校校舎耐震化補強事業や菅谷小学校屋内運動場大規模改造事業の事業完了による教育費が減、行政改革の取り組みによる新規借入額抑制を図ってきた効果により、公債費が減となっております。

平成26年度と比較しますと、歳入総額が1.9%の増、歳出総額が0.4%の増となっております。

次に、特別会計でございますが、まず、国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額69億5,226万3,000円、歳出総額68億2,221万9,000円、歳入歳出差引額は1億3,004万4,000円でございます。世帯数、被保険者数とも微減となっている中で、1人当たりの医療費の伸びなどにより給付額が増加しております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額24億7,943万1,000円、歳出総額24億506万

3,000円、歳入歳出差引額は7,436万8,000円となります。繰越明許費に係る財源471万5,000円を差し引いた実質収支額は6,965万3,000円でございます。前年度に引き続き下菅谷・門部台・額田北郷・菅谷中央・后台・戸多地区の整備を行い、あわせて門部台・額田北郷・下菅谷・后台・戸多・中里地区の実施計画も進めております。

公園墓地事業特別会計につきましては、歳入総額1,539万円、歳出総額1,207万3,000円、歳入歳出差引額は331万7,000円でございます。

農業集落排水整備事業特別会計につきましては、歳入総額10億1,247万4,000円、歳出総額9億5,307万5,000円、歳入歳出差引額は5,939万9,000円でございます。鴻巣Ⅱ期及び酒出地区の管路施設整備等を行い、あわせて鴻巣Ⅱ期及び酒出地区の実施設計委託を行いました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額43億6,974万9,000円、歳出総額42億4,115万2,000円、歳入歳出差引額は1億2,859万6,000円でございます。平成27年度のサービス給付状況につきましては、利用件数、給付額ともに前年度に対して増加しているところでございます。

上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計につきましては、歳入総額1億1,848万9,000円、歳出総額1億1,582万6,000円、歳入歳出差引額は266万4,000円でございます。事業区域内の街区道路の整備や移転補償を行ったところであります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額5億2,595万7,000円、歳出総額5億2,503万6,000円、歳入歳出差引額は92万1,000円でございます。

以上、各種会計歳入歳出決算の概要説明でございます。

認定第2号 平成27年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

平成27年度那珂市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

経営の状況については、収益的収入及び支出において、総収益12億5,566万4,105円で対前年度比3,856万8,347円の増に対し、総費用は9億6,280万9,915円で対前年度比5,068万4,011円の減となり、消費税を差し引き2億2,335万5,970円の当年度純利益を計上することができました。

資本的収入及び支出については、収入3億9,923万3,320円で対前年度比3億1,925万9,720円の増に対し、支出8億112万3,632円で対前年度比4億6,700万3,499円の増となり、差し引き4億189万312円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填いたしました。

以上、水道事業会計決算の概要説明でございます。

提出いたしました議案等の概要については以上でございます。

慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 続いて、監査委員の意見を求めます。

平成27年度那珂市歳入歳出決算審査意見書及び平成27年度定額運用基金の運用状況に関する審査意見書、平成27年度那珂市水道事業会計決算審査意見書、以上3件を一括して報告願います。

萩谷眞康監査委員、登壇願います。

[監査委員 萩谷眞康君 登壇]

○監査委員（萩谷眞康君） それでは、認定第1号、第2号合せて審査結果についてご報告申し上げます。

平成27年度那珂市歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。

決算説明資料15ページの次をごらんください。

審査対象。平成27年度一般会計歳入歳出決算、以下、年度は省略させていただきます。続いて、国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算、下水道事業特別会計歳入歳出決算、公園墓地事業特別会計歳入歳出決算、農業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算、上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審査いたしました。

審査期間及び場所。平成28年6月20日月曜日から平成28年8月16日火曜日まで、那珂市5階総務課分室ほかで行いました。

審査概要。審査に当たっては、各会計歳入歳出決算証書類その他政令で定める書類等について関係諸帳簿と照合し、関係職員の説明を求め、現金出納検査及び定期監査の結果を参考とし、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかなどを主眼に置いて実施いたしました。

審査結果。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により、平成27年度那珂市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、証書類を審査した結果、決算計数はいずれも正確であり、その内容及び予算執行状況についても、適正であると認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりであります。

平成28年8月18日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、同じく 君嶋寿男。

以上であります。

引き続き、平成27年度定額運用基金の運用状況に関する審査についてご報告いたします。

歳入歳出決算審査意見書15ページの次のページをお開きください。

審査の概要。この審査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、市長から提出された運用の状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、現金出納検査の結果を参考として、基金の運用が、適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

審査期間及び場所。平成28年6月20日月曜日から平成28年8月16日火曜日まで、那珂市役所5階総務課分室ほかで行いました。

審査結果。審査に付された下記及び運用の状況を示す書類は、いずれも適正に作成され、基金の運用が、適切かつ効率的に行われているものと認められました。

平成28年8月18日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、同じく 君嶋寿男。

引き続きまして、平成27年度那珂市水道事業会計決算審査についてご報告申し上げます。

水道事業決算書の次をごらんください。

審査期間及び場所。平成28年6月20日月曜日から平成28年8月16日火曜日まで、那珂市役所5階総務課分室ほかで行いました。

審査概要。審査に当たっては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条の規定によって作成された決算諸表及び附属書類等について関係諸帳簿と照合し、関係職員の説明を求め、現金出納検査及び定期監査の結果を参考とし、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかなどに主眼を置いて実施しました。

審査結果。審査に付された決算諸表及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数的に正確であり、経営及び財政状況について適正に表示されていると認められました。

決算等の概要及び意見は、別添のとおりであります。

平成28年8月18日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、君嶋寿男。

以上であります。

◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後10時40分

平成28年第3回定例会

那珂市議会議録

第2号（9月1日）

平成28年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年9月1日(木曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	大和田 和男君	2番	富山 豪君
3番	花島 進君	4番	中崎 政長君
5番	筒井 かよ子君	6番	寺門 厚君
7番	小宅 清史君	8番	綿引 孝光君
9番	木野 広宣君	10番	古川 洋一君
11番	萩谷 俊行君	12番	勝村 晃夫君
13番	笛島 猛君	14番	助川 則夫君
15番	君嶋 寿男君	16番	遠藤 実君
17番	福田 耕四郎君	18番	須藤 博君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野 徹君	副市長	宮本 俊美君
教育長	秋山 和衛君	企画部長	関根 芳則君
総務部長	川崎 薫君	市民生活部長	石川 透君
保健福祉部長	大部 公男君	産業部長	佐々木 恒行君
建設部長	小泉 正之君	上下水道部長	石井 亨君
教育部長	会沢 直君	消防長	寺門 忠君
会計管理者	綿引 智君	行政財政改革室長	大森 信之君
危機管理監	小橋 洋司君	農業委員会長	山田 甲一君
総務部次長	川田 俊昭君	農事務局長	

議会事務局職員

事務局長 深谷忍君 記書 小田部信人君
書記 萩谷将司君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（中崎政長君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがいまして、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。また、明日9月2日には通告6番から7番までの議員が行います。

以上、ご理解及びご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

◇ 花 島 進 君

○議長（中崎政長君） 通告1番、花島 進議員。

質問事項 1. 日本原電、東海第二原子力発電所の運転再開等について。 2. 職員の処遇について。 3. 額田城址の整備などについて。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

[3番 花島 進君 登壇]

○3番（花島 進君） 花島です。よろしくお願ひします。

まず、日本原電の東海第二原子力発電所の運転再開などに關してお伺いしたいと思います。東海第二原発を動かすかどうかというのは、単に原子力が不安かどうかとかいうことだけではなくて、その東海第二原発あるいは日本原電がどのように管理しているのか、あるいはどのように技術的能力を持っているかということも関連しています。そういう点では、我々が東海第二原発がやるんだったらちゃんとやるのかどうか、それをきちっと見る目が必要だと思っています。そういうことも含めてお伺いしたいと思います。

まず1番目は、6月議会で周辺の市町村長と原電との協定見直しにかかる話し合いが行われると聞いていました。報道等によれば7月27日に行われたと伺っているんですけども、その様子はどうでしょうか。

それと、協定の見直し、特に東海村だけじゃなくて周辺のいくつかの市町村が、運転に疑義があった場合には運転しないという中身にするということが望まれていると思うのですが、その見通しはどうでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

周辺自治体5市1村で構成される原子力所在地域首長懇談会が、7月27日に東海村産業・情報プラザで開催されました。これまで、日本原電からは安全協定の見直しについて具体的な説明がない状況が続いていたこともあり、会議の席上、各首長からは安全協定の見直しについて早急に回答するよう要求がございましたが、日本原電からは明確な回答はありませんでした。

今回の結果を踏まえまして、次回の懇談会は、安全協定の早期見直しを日本原電に強く求めるためにも年内に開催することになってございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） なんで原電が明確な回答をしないのかはよくわからないのですが、本当は東海村だけにしたいんでしょうかね、というのは聞いてもわからないでしょう。今、広域避難計画という話がありますけれども、その計画の中では近くの人が先に逃げるという形になっていますよね。そういうのも、那珂市は例えば待たされる立場ですよね。だけど、被害を受けるとしたら一緒にわけで、もしこういうこともちゃんとやられないんだったら東海村が逃げるのを待っていませんよという話にだってなりかねないんだということも言いつつ、要求をしていっていただきたいと思います。

次に、原子力施設の問題について若干お話ししたいと思います。

6月2日に東海村の日本原電で廃液漏れが見つかりまして、ちょっとした事故ということになりました。周辺に対する放射能の被害というか漏れはなかったと思いますけれども、問題はどういうふうにしてそういうことが起きてということですね。その報告書については、7月27日付で原子力規制委員会に百何十ページかのものが出ています。

私は共産党ですので、共産党の茨城県議団あるいは東海第二原発を懸念している方々との報告書の検討などをしました。それをベースに共産党の県議団の3名と東海村の大名村議、そして私で日本原電に話を聞きに行ってます。

その話と報告書の内容からいくつかお話ししたいと思うんですが、一つは、廃液濃縮貯蔵タンクというのがありますて、そこから、彼らによれば泡が立って泡で漏れたということなんですね、細かいことは省きますが。そういう問題はあるかもしれないんですけども、私は、報告書を見ていくつも問題点があるというふうに感じたんです。

一つは、その廃液貯蔵タンクの水位をきちっとはかれるようになっていない。物は水で比重が1.25というちょっと矛盾する話なんですけれども、そういう計算で出る値しか読んでいないということです。もう一つは、いろんな配管とかそういうシステムには、主に水などなんだの流れる経路の外にいろんな補助的な経路があるんですね。あふれたときにどういうふうに行くかとか、そういう系統の管理が全然なっていないんです。彼らも認めていましたが、今まで、詰まつたら掃除する、壊れたら補修するというふうにやっていて、定期的な点検とかやっていなかつたようです。5年かそこらで終わる施設ならいいんですけども、ああいう施設は短くとも10年、20年、今度は40年過ぎて60年までやろうとしているんですね。そういうことを言っている会社がそんないいかげんな考え方で管理していたのかというのが非常に問題だと思いました。

問題はもう一つあって、報告書の中身が、泡で漏れたということで終わりにしたいという意図が見え見えで、いろんな問題点についてきちんと分析して今後の改善につなげるというふうな形になっていないというのが問題です。

それで、それは原電に言うことなんですが、一つは、周りの自治体がそういう技術的なレベルの低い話とか報告書のおかしなところをちゃんと見抜ける能力を持ってほしいんです。全ての自治体で持つということが望ましいわけですけれども、原子力というのはなかなか複雑な体系だし、技術というのは広い範囲にわたる課題があるので那珂市で全て持てとは言いません。ですが、県ではせめて今回の事故の報告書を見て今私が言ったことぐらいは指摘できるようでないと困るんです。それについて、県議も共産党の議員なんかは言っていくと思うのですが、那珂市のほうからも、那珂市としてはそういう能力が万全にはできるわけないので県でしっかりしてほしいと言ってほしいと思います。お伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

自治体職員にも専門的な知識が必要であるとは考えております。茨城県に現在の状況を確

認したところ、原子力に関する研修への参加の外に、原子力規制庁に研修生として職員を派遣してその能力を高めているということです。また、原子力機構の職員や茨城原子力協議会を通じて原子力の知識を有する人員を受け入れているということも言っております。さらに、学識経験者を構成員とする茨城県原子力審査会や茨城県原子力安全対策委員会などを設置しており、私としては十分な体制が整っているのではないかとは考えております。

議員がおっしゃるように県のほうに要請してほしいということですが、専門職のさらなる充実については、いろんな会合がありますのでその会合等でお話をていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） よろしく要求していただきと思います。

それで、県がどういう人たちを抱えているというのか使っているというのかよくわかりませんが、正しい言い方はわからないんですが、どういう人たちが県にかかわっているかということで言うと、一つ原子力安全対策委員会というのがありますて、それにどんな人がいるのかを見てみました。14人の委員の方がいまして、それぞれ立派な肩書の方なんですね。私が非常に問題に思うのは、肩書がよければいいというものじゃないということなんです。この中で原子炉工学の方が3人、核燃料工学の方が2人いまして、そのうち1人を除いてみんな東京大学の大学院工学科の教授または准教授です。福島第一の事故がありましたね。あれは要するにこういう方々が失敗した結果でもあるわけですよ。そういう方々を並べておいて、それで学識経験者がいるからいいんだというんでは、住民の安全は守れないというふうに私は考えています。

問題は、その肩書とか経歴ではなくてどれだけきちっとした素養があるのか、それから批判的な目で見れるかどうかなんですが、その点で県の姿勢というのは私はかなり疑問に思っています。そういうことを含めてぜひ言っていっていただきたいと思います。

次の課題についてよろしいでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長に答弁求めますか。

○3番（花島 進君） ありますか、これに対して答弁。あれば。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 確かに推進派と慎重派と両方入って議論するというのが一番正しい議論の仕方だと思いますので、そういったことも含めて言える機会があれば、いろんな会合がありますのでお話ををしていきたいというふうに思います。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） よろしくお願ひします。

次の課題に移りたいと思います。

職員の待遇についていくつかお聞きしたいと思います。

職員の待遇というのは、言うまでもなくよい仕事を効率よくやってもらうというためで、非常に大切だと思っています。私は、議員に立候補するときから中でも臨時職員の待遇を改善するということを公約に言っていました、ずっと一般質問のたびにしつこくやらせていただいております。大変大事なことなので繰り返し繰り返し言いますが、まず20年、30年前と今は状況が違っています。いわゆる非正規雇用が非常にふえていて、その方々の働きがかなり社会、市の仕事もそうですけれども、支えているということですね。それで、その非正規雇用と正規雇用の待遇の差というのは決して縮まっていないということです。これは社会問題になっています。それを市として一気に解決しろというのはこれはもうできないことではあるんですけども、市の受けている部分ということですかね、雇用している非正規雇用の職員の方々を少しずつでも改善していくかないとやはり社会の改善にもつながらないということだし、職員の士氣にもつながらないと考えています。

まず、茨城県の最低賃金が昨年は10月4日付で変わっているんですけども、今年も多分そのくらいで変わるというふうに聞いています。それがどのくらい変り、それでそれに対して臨時職員の待遇の見直しなどをどう考えてくださるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

今回、茨城地方最低賃金審議会が茨城県の最低賃金を前年度より24円引き上げ、1時間当たり771円とするように茨城労働局長宛てに答申されました。これを受け、間もなく茨城労働局から来年度の茨城県最低賃金について正式に発表される予定でございます。

臨時職員の賃金につきましては、茨城県の最低賃金の状況や近隣市町村の賃金の状況を調査し、時給単価の改定について前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 前向きにということを強調して私は聞き取ったんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 前向きに検討してまいります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ありがとうございます。

次に、正規雇用の職員の方々についてお伺いしたいと思います。

人事院勧告が28年度の8月8日に出されていて、若干の給与改定等があります。まず、職員の給与改定について、その人事院勧告なり今後多分あるであろう国の給与改定に沿ってどう那珂市の職員の待遇を扱うかお考えをお聞きしたい。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

市の職員の処遇反映につきましては、例年、人事院勧告に準拠して給与等の改定を実施しております。ご指摘のように、人事院勧告は国家公務員に対する給与改定の勧告ではございますので、地方公務員の給与体系とは違う部分もございます。

しかしながら、当市では人事委員会を設置しておりませんので、給与改定勧告や給料表を改めて作成することもありません。人事院勧告に準拠し、給料表も改定された国家公務員のものをそのまま使用しております。また、地域格差の是正につきましては、国家公務員の地域手当支給地域に合せて3%の地域手当を支給しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） わかりました。

一つ、地域格差の是正問題なんですけれども、私もついこの間まで原子力機構に勤めていて、東海村の地域手当をどうするかということで組合の役員なり、一般職員としてもかなり苦々しい思いをしていました。水戸市は3%なんでものじゃないですよね。ひたちなか市も違いますよね。なんで那珂市が3%になるのかという、このほとんど隣接しているところでというのは疑問に思っています。今すぐいい回答をしろとは言いませんが、一方で、ある程度規模の小さい市としては独自の給与体系をつくるのは難しいでしょうけれども、こういうところは考えることができるんではないかと思いますので、今後の検討課題としていただきたいと思います。

じゃ次にいっていいですか。

同じような勧告で、介護休暇に対して国家公務員で改善をするように人事院から勧告が出されています。これについて那珂市の現状と今後の扱いについてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

今回の人事院勧告では、介護離職を防止し仕事と介護の両立を可能とするため、育児・介護休業法の改正などに基づく制度の拡充が示されております。

現在の本市の介護休暇は、国と同様に、要介護状態にある対象家族の介護のため1年に5日までの有給の介護休暇の取得を認めており、さらに国の制度以上に1時間単位での休暇を認めております。これ以外の介護休暇などの制度につきましても、人事院勧告に準拠して改善するよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 国よりも進んだ形でやっておられるということで歓迎いたしますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。この介護の問題というのは、皆さんも感じていら

れると思うんですが、なにも問題が生じなければどうということはないんですけども、一たびその必要が出てくるとかなり大変でして、私は親がみんなもう亡くなつたからその負担はないんですけども、その前は私の弟たちとか結構大変な思いをせざるを得ないというふうになっていました。介護離職を防止しとお答えですけれども、場合によっては働きたいのにやめざるを得なくなる方もいらっしゃいます。そういうことで、改善をしていくのがやはり市としての役割かなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の課題に移ってよろしいでしょうか。

まず、額田地区に額田城の跡があります。私もその維持にかかわる会員に最近なつたばかりですが、それについて市のほうでいろいろな計画をつくっていただき、排水路の整備等の計画が進んでいます。また、アクセスもよくなろうとしています。その点は大変歓迎します。

そうなると、もう一つの心配は、市からかなりの投資というんですかね、お金をつぎ込んでいるというので、単に額田にこういうのがあるよというだけでなく、史跡としての価値なりを高めていく必要も必要と思っています。そういう点で、単に設備を整備するだけでなく教育委員会とかその他を含めて調査とか、どういう城だったのかとか、その文化的価値を高めるような計画を進めていっていただきたいと考えます。どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えを申し上げます。

額田城跡につきましては、平成23年度に策定をいたしました額田城跡保存管理計画に基づきまして、平成24年度から整備を進めております。平成29年度に新しく更新ということになりますので、今年度中に地元の方や学識経験者の方の協力を得て第2期の保存計画を策定する予定でございます。

この計画におきましては、史跡としての価値を高めるため発掘調査を実施いたしまして、将来的に県の文化財指定を目指していく考えでございます。また、多くの方に訪れて頂けるような歴史的な自然公園として、そして那珂市の観光資源として計画的に整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 心強い回答をありがとうございます。

次に、額田地区の市民はもちろんなんですけども、やはり市で結構なお金をかけてやるとなると、額田地区としては、ただ単にそこにお金がつぎ込まれて整備が進むというだけでは喜んでいられないんです。先ほど言いました調査などをベースにして、やはり市民の理解を得ながら進めていきたいと思っています。そういう点でそっちのほうをよろしくお願ひしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

額田城跡につきましては、茨城県内で最大規模の中世の巨大城郭でございます。現在、その規模が明瞭にわかるのは額田城や真壁城でございまして、茨城県北部においては本城が唯一という状況でございます。面積につきましては、東西に1,140メートル、南北に840メートルというふうに巨大なものでございます。また、築城から落城まで城の歴史につきましては、17代340年という長きにわたり続いたものでございます。歴史資産としてはもとより、地域資源、観光の資源ともなり得るため、この先、新たな整備を始める際には、広報、そしてホームページ等で広く周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

進め方にあたっては、額田のまちづくり委員会あるいは額田城址保存会、さらにその外の方々の意見も聞きながらよろしく進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中崎政長君） 暫時休憩をいたします。再開を10時40分といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時39分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 笹 島 猛 君

○議長（中崎政長君） 通告2番、笹島 猛議員。

質問事項 1. 区域指定制度について。2. 市民の健康づくりと予防対策について。

笹島 猛議員、登壇願います。

笹島議員。

[13番 笹島 猛君 登壇]

○13番（笹島 猛君） 議席番号13番、笹島 猛です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、議長のお許しを得まして区域指定制度の一覧ということを配付しましたが、これは2番目に使いますので、どうぞそのまま置いておいてください。

まず最初、ちょっと順番を入れかえまして市民の健康づくりと予防対策について伺ってま

いります。

少子高齢化社会と言われて久しいですが、高齢化率7%で高齢化社会、高齢化率14%で高齢社会、高齢化率21%で超高齢化社会となります。

本市の高齢化率は今年の4月1日現在で28.55%となり、超高齢化社会に突入したわけです。このような超高齢、人口減少社会がもたらす現実は、医療・介護・年金などの給付と負担の問題、医療費、社会保障費の増大、ひとり暮らし世帯や夫婦世帯の急増による世帯構造の変化、世代間の格差、高齢者の同一世帯間の健康問題、所得格差である同一世帯内格差、そして人生60年時代と言われたこれまでから人生90年時代と、そういった備え、地域力の低下の中での高齢者の生活環境の整備、高齢者人口の増大に伴っての認知症の増大、高齢者の住みなれた地域で安心して暮らせる仕組みづくりなどなど、超高齢化社会の課題は山積みしております。

そこで、本市の超高齢化社会の現状と課題について市長はどのように認識をしているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 本市の住民基本台帳人口では、平成28年4月1日現在で5万5,576人で、そのうち65歳以上の高齢者は1万5,867人、高齢化率が28.55%となっています。9年前の平成19年4月1日との比較では、人口が917人減少している一方で、65歳以上の高齢者は4,685人増加し、高齢化率も7.14ポイント増加しているという状況にあります。

今後急激に少子高齢化が進む中、平成37年には団塊の世代が75歳以上となる超高齢化社会を迎えることになります。こうした中で、高齢化の進展に伴う生活習慣病や重度の要介護者、認知症高齢者の増加など、医療と介護の連携による支援体制の整備が喫緊の課題であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、生活習慣病対策について伺ってまいります。

生活習慣病に共通する特徴として、自覚症状が少ないと、危険因子や予防法がほぼ確立されていること、寿命だけではなく健康寿命も縮めること、経済的打撃も莫大であることなどが挙げられます。また、問題となる主な生活習慣としては、運動不足、過食、喫煙、ストレス、栄養の偏り、飲酒、睡眠不足、塩分過剰、過労、植物繊維不足、カルシウム不足、脱水などが挙げられます。死亡原因の第1位が悪性の新生物、それから第2位は心疾患、そして第3位は脳血管疾患ということで、生活習慣病が大きくもととなるものが原因の死亡は1位から3位まで占めています。

そこで、本市の生活習慣病の現状について伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

平成26年度における那珂市国民健康保険被保険者がかかった医療分析によりますと、まず入院医療費については、狭心症、心筋梗塞などの虚血性心疾患が全体の6.4%、脳出血、脳梗塞などの脳血管疾患が5.2%を占めております。また、外来医療費につきましては、高血圧が全体の10.3%と最も多く、次いで糖尿病が9.8%、脂質異常が6.5%、慢性腎不全が4.9%という状況になっております。

この入院医療データからは、今後重症化すると予測されるリスク要因に高血圧、糖尿病、脂質異常が多く、健康診査の受診結果及びレセプトデータを活用してこれらの異常データを持つ方を把握し、重症化しやすい方から優先順位をつけて効果的な保健指導ができるような体制に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、特定健康診査、特定保健指導について伺ってまいります。

こういった生活習慣病が出てくる前の方策としては、現在、市が行われている特定健康診査、そして特定保健指導というものがあります。特定健診は、医療保険に加入する40歳以上の被保険者を対象に実施する健康検査です。身体計測や血圧測定、血液検査、尿検査などの検査を通じて生活習慣病の早期発見・早期治療につなげることを目的にして実施しております。そこで、特定健診の現状を伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

那珂市国民健康保険の被保険者40歳から74歳を対象とする特定健康診査受診率は、平成27年度実績値で38.7%、県内13位となっておりますが、比較的若い年齢層、40歳から64歳の男性の健診受診率が低い状況となっております。健診未受診者のうち40歳から60歳につきましては約半数の方が、65歳から74歳については2割の方が治療を受けておらず、健康状態が把握できない状況となっております。

また、健診受診者と未受診者の医療費を比較しますと、未受診者については健診受診者よりも5倍を超える医療費がかかっている状況となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、特定保健指導についてですが、特定保健指導対象者には動機づけ支援と積極的支援の対象者があります。そこで、特定保健指導の現状を伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

特定保健指導につきましては、開始年度の平成20年度から、保健師及び管理栄養士が担当地区を持ちまして、市内8地区に各担当者を配置した体制で実施をしているところでございます。積極的支援、動機づけ支援の保健指導対象者及び重症化しやすい高血圧、糖尿病、脂

質異常等のリスクを持つ方に対し優先順位をつけて保健指導を実施しているというところでございます。

平成26年度の特定保健指導率につきましては52.9%となっておりまして、目標としておりました45%を超えているという状況になってございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 予防事業ということで、平成28年度から国保加入者で人間ドック等を受診した方に5,000円を100人分交付する予算措置をしましたが、近隣市町村と比較して余りにも補助額の少なさに驚きましたが、その内容について伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

市では、平成28年度において那珂市国民健康保険特定健診受診促進助成金交付要綱を制定したところでございます。

内容としましては、国保の特定健診対象者が特定健診を受けないで人間ドック等を受診した場合に、受診結果を市に提出していただくことによって特定健診を受診したこととみなし、助成金を交付するというものでございます。助成金の金額につきましては、先ほど議員5,000円という形で言われましたが、これにつきましては市の特定健診における市の負担分相当額ということで助成をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 多くの市町村は、毎年、人間ドックと脳ドック受診者に対して費用の助成を行っております。そこで、近隣市町村の人間ドック、脳ドックの実施状況と健診費助成について伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

近隣市町村の実施状況でございますが、水戸市、ひたちなか市、東海村、常陸太田市、常陸大宮市、城里町において人間ドック、脳ドックの助成を行っているというところでございます。各市町村の助成額につきましては、一律ではなく、おおむねドックの費用の半分から7割相当を助成しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 今、部長が言っていた多くの市町村では半分から7割ということで、余りにも那珂市がお粗末だということを今回の一般質問で取り上げたんですけども、早期発見・早期治療の効果がこの医療費にはね返ってくると思うんですよね。それで、その助成金額とか助成人数をふやし、脳ドックを受診した方にも助成を行ったらどうでしょうか、伺

います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

助成金額につきましては、那珂市国民健康保険特定健診受診促進助成金交付要綱に基づきまして特定健診の市の負担相当分を交付ということで先ほど申し上げましたが、助成人数につきましては、当然100人というのは当初予算という形で組んでおりますので、今後これが人数が超えれば補正という形で交付の状況を見ていきたいなというふうに考えております。

また、脳ドックの受診者に対する助成ということでございますが、脳ドックの検査項目が那珂市国民健康保険特定健診受診促進助成金交付要綱の規定する検査項目を満たすときには助成について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） そうすると、部長、それは前向きな回答と素直に受け取っていいんですか、再度伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） この助成要綱の中では人間ドック等という形で明記していますので、脳ドックについても前向きに考えていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） ありがとうございます。

行政による各種健診のメニューをふやすことは、健康づくり推進の中で病気になる前に予防に努め健康を維持することが重要なことであることや、健診の必要性を周知することによって健診を受ける方がふえれば、お金をかけても費用対効果があります。健康に暮らすなら那珂市です、健診を受けるなら那珂市ですと言われるくらいの取り組みはしてはいかがでしょうか、市長の見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

市民アンケートから見ますと、市民の7割の方がかかりつけ医を持っている、それから日ごろから食事や栄養バランスに気をつけている、適度な運動、十分な睡眠の確保に努めている、定期的に健康診断を受けているなど、健康を意識した生活実態が見受けられまして、健康に対する意識は大変高いものであるというふうに推測をしております。市民が健康を維持するには、まず健診を受けていただいてご自身の健康状態を把握する必要があります。各種の健診を実施することで病気の早期発見・早期治療へと結びつけることによって、市民の健康の維持・向上へと結びつけていくところでございます。

今後におきましても、積極的に健診事業を展開しまして市民の健康管理に努めていきたい

というふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） これからも本市の予防施策がますます充実していくことを期待しております、この項を終わります。

次に、区域指定制度について伺ってまいります。

現在、本市においては昭和46年3月15日から、いわゆる線引き、市街化区域と調整区域に分け、市外からの流入策として、線引き前から宅地のところは集落出身じゃなくても住宅等を建設することができ、既存宅地であれば宅地分譲することができました。それが、平成13年に改正都市計画法によって既存宅地制度が廃止されました。国では、既存宅地の制度を廃止した代わりに、今回私が取り上げております区域指定制度をつくりました。これは都市計画法の第34条を追加して代替案としたものです。

この区域指定制度とは、要約すれば、まず県が区域指定について条例を定め、茨城県では他の県に先駆けて平成14年4月に施行しております。その条例に基づいて各地市町村が独自に区域エリアを指定できるというものです。一定の条件を満たした調整区域の集落で区域指定を受けることにより、そのエリアは誰でもエリア指定を受けることにより、居宅だけではなくお店や事務所、アパートなどを建築できるという制度です。

ちなみに、この制度を導入している市町村はどこがありますか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

県内市町村における区域指定制度の導入状況でございますが、平成27年10月現在ですが、県内44市町村のうち、非線引き都市11市町を除いた33市町村のうち18市町が導入をしております。近隣で申しますと、水戸市、常陸太田市、茨城町等が導入しております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 参考資料で区域指定の一覧を渡した、それには県内の状況が載っていますのでごらんください。

これは、昭和45年に制定された都市計画法の線引き制度に次ぐ第二の線引きというもののかどうか伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

この区域指定制度は、調整区域内の指定区域に限り立地基準等が緩和されることから第二の線引きに例えられますが、厳密に言いますと、市街化調整区域における開発行為の立地基準の一部緩和ということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（ 笹島 猛君） 全国の人口が少なくなるというような事態を迎えて、以前は市街化調整区域に例えればこういう市庁舎、それからショッピングセンターという大規模施設が郊外へ郊外へと出ていったものです。高齢化を迎えるにあたって、今度は中心市街地にコンパクトシティという言い方で、お年寄りが歩いていける圏域内にそのような施設を集約しようとという形の中で都市計画法が改正になりました。法改正では、まちの中心部の活性化に向けて住宅や商業施設の誘導策を盛り込んで中心市街地の空洞化に歯どめをかける施策ですが、この区域制度とは矛盾を感じるがいかがなものですか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

本市の現状を踏まえた中、区域指定導入にあたりまして、都市の秩序ある発展のため市域内の人口バランスの確保は非常に重要なポイントと考えております。したがいまして、人口バランスを確保するためには区域指定制度をどのように活用していくかという点を考慮するとともに、中心市街地の活性化、市街地の無秩序な拡散といったスプロール防止も視野に入れた対策が必要と考えております。

以上のことから、区域指定制度の導入後の市街地形成のあり方、いわゆるコンパクトシティの形成を見据えた上で区域指定を行うものとしております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（ 笹島 猛君） 部長が今、市域内の人口バランスの確保と言っておりましたが、今の時代やっぱり特に子育て世代は利便性があって周辺環境がよければ、これは黙っていても人は集まってきます。人口もふえます。どこに誰が住むというのはその人の勝手ですから、それよりも私、市街化区域の拡大をしてみたらどうかななんてちょっと今思ったんですけども、どうなんですか、そういうのは。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） 線引きの見直しというような形になるかと思うんですが、基本的に線引きの拡大にあたりましては人口フレームというものがございまして、俗にいうヘクタール当たり40人以上ですか、前は60人なんですが、そういう形の中であくまでも人口増が見込めないと市街化区域の拡大はできないというのが今の現状でございます。そういう中で、この区域指定制度は調整区域における居住者の選択肢を広げるというような形の制度でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（ 笹島 猛君） ちょっと安易な考え方で、やっぱり市街化区域、人が住んでもらえば固定資産税も高く取れるし、都市計画税ももらえるという単純な考え方で、そうすれば那珂市の財源も潤うんじゃないかという本当に単純な考え方で今言っただけで、なんのあれもござい

ませんで、次にまいります。

この制度導入によって地価の安い郊外へ人口が移行すると、中心市街地の空洞化、既成市街地の低密度化の進行、郊外部の開発や進展に伴う自然環境の喪失などの新たな問題が発生することになるのではないかと思います。また、この拡大によってインフラ整備などの行政コストも増加するのではないかと思いますがどうでしょうか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、市街化区域に隣接する集落を指定した場合、人口の増加はかなり見込めると思います。ただし、市街地のスプロール、営農環境の悪化などが懸念されているところでございます。また、区域指定の指定要件としまして、既にインフラ等が整備されている区域、新たな公共投資を要しない区域と定めております。その関係上、行政コストの増大につながることはないと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、そのインフラ整備が必要でない、新たな公共投資が必要でないという、そういう区域は例えどこら辺なんですか、具体的には。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） 基本的に大原則としまして既存の集落、既存の集落の定義としましては、住宅敷地が50メーター間隔で50戸以上あるような集落でございます。そういう集落を昨年度調査いたしまして、それを精査して今回具体的なエリアを指定していくというのが今の現状でございまして、市内全般を見ますとかなり大幅な区域がございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 結構多くの地域があるということですね。わかりました。

当制度を導入した場合、スプロール等が発生すること、また中心市街地の活性化や市街化区域の適正な人口定着や、開発の許可を阻止する要因となることが懸念されますが、この点についてはどういう考えなのか伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、市街化区域に隣接する集落を指定した場合、市街化区域における開発意欲を低下させたりスプロール化を助長するおそれがございます。そのため、市街化区域から1キロ以内にある集落の指定は問題があると考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、スプロール現象というのは、この市街化区域から隣接する

地域だけでなく、やはり土地が安いところ、そういう郊外に向かって無秩序に広がってしまうんではないかということを私は懸念しているんですけども、今の答弁とかみ合ったかな。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） すみません。

要は、今、議員おっしゃいますように、市街化区域に隣接していますと当然それなりのインフラの整備もされております。そういう関係で、おっしゃいましたように拡散していく現象がスプロール化ということなんですが、そういう要因になるのではないかと。そういう意味でちょっと先走ったかもわからないですが、1キロ以内は指定しないというようなのが今回の市の考えでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 傍聴者の皆さん、答弁よく聞こえていますか。大丈夫ですか。わかりました。ありがとうございます。

笥島議員。

○13番（ 笥島 猛君） わかったようでわからなかったんですけども、次にいきます。

現在の那珂市は、居住形態は大きく3つに分かれています。1つは昔からの市の中心部である旧市街地、2つ目は新しいまちとして発展を続けている菅谷バイパス地区、3つ目は面積が広くてばらばらに集落が散らばっている地域ですが、市街化区域から離れた集落ほど活性化やコミュニティを進める必要があるのか。特に学校が閉校になっている戸多、本米崎地区を優先的に活用するのか伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

市街化区域から離れた集落は、市街化を促進するおそれがない既存集落の維持・保全を図るために指定します。区域を指定することによりまして秩序ある集落が形成され、ライフスタイルの多様化に対応し、郊外部の豊かな田園環境のもとでゆとりある居住が可能になります。

なお、区域指定基準を満たしている区域を指定し、優先的に一部の地域を指定するというようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笥島議員。

○13番（ 笥島 猛君） 部長、この戸多地区とか本米崎ですね、本当は閉校になる前にこの制度を利用すべきだったんですけどもね。今言っていた区域指定制度というのは多分平成14年に県からあれして、大体の県内の市町村は平成15年から平成二十二、三年ごろまでがピークだったんじゃないかな。ちょっとこれ、今ごろになって遅いんじゃないかという率直な感じ、なにを今さら、子供がいないのに子育て世代を呼び寄せるなんて非現実的ですよね。だから、最近は結構、外のつくばみらいとかなんかも一旦あれしたんだけれども縮小してい

るんじゃないかなと、なんで時代に逆行していくようなことをやっているのかなと思って今回これを取り上げたんですけれども、時間がないので次にいきます。

市街化調整区域は本来、市街化を抑制すべき区域であり、土地利用については、保全すべき区域と計画的な宅地開発を許容する区域とに分けてまちづくり方針を考えていると思います。市街化調整区域における既存集落では、比較的ゆとりのある敷地面積が確保されて良好な住環境が形成されていると思います。市街化調整区域に誰でも家が建てられれば、市街化区域と調整区域の差が余りにもなくなってしまいます。この辺、地方税法上はどうなっているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

市街化区域は固定資産税と都市計画税が課税されます。市街化調整区域では、固定資産税は課税されますが、都市計画税は課税されません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、固定資産税は区域指定にすれば上がるんですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 区域に指定されただけで固定資産税が高くなるということはございません。土地の固定資産税評価額は売買実例価格に基づいて求められます。この区域指定制度を多くの方が活用するようになれば土地の価格が上昇し、それに伴い固定資産税も高くなるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、その調整区域と市街化区域の今言っていた固定資産税の差といふんですか、格差といふんですか、それはどのぐらいのあれがあるのか、ちょっと伺いますけれども。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

市街化区域と市街化調整区域の住宅地の評価額でございますけれども、それぞれに価格形成要因が違うことを前提でお答えいたします。

標準宅地、これは評価額を算定する際の基準地点でございます。この標準宅地から抜粋したもののが平均でございますけれども、市街化区域では菅谷地区で1平米当たり評価額が2万2,000円でございます。瓜連地区でございますけれども、1平米当たり評価額は1万1,500円でございます。続きまして、市街化調整区域でございますけれども、后台地区で1平米当たり1万1,500円、額田地区でございますけれども、1平米当たり7,000円でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） また、市街化区域の住民が高い固定資産税と都市計画税を払って、そして調整区域に配っているような気がしますけれども、これは定かではありません。これは市街化区域に住んでいる住民に不公平感を持たれてしまうのではないか、また市街化区域と調整区域との差をどう埋めていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

市街化区域は都市的利便性の向上、調整区域におきましてはゆとりある生活環境の維持・保全を図ることが大事であります。不公平感の差をどう埋めるかではなく、双方のバランスをとることが重要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 市街化調整区域は土地も安い、建てた後の税金も安いとなるとどんどん家が建ってきて、市街化区域に空洞化が生じます。固定資産税も高い、都市計画税も払っている、この地域の人たちに不平不満が出てくるのではないかと思われます。まして、市街化区域の宅地率は57%とまだまだ未利用地が残っている中で、下菅谷地区まちづくりもまだ整備途中で投資効果も出ていない中で次の施策に手をつけ始めることに、計画性を持って都市計画というものを考えているのか市長の見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 計画性を持って都市計画を考えているのかというご質問でございますけれども、それぞれの地域で快適で住みよい環境が確保できるさまざまな取り組みを展開しているところです。本市の都市計画におきましても、都市計画マスターplanをもとに、「市民とともに創る豊かな生活文化都市」をまちづくりの目標に掲げまして、市街化区域は求心力のあるコンパクトなまちづくりのための施策、調整区域においては秩序ある集落の形成を図るための規制・誘導をすることによって、調和のとれたまちづくりを進めているところであります。

なお、具体的な事業の実施にあたりましては、その事業の必要性や緊急性、事業規模の妥当性及び補助金などの財源の担保等を総合的に考慮した上で事業に着手しているというところであります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 市長、市街化区域は求心力あるコンパクトなまちづくりということを目指していると、市街化調整区域については秩序ある集落の形成を目指していると、要するに全体の調和のとれたまちづくりを進めているということを言えば、このまでいいような気がしないでもないんですけどね。

要するに、先ほどの都市計画マスターPLANということ自体が私は疑問に思っているところがあるんですね。地元の声とか、それから地元の風土とか、地元のいろんな要素を捉えてそれぞれ編み出したプランなのかどうかと。ただ単にコンサルタントに委託してつくったものじゃないか。全国共通と言って那珂市というものだけに切りかえてということは、要するに金太郎あめみたいな感じのところに基づいてということを前提につくっていっている中で、私が言いたいのは、本市のまちづくりの方向性を含めてさまざまな角度から重要施策の一つとして当制度の導入について検討したのかという、ただそれ一点なんですね。それが本当は聞きたかったんですけども、いかがですか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） この検討にあたっては、コンサルタントじゃなくてワーキングチームをつくっていろいろ検討していますので、その辺はご心配ないと思います。

それから、以前の質問で、今、地域で子供が少なくなっちゃって、こんなのやったって意味ないだろうというような質問もありましたけれども、なんでもいいからとにかく手を打つて既存の集落を守っていくということがやっぱり我々に課せられた職務だというふうに考えておりますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） すみません。まだどういうふうにするか云々というのを進めている最中で、これはやらないほうがいいんじゃないか、やったほうがいいんじゃないかと、そんな単純なものじゃない。非常にきめ細かくて重要でとても難しい問題なんです。だから、こんなに細かく私は質問しているんです。やるかやらないかという、そういう単純じゃない。ですからこれからまた、時間がありますので、ちまちまちまちま続けていきますからよろしくお願ひいたします。

区域指定にあたり、平成27年度6月より既存集落の分布状況や道路、排水等の状況の調査を行ったとのことですが、土地の周りに立って、その土地に踏み込んで、周りの道路状況やあるいは交通量、そういうものの目で確かめて、足を運んでこの計画を出したのか。あるいは、コンサルタントという肩書を持った方に行は丸投げしていないのか伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

既存集落内の道路、水路等の長狭物等の現地確認は常日ごろ行っているところでござります。また、区域指定の検討の主体は、府内職員で組織した検討委員会、ワーキングチームがとり行っております。既存集落の分布状況、会議資料等の作成等の補助的な役割の業務につきましては委託しております。

なお、指定区域界等の詳細な現地確認作業につきましては早急に行う予定で進めております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、現地確認をこれから行うということで、ちょっと遅いんではないかというふうに思うんですけども、そこは何か間違っていますか、すみません。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） すみません。補足させてもらいますが、まだ区域界が確定しておりません。素案の段階です。それで、地元説明会等が済んではっきり決まる段階で明確に詳細な現地確認をやるということです。そういう意味です。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 自分たちのまちをどうしていくのか、時にはコンサルタントなどに預けないで地元の声とか地元の風土とか、さまざまな方々の情報と言葉、そして行政は知恵を絞って次なるまちづくりを考案し、計画していかなければならぬと思いますがどうでしょうか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、住民の声を反映させることはもとより、社会情勢の変化等に対応すべく次なるまちづくりを考案、計画していかなければならぬと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、この区域制度については市民からの要望があったんですか、ちょっと確認したいんですけども。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） 都市計画マスタープラン、3年前ですか、改訂版を出したんですが、そのときに地元説明会等を行いまして、市街地から離れている一部の方から、どんどん人が減っていると、そういったことに対しましてなんらかの方策はないのかというようなご意見はいただいております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 要望があったということですね。

その次として、この制度を実施する目的については、消滅した既存宅地の救済措置として、また既存集落の人口増加につながり、コミュニティの維持や活性化が期待できるなど、メリットがある制度と捉えている人もおります。

そこで、本市では何カ所くらい対象区域として考えているのか。また、地元住民の意見を尊重して、公明正大でクリーンなエリア選定をしていくことが当然であると思いますが、こ

のエリア選定にあたって個人の利益や業界等の特質といったものに左右されることはないでしょうか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

区域指定の要件、指定基準を定めて区域を指定してまいります。その中で14カ所を予定しているところでございます。

なお、指定基準等に基づきまして区域指定を行いますので、開発事業者等に左右されるようなことはございません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 取り組みにあたっては、議会を含め多くの市民の方々への情報公開、また法の趣旨説明等わかりやすく説明することが重要ですが、この点について伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

区域指定の指定基準、要件等の素案について、定例会時における産業建設常任委員会報告や、来月10月12日を皮切りに8地区で説明会を開催する予定であります。その中でできるだけわかりやすい説明に心がけて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 区域指定の問題として、指定から外される集落は、既存宅地が廃止されたまま救済されずに資産価値が相当目減りしてしまうのか。また、既存宅地の救済という目的を掲げるとき、できれば既存宅地が存在していたなるべく多くの集落を指定しないとその目的は果たせないかなどについて伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、想定される質問、疑問に対して丁寧に説明していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 指定する面積が、少なくとも市全体の面積に対する調整区域の面積と区域指定する面積の合計の割合が、県の平均16%ぐらいが理想的な面積であると県の建築指導課の方が言っておりますが、この数字を視野に入れての計画ですか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

区域指定の面積規模につきましては、区域指定設定手引にのっとりまして精査した結果、

約580ヘクタールとなり、約6.6%でございます。指定面積の割合は市の事情や方針によって變るもので、特に16%を念頭に置いて計画したわけではございません。市街化区域から1キロを超えた12号区域に限り指定する本市にとりましては、実情を鑑みますと指定面積は妥当ではないかなと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 区域指定制度には2種類あります。市街化区域より1キロ以内のところを11号区域、既存宅地制度の代替措置として市街化区域に隣接している集落を対象としております。市街化区域より1キロ離れたところで指定するものを12号区域、集落のコミュニティ維持を図るため市街化区域から離れた集落を対象としております。

この2つの区域に指定されますけれども、市街化区域より1キロ以内であれば、例えば菅谷のようなこれから住宅がどんどん建ち並ぶような地域から1キロ以内というのはみんなが住みたいところで、駅にも近いし、スーパーもあります。何でもあって便利なところです。そういうところは、それを活用するというのは区域指定の本来の意味でもありますし、十分いいと思いますが、なぜ本市では11号区を指定せず12号区だけ指定するつもりなのか理由を伺います。

また、人口減少に歯どめをかけるなら市街化区域に隣接した11号区を指定すべきと思うますが、どういった考え方ですか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

法第34条第11号区域は、創設当時の宅地需要などを背景に、既存宅地制度の廃止に伴い設けられた制度でございます。しかし、旧既存宅地制度と異なり、指定区域内であれば住宅建築が可能となります。市街化区域から1キロ以内にある集落を指定した場合、人口増加が見込めますが、市街地からのスプロールや営農環境の悪化などが懸念されます。都市計画法が目指しているスプロールの防止の趣旨に反することになります。そのため、現状を鑑みますと導入に問題があると考えております。

一方で、法第34条12号区域は、市街化を促進するおそれのない既存集落の維持・保全を図るために設けられた制度でございます。区域を指定することにより秩序ある集落が形成され、ライフスタイルの多様化に対応し、郊外部の豊かな田園環境のもとでゆとりある居住が可能になります。

以上のことから、市街地の拡散や求心力の低下を未然に防止しつつ既存集落のコミュニティの維持・保全を図るため、市街化を促進するおそれのない第12号区域に限り区域指定を行うものとしております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、生活に必要な病院や公共施設、商業施設などという機能が隣接しているんですね。例えば菅谷を中心として、杉、鴻巣の一部、この近くですね、福田、五台とか中台、堀ノ内とか寄居など、これは結構人口増加が見込まれるんですよね。なぜそういうところをあれしていって、ひと・まちづくりで私質問したんですけれども、これから人口増加を見込まなければいけないということなんだけれども、なんか矛盾しているというか、あれがちょっとあるので、それどういうあれなんですか、わからないんですけれども。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） 先ほど議員さんもおっしゃいましたように、現在の市街化区域の宅地化率57%と、まだまだ宅地化を進めなければいけない状況に市街化区域はございます。そういった中で、市街化区域から近隣接します11号を指定しますと、議員おっしゃったように、この基準によりまして宅地化されることはふえるかと思うんですが、逆に市街化に対して悪影響を及ぼすという懸念がございます。その関係上、1キロ以上離れた既存集落の維持がなかなかできないような地域もかなりふえておりますので、そういった地域に対して個別の宅地化ですね、建てる方のその場所を選べる部分をふやしたいというのがこの12号で指定する理由でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次は区域指定の基準について伺ってまいりたいんですけども、ちょっと時間がなくなったものですから、私が懸念している4番と5番、私の中の4番、5番は、道路はこの区域内に車道幅員が5.5メートル以上の主要道路を配置しているところ、それから5番目として、排水施設は下水を有効に排水する施設を適切に配置しているところということなんですけれども、こういうところの道路とか排水施設が整備されている集落を指定条件にしているんですけども、新たな公共投資を要しない条件を満たす地区はどういうところなんですか。私、それをちょっと聞きたいんですけども。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

新たな公共投資を要しない条件としまして、既にインフラが整備されている区域であって、区域指定に伴いまして過度のインフラが必要でないということがこの条件となります。

それで、今、議員さんがおっしゃいましたように、この指定にあたりましては道路条件、排水条件、その排水条件も、単に公共下水道等が整備されている区域に絞ることじゃなくて、現在の都計法上での調整区域の許可要件であります合併浄化槽等での処理が可能な区域、そういった区域に対して今回指定条件を設定しまして指定するというのが今の考えでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（ 笹島 猛君） 今言っていた合併浄化槽の水放流があるところとか浸透式という、こういうところを認めて云々だと、この状態で新しい人には住んでもらえないんじゃないかなという懸念があるんですけれども、どうなんですか、現実的に。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） そういう要は広い敷地で自然環境を求める方もいらっしゃると思いますので、そういう方には適応できると。全ての方適応じゃなくて選択肢を広げるというのが今回の指定の基準でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（ 笹島 猛君） 次に、ちょっと農業地区のことについて伺ってまいりたいんですけども、農業を取り巻く環境は、これは全国的な問題として農業者の高齢化や担い手不足、それから農業所得の減少など大変厳しいものとなっております。その中でTPP問題などまだまだこの先、不透明な環境が続いているところですが、そこで本市の市街化調整区域は市内の何%で、農地が占める割合が何%か伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

本市の市街化調整区域面積は8,806ヘクタールで、市域全体の約90%を占めております。その中で約50%に相当します4,340ヘクタールが農地となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（ 笹島 猛君） 本市の農業振興を図るために農用地区域の設定が必要不可欠です。今回、この区域指定の問題にかかわらず農業地域振興整備計画の見直しは行うんですか、伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

農業振興地域整備計画は、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための施策を計画的に実施するためのものでございます。都市計画法に基づく区域指定に合わせて見直しを行うというものではございません。

なお、農業振興地域における農用地区域につきましては、国として農用地の確保・保全の考え方から、平成21年度に、農用地区域に編入すべき集団的農用地の基準を20ヘクタールから10ヘクタールに引き下げるという法律施行令の改正を行っております。農用地区域への編入を促進するという考えでございます。

このことを踏まえまして、今後、農業振興地域整備計画の見直しにつきましては、農業基盤の整備事業による整備の進捗などとあわせて、時期を見まして農用地区域への編入も含めた見直しを進めるというような予定でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、優秀な農地等の保全に尽力をしている農業委員会にはこの区域指定の説明を行って理解を得るのか、これを伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

区域指定の作業を進める上で、農地区分等について農業委員会事務局と協議し、素案を作成しております。この後、農業委員会につきましては9月の定例総会に説明を行う予定で進めております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 今言っていた農村地区の新しい住民の中にはコミュニティに参加しない人もいて、古くからの住民は戸惑うと思うんですよね。自治体の行った施策は、数だけではなく、ばらばらな地域ができるでも人口がふえれば発展していると評価するのか伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、新しい住民の方と摩擦が生じるなどが危惧されるところでございます。第12号区域指定にあたっては、既存集落の維持・保全を図るというのが基本方針でございます。その一つが営農環境への配慮と優良農地の保全でございます。

この方針は、「集落において農家と非農家の混在による営農環境への影響を与えないよう配慮するとともに、農地上保全すべき区域を明確にし、秩序ある集落の形成を図る。」というものでございます。この基本方針をもとに指定基準を定め、区域指定を設定していくことあります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 緑とゆとりある住宅を供給し、農村集落に活力をもたらし、安心・安全なまちづくりをするためには、地域の視点に徹した行政サポートは必要不可欠です。

この区域指定制度は集落の維持・保全ということで始まったものだと思われます。農地を守る目的は、すなわちその地域に住む人、農家を守ることだと思います。しかし、仮に農地を守り残したとしても、それを耕す人の存在や集落が崩壊するならば何の意味もありません。集落のコミュニティが維持できなければ、これは本末転倒としか言えません。区域の集落は新しい住民を受け入れられず、コミュニティの維持も図れない。農地だけを守っていく集落にするのか、農地の保全ができずに農業経営を放棄して住宅誘致に徹する集落にするのか、二者選択を迫られることになります。

区域指定を受けることにより集落人口の減少が妨げられたり、将来の活性化が図られたり

とか、そういう効果はすぐあらわれるものではなく、徐々に何年もかけてあらわれてくるものです。それとて予算に響き、財政的にも厳しいものを感じます。区域指定は全体の都市計画もありますので、この問題は非常に難しい問題を含んでおります。区域指定については慎重に対応すべきであって、平成29年度4月施行予定として条例制定を急いで行うのではなく、市街化区域やその周辺、そしてその他の状況を鑑みその上で判断していただきたいと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） この区域指定制度については、後回しにしろということなんですかけれども、今るる答弁したとおり、やっぱりこの制度を適用することによって人口減少とかそういうしたものも抑止できるというふうには考えております。

区域指定制度の導入にあたりましては、第12号、これは1キロ以上離れたところですけれども、区域に限り区域指定するのは県内市町村で那珂市が初となります。これは、制度創設当時と比べて少子高齢化に伴う人口減少社会を迎えるなど社会情勢が変化していることから、区域指定制度を導入する那珂市にとって重要なポイントであり、これを踏まえてしっかりと基本方針を立て運用していきたいというふうに思います。

市民の方々が将来にわたって住みよさを実感して頂けるように、市街化調整区域においても宅地の拡散防止と地域拠点の維持とそのための緩やかな誘導を図り、豊かな田園環境のもとでゆったりとゆとりのある居住が可能となります。あわせて、人口減少に対応し、それぞれの地域で快適で住よい環境が確保できるよう、区域指定導入のみならず、移住、それから定住促進のための助成制度を設けるなど、さまざまな取り組みを今進めているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 私が言いたいのは、これ非常に難しい問題だから先例事例をよく研究して、現地調査をきちんとして、ヒアリングというのは非常に大事ですから少なくとも調査に1年以上、それから議会と住民の説明に1年以上かけて丁寧に行ったらどうかと、何を急いでいるのかと、結論ありきじゃなくということを私は言いたいんです。それはどうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 一番最初にお話ししたように、例えば11号の導入も将来的には考えなくちゃならない部分もあるかもしれませんけれども、とりあえず地域の、いわゆる過疎が進んでいるところの定住を促進することが第一の目的ですから。これは後、後とやると最終的になにもできないんですよ、後回し後回しでは。だから決断したとき、要するにそういう醸成、議員の方からもいろいろご質問いただきました。今がその機会だと思っておりますので、この機会にその制度を確立して、それでいわゆる人口減少、それから人口が定住するような

施策を展開しなくてはいけないと。だから今なんですよ、時期としては。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 来年の4月に条例を施行してそれから実施するという、そういう先をあれしてでなく、やっぱり今言った仏つくって魂入れなければ、これなんの意味もない。形だけ私はつくりましたよと。市街化調整区域の中には、その地区の方には、私は新しい住民の人は来てほしくないと、このままでいいというところもあります。いろんなあれがあります。ケース・バイ・ケースでいろんなことをよく聞いて、地域地域、丁寧にやらなければこれは後戻しができない。

今は平成14年から15年がピークだったです、この区域指定制度は。何で外の市町村が11号と12号区域をやっていって、何で那珂市だけ12号だけやるんだということを先例のところに聞かないと。人口が欲しかったら、さっきも言っていたとおり11号地域を区域指定にしなければ人口はとれない。やはり緑地保全云々も、これから調整区域云々をするんだったら……

もう終わりかな、そういうことなんですかけれども、最後にちょっと。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 十分な検討をいろいろしたと思います。していると思います。ここの中でどこに瑕疵があるのか、今応答した中でね。単に反対のための反対じゃないかというふうにしか私には思えないんです。これをすることによって、先ほど冒頭申し上げたように人口の張りつき、いわゆる集落を壊さないという、それからよそから入ってくる。よそから入ってくる人に問題があるかというのは、これはその土地を売らなくては来ないわけですから、そこである程度のいわゆる閑所みたいなのがあって排除できるんじゃないかと思います。

いずれにしても、この制度を導入することによって那珂市は大きく発展するんじゃないかというふうに思っておりますので……

○議長（中崎政長君） 市長、時間です。

○市長（海野 徹君） 以上でございます。

○議長（中崎政長君） 以上で通告2番、笹島 猛議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（中崎政長君） 通告3番、小宅清史議員。

質問事項 1. 病児保育・障がい者保育の環境について考える。2. 図書館の利活用・PRについて考える。3. 市民後見人制度について考える。4. 那珂市の観光行政について考え直す。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

[7番 小宅清史君 登壇]

○7番（小宅清史君） 議席番号7番、小宅清史でございます。

通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

今回ちょっとテーマが盛りだくさんになってしまいまして、ですので早速議題のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、病児保育・障がい者保育の環境について考えるというテーマでございます。

まず、病児保育という言葉について確認をしていきたいと思いますが、病児保育とはどういうことで、どういう場合に必要とされるものでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

病児保育とは、保育所等に通園している園児が疾病等により保育所に通園できずに、また保護者も仕事が休めず看護できる者がいないという状況のときに必要とされているという施設でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 女性活躍推進法というのが今年制定されました。女性の社会進出、組織での管理職の増大など政府の方針としてうたわれ、今後ますます働く若い母親が出てくるものと期待されております。

しかしながら、子育てをしながら会社や組織で働いて役所などで管理職になっていくという上で、どうしても子供を優先しなければいけないというような現状があるかと思います。特に子供が発熱をした、嘔吐をしたとなったような場合には看病のために仕事を休まざるを得ないということも多々あるように思います。しかし逆に、どうしても仕事が休めない、代役が頼めないという女性も、働く女性の社会進出に伴ってふえてくるということが考えられます。

女性が安心して子供を産んで育てるためには、緊急時に対応してもらう環境が必要となります。昔は3世代同居等ありましたので、おじいちゃん、おばあちゃんに見ていてもらうと

いうようなこと、もしくはお兄ちゃん、お姉ちゃんに見ていてもらうというようなこともあったかもしれません、今は核家族化、少子化が進んでおりますので、急な病気のときに見てもらいたいと思ってもなかなかそうはいかないという家庭が多いのではないでしょか。そこで必要となってくるのがこの病児保育施設でございます。現代においては大変重要な役割を担っていると思います。

では、この病児保育の受け入れ可能施設なんですけれども、全国には一体どのぐらいあるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

病児保育施設は、国の指標によりますと平成25年度で1,609カ所となっております。そのうち茨城県は89カ所ということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 1,609カ所のうち89カ所が茨城県にあるということでございますので、割と茨城県もそういう施設がちゃんとある県だなというふうに感じます。

この分野において茨城県に働く女性のための方策というのがあるというのをわかったんですが、この那珂市でこの病児保育が可能な施設というのはありますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

那珂市におきましては、那珂キッズクリニック小児科に併設されておりますしろやぎさんのポシェットという病児保育の施設がございます。ここで実施されております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 子供が病気になる、子供が体調を崩すというのはいきなりやってくるというようなものでございます。そうすると緊急なときに預けなければいけないとなった場合、一体いくらかかるんだろうというのも、やはり若い母親、お母さん方については気にならるところかと思います。これは1日当たりいくらぐらいかかるものなんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

病児保育については1日当たり3,150円かかりますが、那珂市にお住まいの方については2,100円で利用することができます。ただ、その外に登録が必要となりますので、登録料として5,000円がかかるということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 那珂市の方は補助が出るということですね。那珂市にも病児保育が可

能な施設があり、しかも小児科が併設されているということでございますので、民間の施設ではございますが非常に公益性の高い施設と言えると思います。

ですが、せっかくあってもこれを知らなければ皆さんに使ってもらうことはできません。これは子育て世代への周知というのはなされているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

市民への周知についてということでございますが、これにつきましては、ホームページや子育て世帯をメインに配布しております子育て支援ガイドブックというものがございまして、これに掲載しまして周知を図っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） それから、これは毎回言っていますけれども、やはり現在、市外に住んでいる若い世代へのPRも大事になるかと思います。これからどこに住もうか、どこで子育てをしようかと、毎回テーマに挙がっていますが、こういったことを考えている人たちにも知ってもらうということで、流入増加にもつながっていく一つの要素になり得るのではないかと思いますので、市外の方に対しても広くPRしていただくことを願う次第でございます。

続きまして、障がい者保育というものについて伺っていただきたいと思います。

障がい者保育といいますのは、その名のとおり障害を持ったお子様を預かることのできる保育園のことです。これも働くお母さん方、働くママにとっては頼らざるを得ない大切な施設かと思います。那珂市で障がい者を受け入れ可能な保育施設はあるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

障がいをお持ちのお子様の保育の受け入れにつきましては、入所を希望されるお子さんの障害の状況にもよりますが、現在、菅谷保育所、それから瓜連保育園で受け入れをしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 障がい者といいましても軽度から重度まで非常に個人差がありまして、一概にこうだというような扱いにはできないと思われますし、受け入れる側の施設も通常の保育と同じような態勢で対応するというわけにはいかないと思われます。これ預けるにあたって条件などはあるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

障がいをお持ちのお子さんの受け入れにつきましては、那珂市障がい児保育事業実施要綱

というものがございまして、それに基づきまして障がいの状況や担当医師の意見などを総合的に勘案しまして入所を判断しているというところでございます。

また、入所後、他の園児とともに集団保育ができるかどうかなど、保護者と詳細な打ち合せを行い、お互いに相互理解を図った上で受け入れを行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 健常な子供たちと障がいを持った子供たちが一緒に過ごすということを希望される障がい者の親御さんが多いとお聞きします。小学校、中学校へ行ったら特別支援学校という選択肢を選ぶにしても、幼少期は健常者とまじ合せたいと思う親御さんの考えもあるかと思います。私も身内にダウン症がいましたので特別支援学校でお世話になりましたが、幼稚園は通常の幼稚園でお世話になりました。一方では、障がい者専用の保育施設がなく、母親が働いているため、やむなく健常者と一緒に預けざるを得ないという考え方の家庭もあるかと思います。障がいの程度や環境によってさまざまだと思うのですが、やはり親御さんの精神的負担と肉体的負担というものは結構大きいものだと思います。

そこで、親御さんの心のサポートなどどのように行っているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

小宅議員言われるように、障がいをお持ちのお子さんの保護者の方はなにかと心の負担も多いかとは思います。保育所におきましては、保育所での日常生活状況や保護者が抱える育儿不安など、お子さんに関する諸事情を保護者とともに共有することで相互理解を深め、少しでも保護者の心のサポートができるよう努めているというところでございます。

さらに、専門的な相談や課題等につきましては、発達相談センター「すまいる」、こちらひだまりのほうにありますが、そこと連携を図り、園児ばかりでなく保護者のサポートも行っているというところではございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 先ほども触れましたが、都内には障がい者専用の保育施設というものもあるようでございます。どちらがよくてどちらがだめだというような問題ではなく、現実的にはこの辺に専用の保育施設というのはないわけでございますので、統合保育というのがメインになってくると思います。この統合保育のメリットとデメリットを教えていただきたいんですが。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

障がいのある子もない子も一緒に保育を行う統合保育につきましては、さまざまな効果がメリットとして期待されております。幼少期から双方が触れ合うことができる集団生活を送

る中でノーマライゼーションが日常化し、障がいに対する理解を深めることを通して個々の持つ個性を尊重し、相手を思いやり、いたわる心が醸成され、人間としての人格形成が期待されております。特に障がいのある園児については、触れ合う世界が広がることによるさまざまな刺激により心身の発達促進が考えられます。

また、保護者にとりましても、育児に対する精神的不安や疎外感などが軽減されるとともに、保育時間に就労することが可能となります。

また、デメリットということではございませんが、統合保育を行う上で、保育士が入所する障がい児の障がいや疾病等の状況を把握するとともに、必要な知識や適切な対応を習得することが必要となります。さらに、状況によりまして、新たに人的加配など保育所の受け入れ態勢の構築や、発達相談センター以外に状況に応じた関係機関との連携などが必要となるということになります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） こういう保育の問題でございますが、どこまでやればいいとか、どこまでやるのが正解だというのが正直見えないというところがあると思います。やはり親御さんが過ごしやすいような体制を整えていくということで努めるという形しかないのかなというふうに思います。ですが、病児保育、障がい者保育とともに働くお母さんにとっては非常に大切な問題と思われます。女性が社会で大いに活躍するにあたりまして、子供が働くことの障がいとなるというようなことにならないように、那珂市はママをサポートしますよという体制づくりと、その周知に今後も努めていっていただきたいと思います。

続きまして、図書館の利活用・PRについて考えるに移ります。

平成18年に開館いたしました那珂市図書館ですが、ちょうど10年目になりました。途中、東日本大震災という甚大な被害を受けましたが改修され、今は非常に好評だとうかがいます。

近年、図書館のあり方についていろいろ見直される事例があります。武雄市の民間業者への移管や、北海道恵庭市のまちを育む読書条例ですとか、和歌山県有田川町の図書館ランドマーク化事業など、図書館をクローズアップした自治体の事業というのがいろいろ出てきております。図書館の存在が見直され、図書館から始まるまちづくりに取り組むという自治体が出てきました。

では、那珂市の図書館を検証してみましょう。

那珂市の図書館は、那珂市の中心部、菅谷の非常に好立地の場所にあると言えます。駅からも歩いていくことができますし、国道349号線からも非常にアクセスのよい場所です。すぐ横には両宮歩道橋が整備され、散歩を楽しみながら図書館へ行くということも可能でございます。

まず、現状分析としまして今の年間利用者数を教えていただきたいです。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

那珂市立図書館につきましては、平成18年10月15日の開館以来、毎年30万人を超える方が来館をしてございます。平成27年、昨年12月には来館者300万人を達成してございます。平成27年度の来館者数につきましては30万9,000人が来館をしております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 来館者、年間30万人超ということでございますと、月曜日閉館と考えて、300日計算でいきますと1日当たり約1,000人が訪れているということになります。公共施設で1日1,000人来場する施設が那珂市にはありますか。市役所は1,000人来てはいますか、総務部長。答えなくていいです。今回の趣旨とはそれは関係ないのでいいんですけれども、公共施設で1日1,000人が来客するという施設は、これは非常に希有な存在であると思います。

開館して10年でございます。今現在の蔵書の数どのぐらいふえたのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

蔵書の数につきましては、平成27年度末の状況で、図書や紙芝居などの図書資料といたしまして16万9,476冊、CDやDVDの視聴覚資料といたしまして1万2,087点ということで、合計18万1,563点の資料を所蔵しております。

また、年間の蔵書数につきましては、図書資料としまして年間約1万冊、視聴覚資料といたしましては年間300点程度ふえてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 先日、図書館の職員の方とお話しさせていただいて私も初めて知ったんですが、やはり本は単純に買えばふえていくというものではないそうですね。やはり紙ですので破れてしまったりですとか日焼けてしまったりということで、廃棄をやむを得ずしなければならない。あとは貸し出して紛失してしまったりですとか、そういうたびに毎年ある程度減っていく分もあるということでございました。仕方ない話かもしれません、残念な話であります。

やはり図書館は英知の宿る場所でございますので、那珂市の文化のシンボリックな役割というものを担っていると思います。那珂市の図書館はきれいで便利でくつろげるというのが、非常にみんな満足のいっている点だと思います。非常にアピールポイントとしては高いと思います。

では、サービス面はどうでしょうか。貸し出しに関しましてどのようなサービスが受けられますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

主なサービスにつきましていくつかお答えをさせていただきます。

まず1つ目といたしまして、レファレンスサービスがございます。こちらは、図書館利用者から学習や研究、調査等について必要な情報、資料を求められた際に、司書がその情報あるいは必要とされる資料を検索、提供することによって利用者を手助けするサービスでございます。

次に、相互貸借サービスがございます。こちらは、那珂市の図書館に希望の図書等がない場合に、県や他市町村の図書館に所蔵しているか否かの確認を行いまして、所蔵している図書館が確認できた場合に、その図書館から資料を取り寄せて貸し出しをするサービスでございます。

次に、団体貸し出しがございます。こちらは、市内の官公署、学校、事業所、社会教育関係団体などに対しまして1団体につき図書を100冊まで、紙芝居などは10点まで、視聴覚資料は5点まで貸し出しどけるサービスがございます。

また、自宅配達サービスがございます。こちらは、身体障がい者に対しまして郵送等によりまして本等の貸し出しをするサービスでございます。

以上のように、市民が利用しやすいサービスの充実に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 本当にいろんな便利なサービスがあるんだなということで、私、初めて知ったサービスもたくさんありました。図書館は活用次第で非常に有効な利用することができます。私も本を探しにたまに伺いますが、例えば農業史のレポートですとかそういうものを書こうと思ったときには、やはり本屋などには並んでいない本たくさんありますので、非常に役に立ちました。

那珂市の貸し出し時の大変な特徴は、やはり手のひらを使った静脈認証かと思います。皆さんもやられたことがありますか。大変便利ですし、カードを出す煩わしさもありません。この静脈認証を採用している図書館、日本でどのくらいありますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

図書館における手のひら静脈認証につきましては、現在のところ、那珂市立図書館のみではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 全国唯一ということでございますね、これ。10年たって追随してくるところがないという、オンリーワンのものでございます。那珂市、何もない何もないと言われますが、オンリーワンがありました。図書館の静脈認証、あと日本一の毘沙門天ですか。

図書館が今ある意味、注目されていますので、シティープロモーションにもぜひ入れていていただきたいというふうに願います。図書館には今いろんな可能性が求められています。市民へのPR活動など、どんなことが行われていますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

毎年4月23日からの子どもの読書週間に合わせまして子ども図書館まつりを実施しております。また、10月27日からの読書週間にあわせまして図書館まつりを開催してございます。図書館まつりには、市民の皆様に「資料と情報の拠点である図書館」のさまざまなサービスをこの機会に認識していただくとともに、本への親近感や読書習慣を定着させていただいて、結果として図書館の利用促進を図ることを目的に行ってございます。また、その外におはなし会や読み聞かせ会、理科実験教室などさまざまなイベントを開催いたしまして、図書館に親しみ、そして本に興味・関心を持ってもらえるきっかけづくりの場として提供をしてございます。

また、市民へのPR活動といいたしまして、「広報なか」に市立図書館だよりコーナーを設けまして、新着図書の案内やイベント情報などを掲載いたします。また、図書館専用ホームページにつきましては、ご利用案内やイベント情報の外に資料の検索・予約ができるようになってございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ありがとうございます。

私は、この図書館を中心に置いたコミュニティのまちづくりというのを那珂市でも提唱していくべきだと思います。慶應義塾大学の糸賀雅児教授という先生が図書館でまちづくりという提言をされております。理由はいくつかございます。読書と情報の拠点であり、地域で一番人の集まる場所であること、地域の人材を育てる場として適していること、図書館が個人の自立と地域の自立を促進させることということを挙げていらっしゃいます。

そう考えますと、これから図書館は、一歩進んで、まちづくりの拠点としての機能を有していくことが求められてくるのではないかでしょうか。那珂市の図書館はその環境に非常に適していると思われます。

今、菅谷まちカフェなどというものを地域のコミュニケーションの場として行っております。観光の場としても非常に有効利用が考えられると思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

ただいま議員からお話をありましたように、菅谷まちづくり委員会主催の「菅・まち・テラス」は図書館の敷地内におきまして開催されております。本年は7回開催される予定でござ

ざいます。毎回盛況でありまして、図書館といたしましても継続して協力をしていきたいというふうに考えております。

また、エントランスホールがございますけれども、こちらにつきましては不定期ではございますけれども、障がい者の就労支援事業所による物品販売会を開催してございます。また、生涯学習の主体となる団体や市民活動の発表の場として展示コーナーを利用していただいております。話題性を持った展示会など、活用の仕方によりましては、より多くの来館者を見込めるものと考えてございます。

このように、地域に開かれました図書館といたしまして、幼児から高齢者に至るまでのさまざまな学習意欲に応えられる「全ての市民の知識の道標となる図書館」、そして明るく開かれた開放感のある雰囲気を大切にする「いつでも気軽に立ち寄れる図書館」を今後も目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 非常にいい動きだと思うんですね、これは。図書館からまちづくりが既に始まっているということだと思います。じゃ、あとは管理者である市ほうで何をすべきか、何ができるかということでございます。

私の提言としましては、やはり図書館からまちづくりということでございますので、菅谷のまちづくり委員会の拠点を図書館に移す、それから夜間開放を可能にする、それから常設展示場のスペースをつくるということで、地元のまちづくりの拠点としての機能が一層果たせるようになるのではないかと思っております。それによって、那珂市の図書館は、名実ともにまちづくりの拠点として全国から注目される図書館になるのではないしょうか。

余談ではございますが、私は、先ほど言った武雄市のように、図書館の運営を指定管理者へ移行するということには慎重な考えでございます。図書館は、英知の大樹でございますので、市民の手によって大きく育てられるべきものだというふうに考えております。文部科学省では、平成26年から、図書館実践事例集ということで全国の図書館の取り組みを紹介しております。地域との連携や利用者へのユニークなサービス、まちづくりの拠点としての図書館などでございます。まだ那珂市はここには掲載されておりませんが、ぜひここに紹介されるような図書館にしていってほしいと思います。むしろ文部科学省のホームページにこちらから売り込んでもいいんじゃないかなと思うほどでございます。かなりいいところまで来ていると感じます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、市民後見人制度について考えるでございます。

市民後見人制度は何ぞやというところからと思います。那珂市高齢者福祉計画、第6次ですね、を先日読んでおりましたら、市民後見人を育成するというふうに書いてありました。一般市民が後見人になって財産管理などをすることは可能なのか聞いていきたいと思います。

平成24年に木野議員が一般質問で触れておりますが、市民後見人制度という言葉自体、余

り普及している様子はございません。市民後見人を語る前に、まず民法で言う成年後見人制度というものを考えてみたいと思います。本人が意思表示を十分にできない、できる状態にないという場合に、その人を法的に補助するための制度、これが成年後見人制度でございます。通常は身内が後見人になることが一般的なようですが、核家族化に伴い、必ずしもそういうような存在がないという状況が今後多く考えられます。そういう場合は、弁護士など士業、さむらい業と呼ばれる方に後見人になってもらうようでございます。

行政で、この第6次那珂市高齢者福祉計画では市長申立人というものが出てきます。この市長申し立てというものについてどういうことかご説明いただきたいと思います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

市長申し立てとは、判断能力が十分でない身寄りのない認知症、知的障がい者及び精神障がいを有する者で、成年後見制度の利用が必要な状況にもかかわらず身近に申し立てを行う親族がいないか不明、それから親族がいても音信不通、申し立てを拒否、虐待などの理由で親族による申し立てが適当でない場合に、市長が申し立てを行う公的な支援制度でございます。

ちなみに、申し立てから決定までの流れでございますが、市のほうへ成年後見制度の相談があった場合に、本人の状況及び親族の有無を調査・検討しまして市長申し立ての必要性を判断いたします。そこで申し立てが必要であれば、那珂市成年後見制度申立審査会というものがございまして、これを開催しまして市長の申し立ての適否を決定した後、申し立てに必要な書類を作成し、家庭裁判所へ申し立てを行うということでございます。家庭裁判所は、本人の調査及び関係機関への問い合わせ等を行い、後見開始の審判を行いまして、裁判所が後見人を選任し、審判確定後に法定後見が開始されます。

なお、市長申し立てを行う時点で裁判所の審判をスムーズに進行させるため、成年後見人の候補者、行政書士等の専門職の方の選定を行います。また、申し立て費用は原則本人負担となります。負担困難な場合には市が負担する場合がございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） なるほど。では、那珂市で市長申し立て件数、過去の申し立て件数というのは何件ぐらいあるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

本市における市長申し立ての件数でございますが、平成25年度に1件、26年度はゼロ件でございます。27年度に2件、本年度平成28年度につきましては8月現在ございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○ 7番（小宅清史君） それほど多くはないということがいいのか悪いのか判断しかねますが、今後は状況によってふえていくということが十分考えられるわけでございます。それを見越して市民後見人の養成ということでこの高齢者福祉計画には書かれているのかなと思います。

この市民後見人でございますが、市民が後見人になるという場合、この市民後見人制度に基づいた資格は必要になるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

市民後見人になるための特別な資格はございません。ただし、民法第847条の欠格事項であります未成年や破産者などその他5つの事項に該当する人以外で、本人の心身の状態並びに生活及び財産状況、成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに本人との利害関係の有無などを考慮して、家庭裁判所が選任しているところでございます。

そこで、家庭裁判所の信頼を得られるような質の確保が求められることから基礎講習や実務講習等を積み重ね、講習を受けられた方の中から十分な知識と技術等を身につけた方を市民後見人候補として推薦するということが重要になってまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○ 7番（小宅清史君） 何か誰でもいいような感じを受けながらも、基礎講習や実務講習を積み重ね、十分な知識と技術を身につけた方というふうに、逆に結構大変なような感じがします。

現在、那珂市で市民後見人となれるという方、有資格者という方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

現在、当市には有資格者と思われる方はおりません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○ 7番（小宅清史君） それでは、近隣市町村含めて、茨城県内で市民後見人を育成したという市町村はありますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

現在、市民後見人の養成講座を実施した県内の市町村は、土浦市と牛久市の2市でございます。また、本年28年11月には古河市が開催を予定していると聞いてございます。土浦市や牛久では家庭裁判所からの選任がまだされておりませんので、県内で市民後見人として実際に活躍されている方はいないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 国の政策としてこういう市民後見人というものがつくられてきているようなんですが、なかなかやはり一般人には負担が大きいかなというふうに思います。その人の財産を含め責任を負うということになりますので、講習に行って知識を身につけてということでございますので、これは精神的にも経済的にも肉体的にも負担が大きいものだと思います。

今後、那珂市でこの市民後見人養成講習を実施していく予定はございますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

当市では、今、水戸を中心とした9市町村によります定住に必要な生活機能の確保に向けた茨城県央地域定住自立圏内の協定のほうを結んでおります。その中で成年後見制度支援事業というものに取り組みまして、平成30年から市民後見人を養成するための養成講座の開催や講座修了生の登録・管理、それから成年後見監督人の受任などを行っていくという予定であります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） これは講習に行って資格者になったとしても、その講習代、そのときの出張費などを含めまして、その分のお金が回収できるかもわからないほどのボランティア的な制度に感じます。やはりこういうのを育てていくためには市からの助成というものが必要になってくるのかと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

市民後見人の養成講座には基礎講習と実務講習がございまして、実務講習は9日間、そのうち4日間は施設実習ということになってございます。弁護士や司法書士等の専門職の後見人は報酬を得て成年後見の業務を行ってはおりますが、市民後見人は社会貢献やボランティア活動と位置づけ、無報酬で活動される方が大半でございますので、市民後見人養成講座の経費につきましては、平成29年度内に先ほど申し上げました茨城県央地域定住自立圏の協定を結んでおります市町村が共同で行います市民後見人の養成及び活動の計画の中で、検討のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 確かにここ数年、市長申し立ては少なかったということではございますが、この制度、今後核家族がふえるに従いまして必要になってくる制度だと思います。制度普及のためにやはり公的な補助が必要だと思いますので、ぜひ今後検討していっていただきたいというふうに思います。

それで次は、那珂市の観光行政について考え方を直すということでございます。

1番から3番まで考えると来たんですが、今度は考え方を直すということでございまして、根本的に考えてみようというところであります。

那珂市八重桜まつり、先日のひまわりフェスティバル、月見の会、産業祭など、那珂市は1年を通してさまざまなイベントがございますが、きょうはそれらが頭でっかちになつてないかということを考えたいと思います。本来、お役所主導でイベントというのはどうしてもお客様よりも来賓向きのしつらえになつてしまうというように感じます。那珂市への観光客、ここ数年の推移について教えてください。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

過去3年間の観光客の入り込み客数でございますけれども、平成25年度が28万7,800人、平成26年度が27万9,500人、平成27年度が29万400人という推移でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） さまざまなお祭りがありますが、一番お客様を呼び込んでいる事業は何でしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

イベント数の入り込み客数につきましては天候などによって左右されるところではございます。1日だけの開催というところでの入り込み客数が多いのは、なかひまわりフェスティバルで、約4万人から5万人の来場がございます。期間開催という点では、八重桜まつりが3万5,000人から4万人訪れております。また、カミスガでございますけれども、年間5回の開催、5日間でトータル約10万人の来場、植物園は、年間通してということでございますけれども、約6万人が来場しております。これがこれまで3年間の傾向でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） この間のひまわりフェスティバル、皆様お疲れさまでございました。

主催は商工会でございますが、そこに来る市民の方々、市外の方々はそうは思っていません。あれは那珂市がやっているイベントだと多くの人が思っております。やはりそのイベントに行って、スーツを着た偉い人たちが開会式やって、その人たちは朝のうちに帰ってしまう。それで、メインテント前に張られたテントのブースの人たちはお昼過ぎぐらいに早々に撤退してしまって、あいているテントだけが立っているというような状況はやはりイベントとしてはふさわしくないというふうに感じます。お客様は、ひまわりフェスティバルに來るのは夕方の花火近くになってからで、もう駐車場がいっぱいに入れませんというぐらいのお客さんがいっぱい来ておりました。今回はあいにくの台風の連発ということで、ヒマワリが倒れて

しまったという悪条件があったというのもありますが、来場者も大分例年に比べて少なかつたというふうに聞いております。

そういう中で、やはりこれも曲がり角に来ているのかなというふうに感じます。これ、ひまわりフェスティバル自体が昔から比べて悪くなったとか、そういうものではないんだと思うんですね。ただ、毎年やっているのでつき合いで出しているブースの人たちも、ある程度形だけやればいいだろうというような形になっているということ、そしてお客様もそれを感じてしまっているという悪条件は否めざるを得ないのかなというふうに思います。ですから、きょうは根本から考え直すということでありますので、もっと大きな視点から考えてみたいと思います。

客足が減っているということは事実として、理由を考えますと、まず他市町村でも似たようなお祭りがたくさん開催されるようになったということが大きくあるかと思います。夏だけでも黄門祭り、ひたちなか祭り、みなと祭り、東海まつり、花火も近隣市町村たくさんやっております。近隣だけでも挙げれば切れがありません。いわゆる昔からやっているラーメン屋さん、お客様減ったのはラーメン屋が悪いのか、いや外にラーメン屋がいっぱいできたらだと、そういったような理屈でございます。ですが、その中でも勝ち上がっていかなければいけないというのがイベントでございます。

その激戦区の中、開催される産業祭について少しお聞きしたいと思います。昨年初めて開催されました産業祭ですが、昨年は初めての開催ということで、どんなものかというご祝儀相場もありましたでしょうが、今年はその真価が問われると思います。

そこでお聞きしますが、産業祭、昨年初めて実施しましたが、来場者実績を教えてください。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

昨年、第1回目の産業祭でございますけれども、7,000人の来場、1日の開催ですけれども、がございました。さらに、51団体の出展の中で開催されたということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 昨年の議会の一般質問でも、私は、この産業祭については結構しつこく質問させていただきました。何のためにわざわざやるんですかというところでございましたが、昨年の当初の目的というのは達成されたのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

那珂市産業祭は、平成25年度策定の那珂市商工業振興計画に位置づけられた事業でございます。本市における産業を市民に紹介して、事業者、生産者と消費者との交流機会を創出するとともに、地域産業の振興と市民生活の向上に資することを目的として開催したものでござ

ざいます。

効果についてでございますけれども、第1回産業祭の実行委員会の中で検証を行つておるところです。多くの来場者に農業や商業、工業、サービス業など、身近に触れながら知る機会を与えられたこと、特に工業につきましてはそういう機会がなかなかなかつたというようなことで、市民と触れ合うことの少ない業種につきましても出店いただいたということです。出店いただいた工業者にとっては効果があったというふうに感じております。また、多くの団体に出店いただいたことによりまして横のつながりができたということも感じております。

イベントの効果につきましては測定が非常に難しいところでございます。産業祭を開催したということで成果が生まれたということで、今年度も実施ということで盛り上げたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 一定の成果を生んだということでございますが、産業祭は、この間のひまわりフェスティバルなどとは若干違いまして、生産者側から見るか、出店者側ですね、来場者側から見るかによって大分評価も違つてくるのかなというふうに思います。こんな産業が那珂市にあったんだとか、これも那珂市でつくっていたんだというような感動を呼び込むということも可能だとは思いますが、そのためにはやはり集客がなくては見る人も少ないのでし、出店するほうもやはり張りが出ません。

今年も開催予定だということでございましたが、集客のためになにかこれ、手段は考えていますでしょうか。単にテントを張っただけでは人は集まらないと思いますが。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

内容につきましては実行委員会で協議中というところもございます。昨年の産業祭の実績を踏まえまして、一の関ため池親水公園への人の流れを生み出すというようなことにつきまして、商工会青年部や農業後継者クラブによる子供向けイベント、文化協会による野だてやセグウェイ体験など、新しいイベントを企画しております。

そういうことによりまして多くの方に来場して楽しんでもらえるというようなこと、また今年度につきましては文化祭も中央公民館で開催されるという時期でもありますので、そういう人の流れを本会場と道路、さらには一の関のほうというところで流れをつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 文化祭とかいいと思いますね。ですけれども、子供向けのイベントというのは産業祭に果たしてふさわしいのかというふうに考えてしまうんですね。子供が来れ

ば親も来るというような考え方かもしれません、やはり産業祭というと若干年齢層は高くていいのではないかと思うのです。イベントも今や地域間競争ですが、那珂市の産業を広く知ってもらうチャンスと考えるんであればやはり大々的に広報活動を行いまして、そのためには客寄せの目玉にお金をかけることもある程度必要ではないかなというふうに思います。

今回聞きましたら、産業祭は集客が目的じゃないというような話も出ていると聞いたんですけども、集客が目的じゃないところに出されるそのブースの人たちというのも、これもちょっとそうじゃないと思いますので、やはりそこは人を呼ぶというような努力でやるべきだと思います。中途半端にやるというのが一番よくないと思うんですね。貴重な時間とお金を無駄に使うだけだと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

子供向けというのは、小学生あたり、地元にどういうことが産業があるかという社会科的なところというのもあると思いますし、議員さんからお話がありましたように子供が来れば大人も来て、商業ばかりじゃなくて買い物以外の工業の製造部分ですね、地元にこういった工場、生産している拠点があるんだよというようなことを知ってもらうということで大切だと考えております。

集客というところで言いますと、人を集めただけの大きななにか人を呼ぶだとかということばかりではなくて、やはり消費者の団体にも参加していただいております。そういうところで生産者と消費者の交流ということで、通常のイベントと違って人だけ集めるというのが目的ではないというような意味合いだとは思います。これが那珂市の産業の振興ということで、第2回ですのでこの第1回、第2回というのを踏まえて今後もこういったものは継続して続けていくということが、那珂市の商工業、農業にとって大切なというふうに認識しております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） すばらしい答弁でした。ありがとうございます。

ひまわりフェスティバルが前回ありまして、今回も産業祭についてということでやっているんですけども、こうやって毎回イベントですかまちづくりの活性化だとか、そういうことを私が市役所の部長に向かって言っているんですけども、こういうことは実際、議会で議員や職員がやるようなことではない話だと思うんですね。こういうのは市役所主導では限界があると、議員がいくら声を張り上げたところで余り意味はないと思うんです。例えば市長が無類のお祭り好きだとかそういうことならまた話も違うでしょうが、なかなかそういう自治体もありませんので、やはり行政と民間のすみ分けというものが必要になってくると思います。

そこで、近隣の市町村を見てみると、ひたちなか市では有志でまちづくり株式会社とい

うものをつくって現在活動しております。ひたちなか市は、商工観光課を通してその会社の入件費3人分の8割を、そしてあと事業費の一部を補助しているというふうに伺いました。那珂市でもこのまちづくり株式会社というようなものを検討していった場合、そういう動きがあった場合に市としてそちらに援助、そしてともに活動していくということは検討可能でしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

まちづくり株式会社、ひたちなかでの設立というお話ですけれども、こういった会社設立につきましては国土交通省等のある程度の基準がございます。まちづくり株式会社でも多様な成り立ちがございますので、設立趣旨とか活動目的によっていろいろとそういったことが決まってくるかもしれません。全国的な例を見ますと、行政主導ではなくて地域の中で設立に向けた動きが出てくるというようなことがあるようです。

今お話をありましたように那珂市においてそのような動きがあれば、住民、商工会等との事前調整も含めて市がかかわっていくということになると思います。また、そういった補助金等につきましては、出資金も含めてそのときにいろいろ議論されてくるんだとは思います。市の商工業とか観光の発展的な役割を話してもらえるような、そういった関係団体との協議というものも必要になってくるかとは思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 観光協会、商工会、その他各種団体、こういったものからと、あと市役所、その間に入るクッショナリ的な存在にもなり得るのかなというふうに考えております。まちづくり株式会社、3日前の茨城新聞では、水戸市でもこれをつくるという動きがあるということでトップ記事になっておりました。イベントにかかる予算というのは、これは市としては必ず用意しているわけでございますから、あとは市を活性化してくれるための受け皿ということでのまちづくり株式会社だと思うんですね。ですので、このまちづくり株式会社、これはシティプロモーションや観光PR、グッズ販売などもしていくこともできると思います。そのような事業にも移管していくという余地はございますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

設立の目的とかいろいろそういったこともあるうかとは思います。現時点でご回答するのが適切かどうかとなるんですけれども、シティプロモーションにつきましては、ある程度市が担っていくということで考えております。その外、観光事業とかの全国的な例を見ましても移管しているというようなこともあります。ただ、その後うまくいっていないというようなこともあります。それが那珂市にとってどういうふうなのがいいかというのは、その時点でいろいろ考えていく余地はあるというふうに感じております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうですね、那珂市にふさわしいまちづくり株式会社というのができることが理想だと思います。確かに、誰が中心になってやるのかとか、どの組織が中心になってやるのかとか、誰がお金を出すのかとか、問題は多々あるかと思いますが、観光、イベント、こういったものを考え直していくという中では、先ほど言いましたけれども大きな曲がり角に来ていると思いますので、やはりこういうものを考えていくことが必要になってくるのかなというふうに感じた次第でございます。

さて、リオオリンピックも大いに盛り上がりまして、いよいよ2020年の東京オリンピックが4年後に迫ってまいりました。今回のリオオリンピックでは、カヌーで日本人初の銅メダルを羽根田卓也選手が獲得しまして、カヌーが一躍注目されるということになりました。ふだん皆さんがあなたのことのない競技人口の少ない種目でございますが、オリンピック種目となると俄然注目度が違います。

東京オリンピックでは、追加種目として野球、ソフトボール、空手、ローラースポーツ、スポーツクライミング、サーフィンが国内決定いたしました。野球や空手は競技人口が多く、サーフィンは那珂市は海がありません。ですので、那珂市で力を入れていくと考えた場合、スポーツクライミングかローラースポーツかなというふうに思います。スポーツクライミングですが、これは笠松運動公園に施設ございまして、毎週たくさん的人が練習に訪れております。そうすると、残りの余りメジャーとは言いがたいローラー競技、特にスケートボードですね、こちらに注目いたしまして、このスケートボードのコースをつくることで那珂市に注目してもらうというような手段はどうかなというふうに考えたわけでございます。

このスケートボードのコース、例えば廃校になった体育館などを使って観光PRの一つにしてはどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

観光資源ということでのご質問ですので、スポーツを利用して新たな観光資源をつくり出すということは那珂市にとって大きな効果を生むのではないかとは考えております。廃校となりました小学校の体育館等につきまして、観光資源としてスケートボード場を整備することは難しいというふうに思われます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 学校の体育館を必ずしも使わなければいけないということではないんですね。外にふさわしい場所、特に那珂市、平地が多いわけですので、そういう場所を使ってローラースケートの本格的なコースがあるというだけで、これは非常に注目される存在になり得ると思います。

ただ、スケートボード競技をされている方に聞いてみると、やはり近所への騒音ですか、あと夜間の練習のときの音、これは相当うるさいらしいんですね。やっている方がそう申されるのでそななんだと思うんですけれども、ですのでやはり近所の迷惑にならない場所というところに限定されてしまうのかなと思います。ですので、体育館の中なんかは本当は音が漏れなくていいんですけども、それがダメであれば例えば総合運動公園ですとか、あとは今度、那珂川のほうで整地をするというようなところを検討の一つに入れてみていただいてもいいんじゃないかなというふうに思います。あくまで提案でございますので、何かのときにこちらは検討していただければと思います。

きょうは観光行政について見直すということでございましたが、行政が観光をやるという時代は結構難しいところまで来ているというのが私の率直な考えでございます。今後、観光協会もありますが、いろんな団体への移管も含めて根本からもう一度考えていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（中崎政長君） 以上で通告3番、小宅清史議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を2時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（中崎政長君） 通告4番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 高齢者福祉について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

[6番 寺門 厚君 登壇]

○6番（寺門 厚君） 議席番号6番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は高齢者福祉についてということでございます。この問題についてはかなり広範囲な分野にわたっておりますけれども、きょうは、平成37年（2025年）問題、これを乗り切るというためにどうすればいいかということについてお話をしたいと思います。

2025年（平成37年）、この年は団塊の世代が75歳以上になりまして後期高齢者になると。人口的にかなり多い世代が到達をするわけでございまして、今まで介護を支えていた人たちが今後は介護のサービスを受けるということになりますし、非常に費用的にも、それから介護・医療従事者の人手不足も想定されますし、いろんな問題が想定されまして、このままいって本当に乗り切れるんだろうかというのが非常に心配な点でございます。

国においては、これらを乗り切るために厚生労働省においては地域包括ケアシステムを各地方で構築していく、その地域の全員で支え合っていきましょうよということで示されています。

本那珂市においても、平成27年3月に那珂市高齢者保健福祉計画というものが改定で発行をされております。これは3年ごとに計画を立てて進めていくということでございます。この中に37年問題をどうやって乗り切っていくんだということで書いてございますけれども、やはり地域包括ケアシステムを構築してその中で地域で支え合う、そういう体制をつくっていきましょうよということで書かれております。

きょうは、その中で4つ基本的な指針が書かれておりますけれども、健康づくりの推進、2つ目が地域包括ケアシステムの構築推進、3つ目は生きがい・福祉のまちづくりの推進、4つ目が介護保険運営制度の円滑な運営ということで書いてあるわけですけれども、読めば読むほど本当にこれをやって平成37年問題乗り切れるんだろうかと、ますますちょっと不安になってくる部分がございます。というのは先が見えない、3年の計画しかございませんので、じゃその描いている地域包括ケアシステムが本当に37年にできるのかいと、そこでスタートできるのかいということが非常に不安の材料となります。

ということで、きょうはこの地域包括ケアシステムの構築についてというところと、あと生きがい、それから福祉のまちづくりという点について焦点を絞ってお聞きていきたいと思います。

福祉に関しては、言葉だけでは非常にわかりづらいということもありまして、介護長寿課さんのほうからも資料を提供していただきましたが、お手元に議長のお許しをいただきて本日は資料を配付させていただいております。こちらをごらんいただきながらお聞きいただきたいと思います。

最初の質問については、資料の1—4から1—10ということで、2ページ、3ページ目あたりをごらんいただきながらお聞きいただきたいと思います。

最初の質問ですが、一応基本データを確認した上で、改めて那珂市高齢者の現状と、それから平成37年に向けた重点課題及びその対策にどのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

那珂市の65歳以上の高齢者人口及び高齢化率の推移についてでございますが、平成27年4月1日現在の住民基本台帳による高齢者人口は1万5,386人、高齢化率は27.6%でござい

ます。平成37年は高齢者人口1,879人増の1万7,265人、高齢化率は7.2ポイント増の34.8%と見込んでおります。

介護認定者数につきましては、平成28年3月末現在の介護認定者数は2,394人で、そのうち65歳以上の第1号被保険者数は2,327人、40歳から64歳までの第2号被保険者数は67人となっております。平成37年の第1号被保険者は869人増の3,196人と見込んでおりますが、第2号被保険者につきましては、国作成の介護保険事業計画ワークシートにおいて第2号被保険者が対象外となっているため、37年度の見込みは行ってはございません。

平成27年4月1日現在に介護認定を受けている者の中で65歳以上の認知症数は1,651人、認知症率10.7%となっております。平成37年の認知症数は339人増の1,990人、認知症率は0.5ポイント増の11.5%と見込んでおります。

また、平成27年度の介護保険給付費総額は約40億8,000万円でございますが、平成37年度は約65億円と見込んでいるところでございます。第1号被保険者1人当たりの平均保険料の推移でございますが、介護保険給付費の増加に伴い、平成27年度5,280円が平成37年度には2,392円増の7,672円と見込んでおります。

こうした中、高齢者の増加に伴いまして、介護認定者や認知症高齢者の増加によりまして高齢者の保険料の負担増も予測されることから、今後は、健康な高齢者をふすことや介護認定を受ける状態になっても自立した生活が営まれるような取り組みが課題となっております。

市では、平成37年までに医療・介護・保健などの連携と地域の人たちの支え合いによる地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が住みなれた地域で自立した生活が営まれる地域を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今答弁いただきましたように、やはり最終的には元気なお年寄りをいかにしてつくっていくかということだろうと思うんですけれども、それには医療・介護・保健などの連携と、それから介護認定者を減らしていく、それから認知症の方も減らしていくということが大事だろうというふうに思いますし、加えて財源的な問題からいえば、ソフト面でいうと元気なお年寄りをつくっていくことだろうと思います。もう一つはやっぱり、そのためには働く場の提供ですね、働くお年寄りは元気だというふうに言われますので、この場づくりも非常に重要なことだなというふうに思います。

この後は地域包括ケアシステムの構築をきちんと推進していくという答弁もございましたので、それについて伺ってまいります。

資料については、7ページと8ページ、包括ケア・支援センターの資料を載せてございます。

7ページのところに資料3—3というところがございますけれども、地域包括支援センターの機能強化、ちょっと黒くなつて見えない部分がございますので、左上の四角、在宅医

療・介護連携、その下ちょっと黒っぽくて見えませんですが、こちらは認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進委員、右側へいきまして生活支援コーディネーターということになりますね。その下、見えない四角は介護予防の推進ということで、これら4点をきちんと進めていくことがやはり元気なお年寄りをつくるもとだということになります。

ということになると、この地域包括支援センターの機能強化が必要になってくるということになるんですけども、ではこの地域包括支援センターについて適正な人員体制の確保についてはどのように考え、進めていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

地域包括支援センターは、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネジャーでございますが、これらを置くことになります。

今後、医療と介護が必要になっても住みなれた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制の構築が必要になりますので、その取り組みの中で地域包括支援センターが担う役割が増大するというような場合には職員の増員も検討しながら対応していかなければならぬというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ということは、平成30年4月からその新しい事業がスタート、開始されるわけでございますので、その時点ではもう既に人員が整っていなければなりません。増員も検討することになるというふうに答弁がございましたけれども、悠長に構えていたのでは間に合わなくなってしまいますよね。これ、いつまでに検討してどのように進めていくんですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

在宅医療・介護連携の推進及び認知症対策の推進、これらにつきましては平成27年度の介護保険制度によりまして平成30年3月までに準備を整え、4月から実施するということになっております。

市では、医師、歯科医師、薬剤師、認知症疾患医療センター代表、介護サービス事業者代表、地域包括支援センター代表などの11人で組織しました在宅医療・介護連携、認知症対策検討委員会の中で平成30年4月実施ということで検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） しっかりと検討していただいて、人員や連携体制の整備を早目に完了

のほどをお願いしたいと思います。

適切な介護や支援が介護を必要とする全ての高齢者に届くようになりますため、地域包括支援センターと行政との役割分担、連携強化というのはかなり重要になってきます。これについてはどのように進めていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

行政との役割分担につきましては、市は、地域包括支援センターへ毎年示しております地域包括支援センター運営指針の中で、行政と地域包括支援センターの役割を分担して明記をしているところでございます。

行政との連携強化につきましては、地域包括支援センターと市が毎月会議を行い、業務に関する情報交換に努めているところでございます。また、支援困難事例につきましては、市は地域包括支援センターが主催する会議や訪問に同行するなど、連携に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 政策立案は介護長寿課、実行は包括支援センターと機能役割はありますけれども、やっぱり執行部は現場へ出ていて現場の意見・要望を吸い上げると、こういった同行訪問というのはこれからも強化していくほししいと思います。

地域包括支援センターは病院と介護者のつなぎ役として今後ますます連携を強化する必要がありますけれども、包括支援センターと医師会の連携をどう強化していくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

包括支援センターと医師会の連携をどう強化するかということでございますが、介護力の弱い家庭や独居者等が退院する際に、地域包括支援センターは医療機関に出向きまして担当医やソーシャルワーカーから引き継ぎを受けまして、在宅生活支援の中心となる介護支援専門員とともに対象者や家族を支えております。

また、介護長寿課職員と地域包括支援センター職員は、医療機関のソーシャルワーカーの勉強会や那珂市医師会主催の在宅医療・介護における多職種協働事例検討会などに参加しまして、ソーシャルワーカーや医師の方々と積極的に情報交換に努めているところでございます。

今後継続してこれらに参加しまして、那珂医師会及び地域包括支援センター代表委員が委員となっております在宅医療・介護連携、認知症対策検討委員会の中におきまして、平成30年度4月の在宅医療・介護連携の推進に係る事業の実施に向け連携を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 在宅医療・介護における多職種協働事例検討会など、あるいは勉強会に機会多く出ていただいて、効果的に介護のほうの施策に反映できるように準備していっていただきたいと思います。

次に、資料では8ページになりますが、参考していただきたいと思います。

今般の制度改革では新しい介護予防・日常生活支援総合事業をつくって、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業に位置づけを変えております。地域包括支援事業に生活支援のサービスの充実と地域の支え合い体制をつくり、要支援者に対する効果的な支援を可能にすることを目指しておりますので、要支援者の生活支援については、従来、予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を相互・充実して、要支援者自身の能力を最大限に生かしながら多様なサービスを総合的に提供する仕組みに見直しをすることになっております。

日常生活支援というのが重点に置かれておりますけれども、この日常生活支援体制の整備、推進をする上で協議体設置と生活支援コーディネーターの配置が非常に重要になりますので、この配置をどのように進めていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

協議体につきましては、後期高齢者や認知症の高齢者がピークを迎える平成37年度までに地域住民の支え合いによる高齢者の日常生活支援体制を段階的に整備するため、本年1月26日に那珂市介護予防・生活支援サービス推進協議会を29名の委員によって組織し、運営を社会福祉協議会のほうに委託しているところでございます。

また、生活支援コーディネーターにつきましても、市の社会福祉協議会に2名配置という形で行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 既にこちらは両方とも設置をされて稼働しているということでございますので、しっかりと活動を進めていってもらいたいと思います。

平成37年問題の有効な対策として、高齢者が要介護認定状態になることの予防や介護状態などの軽減、悪化防止のための支援が目的で推進される施策で、介護予防というのが重点を置かれております。この介護予防の推進についてですけれども、今回は第1号ではなく第2号被保険者の認定数、要介護認定者ですね、の減少、どうやって減らしていくのかということについて伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

第2号被保険者の認定数の減少をどうするかということでございますが、平成27年3月診

療分を国民健康保険データベースを基本に第2号認定者となった原因を分析しますと、78人中45人が脳血管疾患、5人が糖尿病等の生活習慣病でございました。生活習慣病については、特定健診などを利用した早期発見・早期治療が重要になりますので、那珂市国民健康保険第2期特定健診等実施計画や那珂市国民健康保険データヘルス計画をもとに、連携をしながら第2号被保険者の認定者減少に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 第2号ですから40歳から64歳の方が対象ということになりますので、この方々はいずれ、こういう疾患を直さないと65歳以上になって要介護認定者というふうになってしまいますので、脳血管障害、それから糖尿病、特に糖尿病の予防をすることによって生活習慣病が予防できる、ひいてはこの要介護認定者が減るよということになりますので、これはやっぱり医療と介護が強力にタッグを組んでいただいて、より一層取り組みを強化していってほしいと思います。

次にいきます。

平成28年3月にもう一つ貴重なデータが公表をされております。それは「介護認定者の実態把握」ということで、こちら、地域包括支援センター3つございますけれども、それと介護長寿課との合同でつくられたものでございます。こちらには地域別の今お話を出てきました1号被保険者の介護認定者の重病度ですか、たくさん各地域別に載っております。菅谷地区はどの障害が多いとか病気が多いとかさまざま載っておりますので、大変貴重なデータでございますので、これからも続けていってほしいと思います。

せっかくこういう貴重なデータが公表されております。これらのデータ分析結果をもとに地域別の課題対策を検討し、きめ細かな対応策へと生かしていくべきだと思うんですけれども、今後どのような取り組みをしていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

どのような対策ということでございますが、地域包括支援センターと介護長寿課が医療と介護のデータ分析をし冊子としてまとめた「介護認定者の実態把握」の活用につきましては、各地域包括支援センター主催の日常生活圏域高齢者ネットワーク会議や介護支援専門員研修、地域の高齢者が集まる場などで情報提供を行っているところでございます。

また、那珂医師会に那珂市の現状を説明し、会員全員に冊子の配付もしたところでございます。

今後は、那珂市介護予防・生活支援サービス推進協議会での検討の際に活用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 地域別に特殊性があるなということもよくわかりますので、今後は病気の原因や関連性なども含め継続して調査をされ、要介護認定者減に向けぜひとも有効活用をお願いしたいと思います。特に、地域におろしていただいて地域内でまたやりとりをいろいろ検討していただくといいかなというふうに思います。

続きまして、介護認定者を減らすためにということで認知症の状況について聞いていきます。資料については2—2、2—4を参照していただきたいと思います。

認知症は、高齢者が毎年増加するばかりで、平成37年には1,990人にも上ると。しかも、現在病気の方は665名おるということです、認知症に認定されている方が。この方々が要介護者にならないため、少しでも状況を改善するために、あるいは高齢者が要介護状態になつても自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする高齢者の尊厳を支えるケアというものを、これからはきちんと確立していくことが大切だと思います。

そこで、認知症施策の推進についてですけれども、「認知症ケア・パス」、これは冊子ですね、作成・普及はどのようになっているのか、またどのように活用していくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

「認知症ケア・パス」につきましては、在宅医療・介護連携、認知症対策検討委員会において作成のほうを行ってまいりました。9月の茨城県認知症を知る月間に認知症の早期発見や認知症予防の取り組みを推進するため、「認知症ケア・パス」の市内全世帯への配布及び病院等の外来者や医師・介護関係職員研修会並びに市内薬局などで配布を行ってまいります。また、いきいきサロンや出前講座などでも活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 認知症予防は、まずは知ること、理解することだと思いますので、あらゆる機会を捉えて周知徹底をお願いしたいと思います。認知症の予防対応につきましては、なかなか一般の方まで周知されていないというのが現状でございます。まずは認知症の理解から始める必要があり、対応策として市では認知症サポーターの養成を始めておりますね。平成26年には528人が養成されていましたということなんですけれども、その後の認知症サポーターの養成についてどのように取り組んでいるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

認知症サポーターは、なにかを特別に行っていただくものではありません。認知症を正しく理解していただき、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になっていただくものでございます。その上で、自分のできる範囲で友人や家族にその知識を伝えたり、認知症になった人や家族の気持ちを理解するように努め、できる範囲で手助けを行っていただくものでございます。

市では、毎年度300人の受講者を目標として実施しております。本年8月末現在1,229人が受講をしております。また、平成26年度、27年度は受講者が300人を超えております。受講者の対象を広げるため、本年度は、市内の介護施設にボランティアとして参加しておりました小学生に認知症養成講座を体験していただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） これからもこのサポーターというのは養成を強化して、どんどん理解者をふやしていくってほしいと思います。小学生に認知症の養成講座を体験してもらいましたということで答弁がありましたけれども、やはり家族は大人ばかりではございません。子供さんもいますので、小さいうちから教えておけば対応も早くなるということもございますので、今後は小学生対象に学校の授業で認知症教育をして周知してはどうかということでお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

小学生対象の認知症教育でございますが、早い段階から認知症を知り理解を深めることが重要になると考えておりますので、教育委員会と協議を行って進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ぜひとも協議をいただきて、小学生の認知症教育が実現できますよう前向きなる検討をしていっていただきたいと思います。

私は、高齢者福祉の究極は、誰しも最期のときは自宅で家族に見守られながら安らかに終わる形というものが理想像でございまして、そうあるべきだというふうに考えております。現在は、いろんな方々のお話を聞きますけれども、最期はやっぱり自宅へ帰りたくても帰れないという状態のままという方が、養護施設あるいは病院にたくさんいて、たくさんというより多過ぎるというふうに思います。自宅介護がメインということに新しい介護制度はこれからなりますけれども、そういう意味でもやっぱり在宅医療の充実を図る必要があります。特に在宅医療とそれから介護の連携、これを整備して強化していくことが大変重要であります。

その中で、このケアシステムには書いてないですが、特に在宅においての看取りについての取り組みはどのように考えているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

人生最期の時間を自宅で家族に見守られて過ごしたいと考えている方がいるにもかかわらず、現実的には病院で亡くなる方は多いと思われます。自宅でのターミナルケアは、家族の

負担や急変時の対応などさまざまなハーダルがございます。

看取りに限定された介護サービスではございませんが、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを行う事業者が現在、市内には1カ所ございます。これは、要介護度が高い方や独居、認知症の方でも安心して自宅生活を続けるためのサービスでございます。介護職員と看護職員が連携して、通常の定期的な訪問以外にも、24時間の連携体制のもと、必要に応じて自宅を訪問しているというものです。

なお、市内でこのサービスを利用している方は本年8月末現在で21名おるというところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 市内にはこのサービスをするところが1カ所あるということでございますよね。利用者も21名いらっしゃるということで、既にグループホーム、でも看取りをやっているところがございます。利用された方、家族ともに、安らぎと幸福に満ちたひとときを共有できたということも聞いております。やはり今後はこの看取りの対応というのが非常に増加してくると予想されますけれども、今後の対応についてどのように進めていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

看取りにつきましては、在宅医療と介護の連携を検討する上でとても重要な事項になると認識しておりますので、在宅医療・介護連携、認知症対策検討委員会において検討をいたしまして、平成30年4月実施に向け、看取りを含めた在宅医療・介護連携体制を整備してまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 30年4月の実施ということでございますので、ぜひこの自宅での看取りを含めた在宅医療・介護体制の充実を大いに期待したいと思います。

次に、高齢者福祉のサービスについてに移ります。

高齢者福祉のサービスの充実についてはたくさん項目がありますので、今回はちょっと全部お聞きできないということでございますので、ひとり暮らし高齢者対応事業についてお聞きしたいと思います。

ひとり暮らし高齢者対応事業及びひとり暮らし高齢者等緊急通報システムについて、今後の対応について伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

ひとり暮らし高齢者の対応事業としましては、現在、ひとり暮らし高齢者の「愛の定期

便」事業、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業、緊急医療情報キットの配布を行つてまいりました。

市は、子供、高齢者、要介護者、障害者等が安心して暮らせる地域づくりと安全な交通環境の確保を目指しまして、平成27年度に、要介護者等の見守り活動協力に関する協定書を株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び市内区域に配達を行っております新聞販売店15店と締結しております。平成27年度末時点では、その外に生協、市内金融機関、農協など28事業所と協定を結んでおります。

また、本年9月には水戸ヤクルト販売株式会社と協定を結ぶ予定になっておりまので、引き続き、ひとり暮らし高齢者の見守り体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今の答弁で、水戸ヤクルト販売さんが復活され、またご協力頂けるということは大変ありがたいことだと思います。そして、セブン-イレブンさんあるいは新聞店など見守りする事業者さんがふえていくというのは大変見守り体制強化になるので好ましいことだと思いますので、ぜひとも今後も継続して事業者数をふやしていっていただきたいと思います。

次に、高齢者緊急システム、先ほどありましたけれども、これについては具体的にどんなものなのか、また利用者数とその緊急通報数、どれぐらいあるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

高齢者緊急通報システムでございますが、高齢者などの急病や災害などの緊急時に、消防本部へ直接通報できる装置やペンダントを貸与し速やかな救援が行えるようにするものでございます。

これまでの通報件数でございますが、平成27年度末の利用者は196名ございまして、そのうち救急車の出場が8件、消防車出場が1件でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 利用者が196名ということで今答弁ございましたけれども、これはひとり暮らしの方は全員ということではないんですね。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） 全員ではございません。希望者でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） わかりました。

この緊急通報システム、命にかかる連絡機器でございますので、これはメンテナンス等

も含めて不備がないよう十分留意していただきたいと思います。

次の質問ですけれども、先ほど見守り業者、事業者さんがふえましたよということでございましたけれども、この見守り業者の情報の提供や収集あるいは対応はどのようになっているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

事業者のみずからの業務を通じまして、子供、高齢者、障害者等がいる世帯で不審なことに気づいたときには介護長寿課へ連絡していただき、介護長寿課から地域包括支援センターなどの関係部署へつなぐシステムとなっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） システムがあるということですけれども、これも担当者不在で情報が伝わりませんでしたということがないように、ぜひとも担当者やシステムの1次、2次まで含めた補完体制、これをしっかりと考えて完備しておいてほしいと思います。

次に、地域で支え合うまちづくりについてということでございますけれども、今回は、安否確認の情報伝達と確認についてということでお聞きしたいと思います。

先般、台風9号、こちらの地区大変な風雨に見舞われましたけれども、そんな折、あるケアセンターの担当の方は自分の担当の介護者の安否の確認に行っております。三十数名と言っていましたかね、かなりな人数ですけれども、行った先で一軒ずつ回っていくわけですけれども、その地域の例えば民生委員の方あるいは自治会の方とうまく連絡がとれない。そして、安否は確認して帰ってはくるんですけども、今度その安否の情報をどこへ伝えて、どういう対応をすればいいのかというのがいま一つはっきりしませんでしたという声がございました。

やっぱり災害時は、これはどうしたらいいのというのと、安否確認についてもダブったり、あるいは2人、3人と同じところへ行ってみたりということがないように、その辺の体制について伺いたいと思うんですけども、災害時の安否確認、那珂市では現在、那珂市避難行動要支援者支援制度というものもございますので、そちらとの連携もあわせてどうふうにしていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

災害時の安否確認ということでございますが、平成27年、28年度の集中豪雨の際には、みずから避難することが困難な高齢者に対して地域包括支援センターが安否確認を行いまして避難所への送迎を行っております。

これまでの安否確認は地域包括支援センターの自主活動として実施してきましたが、今後は、那珂市避難行動要支援者支援全体計画に基づきまして、自治会や民生委員、社会福祉協

議会と連携を図りながら避難行動がとれるよう調整をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） しっかりとした情報経路をきちんと確立して理解して、各関係の方を置いていただきたいと思います。

そうはいっても、やはり自治会や民生委員あるいは社会福祉協議会担当者も災害被災者になり得る可能性がございます。それを考えますと、2次、3次の安否確認補完体制もあわせて今後整備をお願いしたいと思います。これについては何かお考えございますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） ただいま議員のご提言の部分については当然重要な部分となってくると思いますので、今後の検討課題として承っておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ありがとうございます。しっかりと検討をしていただきたいと思います。やはり行動についても重複しての確認がないよう、これもしっかりと関係者と連携をしていっていただきたいと思います。これも要望しておきたいと思います。

次に、今、災害時の安否確認ということで防災体制、それから那珂市の避難行動要援護者支援制度の連携というお話がありましたけれども、これについても、制度、システムはあるけれども、実際にその防災訓練、特に避難訓練の計画があるのかどうか、実施しているのかどうかについて伺います。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答えいたします。

防災訓練、避難訓練につきましては、平成29年度実施に向けて現在調整を図っており、災害時の避難行動要支援者の避難支援についての情報伝達訓練を盛り込んで計画をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） こちらもしっかりと計画を組んで、ぜひとも実施訓練をやっていただきたいと思います。それから、既に自治会では要支援者の方がおうちのどのお部屋に寝ているかというところまで確認されて緊急体制をとられているところもございますので、そういったところとの連携もあわせてしっかりと行っていただきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、高齢者福祉に対しては大変莫大な費用がかかるという想定ができるんですけども、それを元気なお年寄りをつくっていくことでソフト部分で補つていこうと。それでもやっぱり財源的にはかなり不足していくと思います。

そこで、福祉支援積立互助制度といった制度もう既に他の自治体ではやられているところ

がございます。福祉活動、ボランティア等活動をポイントとして積み立て、自身の介助・介護時にポイントが使える、または商品等と交換ができる補助システム、これを設置して稼働していってはどうかということで、これは提案ですけれども、いかがですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

ただいま議員のご提言の福祉支援積立互助制度でございますが、これに取り組んでいる自治体では、ボランティア活動のきっかけづくりや高齢者の介護予防効果を期待して実施している場合が多いと思われます。

高齢者の介護予防については、ボランティアをする高齢者自身に効果があると評価する自治体と、ボランティアに参加する高齢者はもともと健康に自信がある人が多いために、介護予防としての効果を望むことは難しいという否定的な自治体もございます。また、ためたポイントを地域の產品、鉄道・バスの乗車券、施設の入場券等と交換するところもあり、自治体の費用負担が過大となっているようでございます。

介護保険制度の改正により今後ますます複雑化していく中で、新たな介護サービスの創出とポイント還元がどのようにリンクできるかなど不透明な部分が多いので、現時点では福祉支援積立互助制度の検討は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 現時点では不透明な部分が多くて検討困難ということでございますけれども、やはり介護費用の増大はもう避けて通れません。これに伴う市税負担増もあります。介護する人たちはどんどんふえていくと。まして、その厳しい財政情勢がなおさら一層厳しさを増していく中、難しいではなく、どうすればできるのか、外に方法はないのか、まずできることは何かなど、しっかりと今後も継続して検討すべきだと考えますけれども、ここで市長の見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 現在、介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向けて、訪問サービスと通所サービスの検討を最優先課題で取り組んでおります。したがいまして、先ほどの部長の答弁と同じ答えになりますけれども、現時点では介護ボランティアポイント制度についての検討、いわゆる導入については難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 検討は難しいというお答えですけれども、高齢者保健福祉計画は3年ごとにつくってまいりますね。ということはまた情勢が変る可能性もございますので、次回以降継続してやはり検討をして、この介護ボランティア制度というのをいま一度検討いただきますようお願いしておきます。

今回は、この平成37年対策ということばかりでなく、高齢者福祉というのはずっと続いていきますね。那珂市においても、那珂市の魅力というのは住みやすさと、これ、住みやすいというのは子供からお年寄りまでございます。最近、特に那珂市の「いい那珂暮らし」は子育て世帯に重点を置いています。これはもちろんそのとおりでございますので、やはり子供からお年寄りまで住みやすいところですよというPRもぜひやっていただきたいなというふうに思います。

今回、地域包括ケアシステムを37年度までにきちんと構築すればその平成37年度対策は何とかなるなという感触は、今いろいろ答弁いただきましたけれども、それを聞いても私は、まだ本当にできるのというところがございます。何度も言うんですけども、私は、高齢者の福祉の究極、自分の人生の終えんはぴんぴんころり、自宅で、いい人生だったと畳の上で思えることではないかなというふうに考えております。つまり、元気なお年寄りでいられる環境をつくること、これが重要だと思います。それには健康増進、介護予防、認知症予防、医療充実、やはり何といっても働く場所とその仕事がないと元気なお年寄りにはなれないというふうに思いますので、これは非常に重要なことで、これらのことを行後しっかりと提案して政策実現に向けていくのが我々の役目だというふうに考えております。あわせて、この地域包括ケアシステムの効果的な推進ができる、ちゃんと進んでいるのかどうかというのも継続してチェックをしていきたいと思います。

ということで、本日、一部、高齢者に対する福祉の部分でデマンド交通ですか福祉バス、その外いろいろ質問を割愛してしまって大変申しわけないんですけども、これは次回にさせていただきたいと思いますので、本日の私の質問はこれにて終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で通告4番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を15時15分といたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 古川洋一君

○議長（中崎政長君） 通告5番、古川洋一議員。

質問事項 1. 通学路の安全対策について。2. 選挙権年齢の引き下げについて。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

[10番 古川洋一君 登壇]

○10番（古川洋一君） 議席番号10番、古川洋一でございます。

今回も、那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。最初の質問、通学路の安全対策についてお伺いいたします。

児童・生徒が安心・安全に登下校するためには、通学路の安全対策が必要なのは言うまでもございません。本市には那珂市通学路交通安全プログラムというものがあるようですが、私が小・中学校のPTAにかかわっていた平成23年まではなかったように記憶しておりますが、この那珂市通学路交通安全プログラムとはなにかを含めて、プログラム策定の経緯を教育部長にお伺いします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

那珂市通学路交通安全プログラムでございますけれども、通学路の安全確保に関する取り組み方針を体系化、そして明文化したものでございます。策定の経緯といたしましては、平成24年でございますが、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いだことから、国土交通省、文部科学省、そして警察庁の3省庁が連携いたしまして、通学路における交通安全の確保を目的とした関係機関合同による緊急合同点検の実施について全国の各自治体に要請がございました。

那珂市におきましては、平成24年度に小学校、25年度に中学校の通学路を、関係機関と連携した緊急合同点検を実施しまして必要な安全対策を講じたところでございます。さらに、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みをより確実なものとするために、関係機関で構成された那珂市通学路安全対策推進会議を設置いたしまして、連携体制のもと、対策の検討、実施を図るために那珂市通学路交通安全プログラムを平成26年10月に策定をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 全国で登下校中の児童・生徒が死傷する痛ましい事故が相次ぎ、平成24年、国から通学路における交通安全の確保を目的に関係機関合同で点検を実施するようとの要請があったと、そしてそれを受けて本市では早速、関係機関と連携した緊急合同点検を実施するとともに、平成26年には通学路の安全確保に向けた取り組みをより確実なものとするよう、関係機関で構成された那珂市通学路安全対策推進会議を設置し、対策の検討、実施を図るために那珂市通学路交通安全プログラムを作成したとのことであります。

これまで、このような国からのやつてくださいといった要請に対しては、やりましたと、

この件でいえば点検しましたで終わってしまう場合が多いような気がいたしますけれども、本市においては、これで終わらず、さらなる取り組みを行っているということあります。

では、この関係機関で構成されているという那珂市通学路安全対策推進会議のメンバーはどういった方々でしょうか、またその方々で何を行っているのでしょうか、あわせてお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

構成メンバーにつきましては、小・中学校、そして小・中学校の保護者、学校教育課、防災課、土木課、那珂警察署、大宮土木事務所で構成をしております。この通学路安全対策推進会議におきましては、各学校の通学路区域内の対策が必要な箇所につきまして対策の検討、そしてその実施と、さらにその効果を把握するために合同点検会を実施しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 各学校の通学路区域内の対策必要箇所について検討、実施、そして対策効果を把握するために毎年、合同点検会を行っていると。

では、合同点検会で対応を要するという結果が出た案件につきましては具体的にどのような対応をとられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

合同点検会の結果を受けまして、実際に要望どおりの対応がとれるのか、また要望内容が現実的でない場合には代替案の検討を行います。合同点検会のメンバーだけで結論や対応策が難しい場合には、関係機関に持ち帰り、可能な対策を協議することになってございます。県道の拡幅や歩道設置など、事業化までに期間を要するものもございます。

また、要望案件の中には信号機の新設要望もございますけれども、那珂警察署等から上申の形をとっても、交通量や状況判断後の結論として設置不可という回答をいただくものもございます。学校や地域における立哨指導等で対応をお願いするケースなどもございます。

なお、点検結果や対応内容につきましては、関係者間で認識を共有するために対策一覧表、そして対策箇所図を作成して公表をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 私がPTAに携わっていたときも、夏休み期間中に通学路の安全点検を行い危険箇所を把握して、それを案件ごとに区別して役所や警察等へそれぞれ要望を提出しておりましたが、その後、誰がどのように検討し、対策が施されるのかされないのかもわからないまま、次年度に実施されるまでは出し続けるしかないよといった引き継ぎをしていたような記憶といいますか、印象がございます。

ですが、今変わったのは、それら要望の提出先である関係機関も含めて合同で点検を行い、その結果や対策内容を関係者が共通認識し、対策一覧表や対策箇所図を作成して公表しているということありますから、大きな前進であると評価をしたいと思います。

本日はお配りはしておりませんが、その一覧表や対策箇所図については皆さんのお住まいの地区内のどこが該当しているのかと、そういったものを確認されておかれるよいと思います。本日持ってきてはおりますけれども、かなりのボリュームですのでちょっと皆様にお配りできませんけれども、対策箇所図については地図に写真入りで、こういった落とし込んだものがございますので、ぜひご確認をいただけたらなというふうに思います。

ただ一つだけ、ホームページで公表されている合同点検の結果を見ますと、自治会からの要望があればといった検討結果が多数ございます。せっかく合同で点検して共通認識を図ろうとしているのでありますから、自治会の代表者を最初からその推進会議、つまり合同点検会のメンバーに入れてはどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

議員ご指摘のように、点検の結果といたしまして自治会を通して再度要望をお願いしているものも少なくはございません。点検会に上げていただく案件につきましては、各PTAにお願いをいたしまして、通学路安全点検調査表を提出していただいております。この提出を依頼する際には、事務局であります学校教育課のほうからPTA会長に趣旨説明を行って提出をしていただいているところでございます。

この説明の際に、防犯灯あるいはカーブミラー等につきましては、この点検調査表ではなく直接、自治会から市担当課へ申請をしていただきたいという説明をしているところではございますけれども、実際に提出されてくる調査表にはこれらも含めた要望をされてくるものがあるというところでございます。

通学路の安全対策推進会議構成メンバーへの参画につきましては、今後の状況によりまして判断をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

考えてみると、メンバーに市内全自治会の代表者を加えるとなればかなりの人数になると思いますし、うちの自治会内にはそういう箇所はないといったところもあるかと思いますから、実際にメンバーに加えるのは難しいかなという気もいたします。自治会を通して要望する案件、つまり防犯灯やカーブミラー、コサ払いなどについては別であって、PTAに対しても点検調査表は使用せず、つまり事務局である教育委員会学校教育課には提出しないで自治会を通して役所に提出してくださいと説明しているということですが、実際に要望に載

せてきてしまうのが少なくないということありますから、説明が足りないのか、徹底がされていないのかなというふう思います。そして、それを合同点検会の検討結果として公表しているということは、やはり矛盾しているんじゃないかなというような気がいたします。

では、同じ学区内であっても年度が異なると点検箇所が違うことがあろうかと思いますが、その違う理由はなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

安全点検調査表につきましては、毎年度、各学校から提出をしていただいております。年度がかわって、PTAの役員さんがかわれば新たな視点で新規の要望が加わることもございます。その対策箇所についてのさらなる点検が必要になってくるということで、点検箇所が毎年変るということもございます。点検調査表として上げていただいた全ての案件につきましては、検討結果を各学校を通してPTAにお知らせをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 検討結果を各校PTAにお知らせしているということですが、それがしっかりと周知され次年度の要望に反映されているのか再度伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

PTAにお知らせをいたしました検討結果につきましては共有がされているものというふうに考えてございますけれども、その中で、既に対策済みであるものが再度同じ要望事項として上がってくるというようなケースも見受けられるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） PTAの役員さんがかわり、新たな視点で新規の要望が加わるというのはよいことだと思いますが、逆にそれまでの要望が解決していないのに要望から削除されてしまうということもなくはないのではないかというように思います。要望がそれほど簡単に実現するとは思えませんし、実際にその場では対応策が見つからず持ち帰って協議・検討しますとなった案件については、PTAはその結果を追わなければなりませんし、当局は時間がかかるても必ず協議・検討の結果を通知しなければならないと思います。ですから、その結果が出るまでは同じ要望であっても出し続けなければならないというものもあるかと思います。それを、要望はなくなったというふうに解釈されてしまうことを危惧するわけであります。

また、対策済みであるにもかかわらず再度同じ要望事項として上がってくるケースも見受けられるという今ご答弁がございましたから、各校PTAにおいてきちんと周知され次年度に反映されているとは言えないということがわかるかと思います。これは、PTAが単年度

制であるという弊害ということもあるでしょうが、PTAに限らず役所も警察も学校もしかり、人事異動があります。お互いがそれまでの経緯がわからなくなるないように、昨年説明したからわかっているはずではなく、口頭による説明だけでなく、点検調査表記入マニュアルのようなものを作成したほうがよいのかなというふうに思います。

安全対策推進会議とか、安全プログラムとか、合同点検とか、せっかくのすばらしいものも、行っている中身が伴っていなければ効果は半減をしてしまいますから、関係機関それぞれが何のために、誰のために行っているのかという意識を強くお持ちいただき、効率よく連携を密にして取り組んでいただきたいということを意見として述べさせていただきます。

では次に、踏切での安全確保についてお伺いしてまいります。

踏切というのは、自転車を含めた車、歩行者、それに電車または汽車が加わり、大事故につながる危険性を持った場所であります。登下校の時間帯に子供たちが踏切を渡る際の様子をごらんになっていないのかもしれません、その踏切道が先ほどの通学路の安全対策の中にも要望として入っていないということが不思議でなりません。

今回は通学路の安全対策としてお話をしておりますけれども、子供たちだけでなく大人もお年寄りまで踏切を渡りますし、登下校時間帯だけが危険だというわけでもないということを先に申し添えておきたいと思います。

まず、市内には水郡線が走っておりますけれども、通学路になっている踏切は何カ所あるか、わかりましたら教育部長お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

児童・生徒の通学路上に踏切がある箇所につきましては現在26カ所となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 26カ所、わかりました。

通学路になっている踏切は市内に26カ所あるということですが、国土交通省では平成19年、踏切の交通量、事故発生状況等により緊急に対策の検討が必要な踏切として全国で1,960カ所の踏切を抽出、公表し、その後対策の進展等を踏まえた見直しを行うとともに、新たに通学路における対策が必要な踏切や事故が多発している踏切を追加し、アップデートした形で、緊急に対策の検討が必要な踏切1,479カ所を抽出いたしました。

これらの踏切について、新たな取り組みとして、鉄道事業者と道路管理者が連携し、踏切の諸元、対策状況、交通量、事故発生状況等の客観的データに基づき踏切安全通行カルテというものを作成いたしました。この踏切安全通行カルテは、踏切の現状を見る化しつつ今後の対策方針等を取りまとめたもので、今後の対策の基礎になるものだそうです。

では、全国で1,479カ所抽出された踏切のうち、対策が必要な踏切が茨城県にはいくつあるとお思いですか。何とびっくり8カ所しかないんです。では、那珂市内には何カ所あると

思いますか。ありません。対策が必要な踏切が県内で8カ所しか指定されていないのですが、どのような基準があるのでしょうか。これは国土交通省が定めたものですけれども、おわりになりましたら建設部長にお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

このたび国土交通省が公表しています踏切安全通行カルテは、緊急な対策が必要な踏切の基準の主なものとしまして、まず1つとして、1日当たりの自動車交通量に踏切遮断時間を掛けた踏切自動車交通遮断量が5万以上であること、2つとしまして、1日当たりの踏切自動車交通遮断量と踏切歩行者等交通遮断量の和が5万以上で、かつ踏切歩行者等交通遮断量が2万以上であること、3つ目としましては、ピーク時の1時間の踏切遮断時間が40分以上であること、4つとしまして、通過する列車の速度が120キロメートル以上で、なお踏切遮断機または踏切支障報知機等の装置が設置されていない箇所、5番目としまして近年5年間において2回以上の事故が発生している踏切、6つとしまして、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切の構造など、踏切道の改良による事故防止または交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるものなどの基準がございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

全国にはあかずの踏切というのがたくさんあると思うんです。この辺には余りないのかもしれませんが、それが先ほど言った1,479カ所のうち五百何十カ所あるんですね。それはちょっと置いておいて、それ以外につきましては、簡単に申しますと交通量が少ないから、事故がないから指定できないということなんだと思うんですね。交通量が少なければ事故は起きないということではないと思うんですけども、国が指定するということはそういうことなんだと思います。

では、先ほど市内には通学路になっている踏切が26カ所あることを確認いたしました。私の住まいの近く、中菅谷駅のすぐ脇に第一福田踏切がございますが、ここも通学路に指定されておりまして、第一中学校、第四中学校、菅谷小学校の児童・生徒が登下校で踏切を渡ります。

ご承知のとおり、あの踏切には5つの通りから車、自転車、歩行者が集まっていますが、両方向からの車は一度に渡ることはできません。遮断機が上がりますと、中には我先にと言わんばかりのドライバーもいるようには思いますが、暗黙の了解で先に待っていたほうから渡っているようにも思います。車両だけでしたらこれでよいのですが、そこに自転車と歩行者がいて、ほぼ同時に渡ろうとするものですから車との接触事故が起きたても不思議ではありませんし、実際に私も冷やっとすることがたびたびございます。

市内にはこのような踏切が外にもたくさんあるような気がいたしておりますし、実際に市

民の方々からも、上菅谷駅の南側とか鴻巣駅の南側の踏切もそうだよねと、どこどこの踏切もそうだよねというふうにおっしゃっている方も実際おります。そのように市民の方々が日ごろから危険を感じている踏切がたくさんあるのですが、踏切の拡幅が必要だと思うのですが、JRに対して要望しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

本市におきましても、市道の拡幅整備等により踏切道の拡幅要望を受けている踏切は多数ございます。交通量及び歩行者等の利用状況から特に早急な拡幅が必要なものとしまして、上菅谷駅南側にございます大宮街道踏切及び中菅谷駅付近にございます第一福田踏切について、踏切道調整会議を通じましてJRに要望しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 要望はしていると。では整備状況はどうなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） なかなか整備が進まない中、本年度、踏切道改良促進法の一部改正がございまして、歩道部のみの新たな拡幅に関しましては、今まで既設踏切の閉鎖というような条件がございましたが、その条件がなくなりました。このことからJR水戸支社と情報交換を行ったところでございますが、支社管内で平成35年度までに既に整備の予定が埋まっているというところでございます。

このようなことから、JRの整備に関する協議の段階には至っていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 協議の段階にも至っていないということあります。そうだと思いまますよ。予算的なこともそうでしょうけれども、緊急な対策が必要だという踏切に指定されていなければなりません。

だからといって、じゃ市として危険だとわかっているながら何もしなくていいのかというところなんです。整備が進まない状況の中で歩行者の安全を考え、市として可能な対策はないのか、「踏切注意」など単なる注意喚起ではなく、人に優しい那珂市でありますから、例えば車両に対して歩行者や自転車の通行を優先させましょうといった思いやりとか譲り合いを促すような看板を設置してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

本市では、交通安全のため注意喚起等の看板を適宜設置しているところでございます。特

に通学路にかかる踏切道につきましては、標識を設置するにあたり車両からの視界確保、設置スペース等を再確認し、早急な対応を考えてまいります。

なお、引き続き地域の皆様方のご協力をいただき、立哨等による安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 早急な対応を考えてくださるということありますので、期待して待ちたいと思います。

先ほどのＪＲに要望しているという踏切2カ所だけでなく、通学路になっている26カ所全ての踏切において、中には車が通れないという踏切もここに含まれているんだと思いますが、例えば看板標識の文言にしてもやり方が違ってもそれぞれ可能な安全確保の方法があると思いますので、現地をよく確認していただき、適切な対策・対応をお願いしたいと思います。

ただ、ちょっと今のご答弁で気になりましたのが、最後の、引き続き地域の皆様にご協力をいただき立哨指導等によりというようなお言葉がございましたけれども、今、踏切で立哨してくださっている方というのは私は余り見かけないんですけども、お願いしているんですか、わかれば。わからなければわからないでいいですけれども。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） すみません。そこは把握していないんですが、道路状況を見ますと地区の方が立哨指導をしておりますので、踏切道についても立哨指導されているのかなと。旧349号沿いには立哨指導をされていることを見たことがありますので、あわせて踏切もされているのかなということでお答えしました。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ただ、仮にご指導をこれからですね、お願いできたとしても、それは歩行者に対して気をつけなさいよとかそういったご指導だと思うんですね。ですから、なかなか車両に対しての、指導という言い方が適切かどうかわかりませんが、そういったことは難しいのかなというふうに思います。私は、車のドライバーが、今でも実際に私はそうしていますけれども、歩行者とか自転車に対して先に渡りなといって手で合図をして渡ってもらいうようにしているんですけども、やはりそういうのが理想であり、もっと理想を言うのであれば、やはり人に優しい那珂市でありますから、歩行者である小学生とか中学校生がドライバーに対してお先にどうぞというような姿を夢見ているわけであります。では、早急な対応をよろしくお願いしたいと思います。

それでは次の質問、選挙権年齢の引き下げについてに移ります。

7月の国政選挙、参議院議員選挙ですね、選挙権が20歳以上から18歳以上に引き下がられましたけれども、その結果、投票率がどうなったのか、また本市ではどのような取り組みをされたのか等についてお伺いをしてまいります。

まず、7月に行われた参議院議員選挙において那珂市全体の投票率は51.91%というふうに発表になっておりますけれども、今回から選挙権が与えられた18歳、19歳も含めて、那珂市の年代別の投票率が出ていれば状況をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務部次長兼総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

今回の参議院議員通常選挙における当市の投票率、以下、茨城県選挙区の投票率で申し上げますと、まず18歳の投票率は46.07%、また19歳は34.69%でございました。

年代別の投票率ですが、最も高い投票率を示した年代は70歳代でありまして68.40%、続いて60歳代の66.83%でございます。最も低い投票率となった年代は20歳代の31.35%、続いて30歳代の38.17%となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では次に、18歳と19歳を除く、つまり20歳代以上ですね全体の投票率はどのぐらいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務部次長兼総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

20歳代以上の投票率は52.16%になってございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ただいまの2つの質問の回答については、議長にお許しをいただいて皆様にお配りした資料を見ていただければ年代別の投票率が記載をされております。これを見ていきますと、18歳の投票率46.07%は40代の46.55%とほぼ同じであります。

では、全体の投票者数、人数は2万4,335人とありますけれども、3年前の参議院議員選挙の投票者数と比較して、このときは18歳、19歳というのは選挙権はありませんけれども、今回投票者数はそのときと比較してふえておりますでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務部次長兼総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

3年前の平成25年7月21日に執行されました参議院議員選挙における当市の投票率は50.44%でございまして、投票者数は2万3,182人となっております。今回の参議院議員選挙の投票者数は2万4,335人となっており、投票者数といたしましては1,153人ふえたということになります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 全体で1,153人ふえたということであります。

なぜこのような質問をしたかと申しますと、私は、今回の参議院議員選挙の前に、18歳、

19歳に選挙権が与えられると全体の投票率は下がるだろうと、しかし投票者数は、当たり前といえば当たり前なんですがふえるだろうというふうに予想しておりました。これは私でなくとも誰もが予想できることではありますけれども、18歳の投票率はそこそこの数字ではありますけれども、20代以上の投票率は52.16%でありますから、18歳と19歳を加えたことで投票率は51.91%に下がりました。しかし、私が重要視したいのは、その年代の投票率よりも全体の投票者数がふえたということです。つまり、一人でも二人でも、今回は417人、未成年と呼ばれる方たちが投票してくれたということを私はうれしく思います。

では次に、今回、20代よりも18歳、19歳の投票率が高かった要因、また19歳よりも18歳の投票率が高かった要因は何が考えられますか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務部次長兼総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

平成27年、昨年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立したことに伴いまして、各高校において満18歳以上の者が選挙権を得ることについての啓発活動、それから主権者教育が行われてきていることが、20歳代より18歳、19歳の投票率が高いという大きな理由になっているのかなというふうに思われます。

また、期日前投票所の状況を見ますと、18歳など若い方が親御さんと一緒に投票に来ている姿を見受けられました。このようなことから、選挙に対する家庭での意識も高かったのではないかかなというふうに思われます。

一方、19歳になると、大学進学などで親元を離れながらも住民票を移さずに、投票にも行かない人がいるということも考えられることから、19歳よりも18歳の投票率が高くなった要因ではないかなというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 特に高校生に対する主権者教育や啓発活動の成果として18歳の投票率が高かった要因だろうということです。

では、その主権者教育や啓発活動ですが、市としては高校生に対してどのようなことをされたのか、また高校生に限らず行った啓発活動はございますか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務部次長兼総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

本年5月23日に、那珂高校におきまして3年生全員に対しまして、当市選管の書記が講師となり、「有権者になるということ」、それから「選挙運動」というテーマで、授業の一こまをいただきまして説明を行いました。時間の都合上、代表者だけとはなりましたが、投票所に行って投票の仕方がわからないといったことのないように、参議院議員選挙を想定した模擬投票をあわせて行ったところでございます。

また、那珂高校、それから水戸農業高校の3年生全員に参議院議員選挙の啓発リーフレッ

トを配付し、それから校内に啓発ポスターを張っていただきました。同様に茨城女子短期大学におきましても啓発ポスターを張っていただき、リーフレットの配付を行ったところでもございます。

また、茨城県選管の事業にはなりますが、高校生の乗降が多い水郡線後台駅駐輪場に参院選の投票を促す横断幕の設置を要望しまして、つけていただきました。この横断幕は県内12市17カ所に設置されたものの一つになっております。また、市内各店舗や公共施設、上菅谷駅などに啓発ポスターを掲示したということです。

その他といたしましては、7月3日の日曜日に市内大手スーパーにおいて、ナカマロちゃんの着ぐるみを利用して啓発物品を配布するなどの啓発活動を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 高校生に対しましては、市内にある那珂高校や水戸農業高校で活動を行ったとのことであります。ただ、その高校が市内にあるとはいえ、那珂市在住者がどれだけいるのかというものちょっと気になります。ですから、そういったことを考えますと、那珂市内の高校だけではなくて近隣の市町村にある全ての、私立も含めて、そういった高校においても同様の活動をしてくれたのかなというようなところがちょっと気になってはおります。

では、今後についてですけれども、市としては高校生への啓発活動を継続していくかなければならないというふうに思いますが、どのような取り組みをしていくお考えかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務部次長兼総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

今回の参議院議員選挙において行いました啓発活動につきましては、これからも引き続き続けていく予定ではございますが、今後新たな取り組みといたしまして、市内の高等学校や短期大学と連携し、生徒・学生たちに投票立会人や選挙運動の臨時職員の職についていただくということを考えております。

今回の選挙におきましても、少数ではございましたが、期日前投票所の臨時職員に高校生や大学生を雇用し、大学生に投票立会人をお願いしたという取り組みもしております。高校生や大学生が直接、選挙の事務にかかわっていただくことによって有権者としての意識の醸成につながればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

先ほど住民票を移さずに親元を離れている大学生等がいるというようなことでしたが、そ

ういった方々に不在者投票を勧めるなど何かできることはございませんか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務部次長兼総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

市の選管におきましては、那珂市に住民票を置いている方の住民票に記載された住所地しか把握はできませんので、住民票を移動せずに他市町村に住まわれている方に対して直接不在者投票を勧めるということはできないということになります。選挙の都度、おしらせ版や市ホームページに不在者投票についてのお知らせが掲載されますので、ご家族にそちらをごらんいただき、そのご家族の方々やご本人からご連絡をいただければ、不在者投票の方法などについてご説明をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

では、以前からスーパー等に期日前投票所を設置できないかといった質問、これは私だけじゃなく外の方からも出ていたと思いますけれども、その点の状況は今はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務部次長兼総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

平成27年、昨年10月に、市内の大手スーパー4店舗に期日前投票所の設置についての意向確認を行いました。どの店舗においても、投票所を設置できるスペースはなく、駐車場においても店舗入り口付近での投票所設置は難しいというような回答でございました。また、今回参議院選挙にあたりまして、4月に再度、その4店舗のうちの1店舗にちょっと可能性があるということで打診をしましたところ、やはり難しいとの回答でございました。

以上のことから、現状の店舗では投票所の設置は難しいというふうに判断をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） これは那珂市の取り組みではないと思うんですが、多分、民間企業なのかなと思うんですけれども、投票済証、いわゆる投票したということを証明する投票済証というのがどうのこうのと言っていた方がいるんですが、その辺の取り組みとして何か聞いていらっしゃいませんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務部次長兼総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

これまでの選挙におきましても、希望者にはなりますが、期日前投票所や各投票所で投票に行ってきたことを証明する投票済証を発行しております。ある事業所におきましては、この投票済証を就業先に提出することによりまして休暇が認められるというようなお話を聞い

ております。今までの選挙では10枚程度の発行でございましたが、今回の参議院議員選挙におきましては100枚以上の発行希望があったところでございます。このようなことからも、投票参加について積極的に協力をして頂けるような企業がふえてきているのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） なるほど、それはすばらしい取り組みだと言っていいのかと思ひます。期日前投票所の増設とも関連はいたしますけれども、投票していただく意識づけというのはもちろんのこと、投票してもらう工夫というものが必要だということは改めて思います。

以前、私が提案したマスコミと連携した活動とか、選挙公報とかポスターの掲示板にQRコードをつけて候補者を紹介するとか、投票に行きましょうとか、そういったPRをするとか、これはちょっと難しいという話は聞きましたが、候補者全員の政見放送みたいな、ユーチューブとか動画でもいいと思うんですよ、法的にどうのこうのとかということではなくて、そういうことも提案を以前したことがありますけれども、今の投票済証を持ってくれば出勤扱いにするよとか、なかなかそういったことは、ちなみにこれは市役所ではやっていないですね。職員に投票済証を持ってこいとか、そういったことはやっていませんよね。そういったことはなかなかできないとは思いますが、市としてできることは前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、海野市長にちょっとお伺いしたいんですが、「広報なか」ナンバー139、8月12日発行の「市長コラム」で選挙制度について書かれているのを読ませていただきました。その中で、「投票率がさらに低下すれば民主主義の根幹が揺らぐことになります」と、「若年層の投票率向上に思案を巡らす日々です」というふうに書かれております。市長も投票される立場でありますから、ご自身でもアイデアをお持ちでないのかななんてことを思っておりましたけれども、日々思案をめぐらせているということありますから、うれしく思った次第であります。

通告してありませんから答弁できなければ結構ですが、その日々めぐらせている思案、お考えはどういったことなのかぜひ教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野　徹君） これはやっぱり教育だと思います。ですから、小学校、中学校、選挙に行って投票することが民主主義の根幹ですよ、必ず行ってくださいと。私は、二十になって選挙権を得てから今まで一回も棄権したことないんです。これはやっぱり昔の教育がよかつた部分もあったのかなというふうに思います。ですから、子供たちにこれから選挙、やっぱり我々がいい人を選んで、そしていい政治をしてもらって、それで輝かしい未来を構築してもらおうと思いますので、教育長にお願いしているところであります。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございました。

いわゆる主権者教育ということだったんだと思うんですが、ただ私の経験では、今回行ったような主権者教育を自分が中学校とか高校のときに受けた経験というのは余り記憶がないんですけども、皆さんのはときは受けられましたですかね。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 親だと思いますね。親がやっぱりちゃんとしっかり選挙に行く、おまえ行ったのかというような声かけをすることが大事だと思います。やっぱり親の背中を見て子供は育ちます。親が選挙にどちらかというと余り熱心じゃない人は、熱心じゃないというのはおかしいけれども、そういうことで親もちゃんと子供たちに言ってもらえた投票率は上がるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 今おっしゃったそういう意味では、今回、18歳の投票率が高かった、投票した方が多かったというのはその主権者教育もあり、例えばおじいちゃん、おばあちゃんが一緒に連れていったとか、多分そういうのもあったんだと思いますから、そういったことも大事なのかなというふうに思いました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） ちょっと待ってください。

総務課長。

○総務部次長兼総務課長（川田俊昭君） 先ほどちょっと答弁の際に、高校生の新たな取り組みというところで、「投票立会人や選挙事務の臨時職員につく」と言うべきところを、「選挙事務」ではなくて「選挙運動」というふうに私ちょっとと言ってしまったようですので、そこは「選挙事務」に訂正させていただきます。すみませんでした。

○議長（中崎政長君） 以上で通告5番、古川洋一議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日9月2日に行うことといたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 4時03分

平成28年第3回定例会

那珂市議会議録

第3号（9月2日）

平成28年第3回那珂市議会定例会

議事日程（第3号）

平成28年9月2日（金曜日）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案等の質疑
- 報告第 9号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）
 - 報告第 10号 平成27年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について
 - 報告第 11号 平成27年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について
 - 議案第 68号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について
 - 議案第 69号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例
 - 議案第 70号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例
 - 議案第 71号 那珂市ペット霊園の設置等に関する条例
 - 議案第 72号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第3号）
 - 議案第 73号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
 - 議案第 74号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第 75号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第 76号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
 - 認定第 1号 平成27年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 2号 平成27年度那珂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 議案等の委員会付託
- 日程第 4 請願・陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	大和田 和男君	2番	富山 豪君
3番	花島 進君	4番	中崎 政長君
5番	筒井 かよ子君	6番	寺門 厚君
7番	小宅 清史君	8番	綿引 孝光君
9番	木野 広宣君	10番	古川 洋一君
11番	萩谷 俊行君	12番	勝村 晃夫君
13番	笛島 猛君	14番	助川 則夫君
15番	君嶋 寿男君	16番	遠藤 実君
17番	福田 耕四郎君	18番	須藤 博君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野 徹君	副市長	宮本 俊美君
教育長	秋山 和衛君	企画部長	関根 芳則君
総務部長	川崎 薫君	市民生活部長	石川 透君
保健福祉部長	大部 公男君	産業部長	佐々木 恒行君
建設部長	小泉 正之君	上下水道部長	石井 亨君
教育部長	会沢 直君	消防長	寺門 忠君
会計管理者	綿引 智君	行財政改革室長	大森 信之君
危機管理監	小橋 洋司君	農業委員会長	山田 甲一君
総務部次長	川田 俊昭君	事務局長	

議会事務局職員

事務局長	深谷 忍君	書記	小田部 信人君
書記	萩谷 将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。
ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出
席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。
職務のため議会事務局より事務局職員が出席をしております。
本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（中崎政長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
これより順次発言を許します。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（中崎政長君） 通告6番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 旧日本サーボ跡地の利活用について。2. 学校給食安全対策について。3.
待機児童解消策について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

[16番 遠藤 実君 登壇]

○16番（遠藤 実君） 皆さん、おはようございます。議席番号16番、遠藤 実です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

まず1つ目の項目、旧日本サーボ跡地の利活用について取り上げます。

このテーマは、前回も通告したんですが、もうほとんど時間がなくなってしまったために

今回再び通告をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

このテーマにつきましては、昨年も質問をし、当時の選定過程や特別養護老人ホームに関して高齢者保健福祉計画での需要、市内介護保険事業者の要望についてただし、このような状態だと市内事業者さんとの今後の連携にも支障を来すのではないかと指摘をしました。

その後、応募した事業者は一方的にやめると市に通知して取り下げたわけです。これは当時、議会におきましても、こんな一方的に辞退するとは理解しがたい、次の公募のときにはこの事業者は応募できないというペナルティーが必要ではないか、こういう事例は過去に余りない、道義的におかしいなど、強い意見が出ていました。

そのような経緯を経て昨年公募しましたところ、一旦辞退した事業者、全く同じところが再び応募してきました。これもちょっとどんなものかなというふうに思いますけれども、現在の進捗状況について伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

旧日本サーボ株式会社瓜連工場跡地の利活用につきましては、平成28年第2回定例会の総務生活常任委員会におきましてご報告をさせていただきましたとおり、那珂市瓜連駅北側市有地等活用事業者選定委員会での審査を踏まえまして、社会福祉法人誠慈会を代表事業者とする特別養護老人ホーム、クリニック及び院外薬局を一体的に整備する提案を採択いたしたところでございます。

現在の進捗状況でございますけれども、採択後、事業の確実な実施に向けて、本年4月から5月にかけまして事業者と提案内容について協議、調整を3回行いまして、市有地のみによる整備としたところでございます。また、県担当課への説明と手続及びスケジュールの確認を行ったところでございます。

さらに、地元瓜連地区まちづくり委員会役員会に対しまして、7月16日、市におきまして事業計画について説明をいたしたところでございます。

また、特別養護老人ホームの申請につきましては、7月下旬、7月28日でございますけれども、県へ施設設置要望書及び関係書類等の提出を済ませたと事業者から報告を受けたところであり、さらに先月の下旬でございます8月27日には、事業者による周辺住民に対する説明会を開催いたしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今回も議長から許可をいただきまして皆さんに資料のほうを配付させていただいております。こちらでございますね。

これは、平成28年第1回定例会の常任委員会で出された資料でございます。社会福祉法人誠慈会さんと有限会社ソフト・ケアさんの応募があって、プレゼンで誠慈会さんが決まったと、そういうことでございます。そして、今の答弁で先月下旬に周辺住民への説明会を開催

したということですが、この概要について、そしてどういう声が出ていたのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

事業者による説明会につきましては、建設予定地に接する地権者及び隣接する瓜連・中地区の住民合せて16世帯を対象に、先ほど申し上げましたとおり、8月27日に総合センターらぼーるにおいて説明会の開催を行ったところでございます。

この中におきまして、質問等につきましては、工事内容に関すること、それから日照などの周辺環境に関すること等につきまして質問があったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） その内訳について私もお聞きしましたが、瓜連・中地区の13世帯、そして地権者が3世帯、合せて16世帯ということですね。少ないですね。何でこんなに少ないのかな。

このサーボ跡地については、瓜連地区の皆さん非常に関心が高いです。私もこの質問の前にいろいろと調査をしてお話を伺っておりますけれども、皆さんおっしゃるには、まず一様に、何も聞かされていない、わからないということですね。誰からも説明がないと言うんですね。これは市有地ということもありますし、元小学校跡地という思い入れの強い土地でもあります。ただ単に買い手がついたからよかったですということでは済まないんじゃないかなと思いますね。もっと丁寧に市民に説明する責任が市としてあるんじゃないかなと思いますが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員からもご指摘がございましたように、このたびの利活用の提案に関しましては、当該地が旧瓜連小学校跡地でもございます。瓜連地区の住民の方々にとりましては思い入れが深く非常に関心が高いものと市としても認識をいたしているところでございます。

また、今回の提案につきましては、福祉施設ということでございますので、地域との連携を図っていく施設ではないかというふうに考えておりますので、地元の皆様の十分なご理解を得る必要があると考えてございます。

したがいまして、市有地の利活用という観点からも、今後、市といたしましても地元の皆様への説明会を開催いたしたいというふうに考えてございます。

なお、開催にあたりましては、地元瓜連地区まちづくり委員会及び周辺自治会等と打ち合せを行いながら進めてまいりたいと、かように考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 説明会は開催していくことでございますね。早急にお願いしたいと思います。

この法人は、規模的には70床の特別養護老人ホームなんですね。かなり大きいです。市内で現在運営されている事業所は、瓜連が119床、後台は70床、菅谷は2つとも50、50。ですから、比較をしても相当大きな特養が市外の社会福祉法人で運営されるということになります。新たな雇用が生まれるであろうという一方、慢性的な人手不足と言われている介護業界において、介護職員の引き抜きなど深刻な状態も懸念される可能性があります。

さて、今後の那珂市内における特養入所の需要見込みはどのようなものか、前回伺いました。平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画において、延べ人数を月で割ると不足するベッドは70床ということでしたね。この1年間、つまりこの社会福祉法人誠慈会が辞退されて以降、市内の特養事業者、4法人あるわけですが、市はこの4法人とお会いをしていますね。日付は今年2月25日ということでお聞きをしております。

また一方、この社会福祉法人誠慈会ともう一つの事業所のプレゼンテーションの日はその次の日の2月26日、ですからプレゼンを聞く前にこの4法人さんとお会いをしているわけだと思いますが、この段階でどこにこの70床を担わせるかということは市としてはまだ決定をしていない段階でしたね。私がこの法人から聞いているのは、この日はただ単に挨拶に行つたわけじゃなくて、この70床分の需要があるのであれば、市内で長年、地域福祉の公的サービスを担つて特養事業を行ってきた私たちにぜひ担わせていただきたいという要望をしに伺ったというふうに聞いているんです。こういう話はなかったですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

ただいま議員からありました2月25日に、市内4事業者との話は行っております。その中で、4法人で那珂市の高齢者介護を考える会を発足したというご挨拶ということでお会いしております。そういうことで、市内の社会福祉法人からの70床の要望についてはございませんでした。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） おかしいんですね、そこらが。こちらは要望しているという話でございまして、この25日には大部部長と海野市長しか会っていないということなんで、市長、どうですか、そういう話なかったですか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 具体的にやらせてくれという話は一切ないですよ。そこはどの業者さんからお聞きしたのかわからないですけれども、そういうやらせてくれという具体的な要望というのはありませんでした。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 私が言っているのは、その旧日本サーボ跡地をやらせてくれという話ではなく、計画に出ている70床、今後市内で需要の出ている70床について、それを既存のところに担わせていただきたいという話がありませんでしたかということを聞いているんです。もう一度お願ひします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 鮮明な記憶はないですけれども、そういう要望というのは聞いています。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） わかりました。これ以上やっても同じでございますので。ただ、長年、市内で市民のために努力しておられる事業者さん方ですから、地元の事業者さんからの要望というのは非常に重いと思いますね。それを市としてどう捉え、どう考えたかだということだと思いますから、これは指摘をしておきたいというふうに思います。

では、この市外の社外福祉法人を選定した過程はどのようなものだったか伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

提案につきましては、那珂市瓜連駅北側市有地等活用事業者選定委員会設置要綱に規定する副市長を委員長とする地元の方、それから学識経験者を含む9人の委員により審査を行ったところでございます。

選定にあたりましては、応募者から提出された事業計画書及び購入価格等の提出書類に基づきまして事業提案に対する評価を行い、点数化をいたしまして、その合計点をもとに選定委員の合議により決定をすることといたしましたところでございます。

選定委員会は3回開催しまして、本年2月の第2回選定委員会におきまして、提案がございました2つの事業者から提案内容のプレゼンテーションを受けるとともに、委員からのヒアリングを実施しまして、3月の第3回選定委員会におきまして最優先活用候補者を選定いたしましたところでございます。

なお、審査内容につきましては、1つといたしまして計画性、2つとしまして実行性、3つ目といたしまして価格の3つの要素をもとに、7つの項目について採点する方法といたしまして、一定の点数、100点満点で60点以上をとり、かつ最高点の事業者を最優先活用候補者として選定したということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 市として、計画性、実行性、価格、この3要素で事業者が決定したことですね。

今後どのように進んでいくか伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

今後でございますけれども、それぞれの事業者から国・県に対しまして設置申請をしていただことになります。

特別養護老人ホームにつきましては、先ほどご答弁を申し上げましたとおり、7月に事業者から県に対しまして設置要望書等の申請を済ませておるところでございます。県におきましては、その申請書類をもとに事業計画の内容や法人の財務状況、実行性及び運営主体の適格性を含めて審査をいたしまして、来年、平成29年4月ごろには補助金の内示をする予定であるというふうに伺ってございます。

また、クリニック及び院外薬局につきましては、来年以降、国及び県の事前協議を経て設置申請を行う予定でございます。

旧日本サーボ跡地の市有地の売却でございますけれども、特別養護老人ホームの補助金の内示を受けた後、平成29年第2回定例会におきまして市有地処分の議案を上程する予定といったしているところでございます。

事業者においては、市有地の取得後建設工事に入りまして、平成30年8月に特別養護老人ホーム、クリニック及び院外薬局をあわせて開設するというようなスケジュールになってございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今後ここが特養として本当に大丈夫なのかというのは県が、またクリニックと薬局に関しては国と県が、協議して審査をしていくということですね。市有地だから議決は必要だということで、これは来年6月の定例会かな、という予定だということです。段階、段階があって、まだまだこれからいろいろとおそらく検討することが出てくるんだろうなというふうに思います。

私たちとしては、やっぱりこれは一方的に取りやめたという過去があるわけですね、この事業所、だから本当に大丈夫なのかなという不安があるわけです。また、地元事業者さんとのそういう連携とか意思疎通についても私は不安を感じておりますけれども、そこらのところは大丈夫なんですか。これは総括して最高責任者である市長から伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 選定に関して疑義があるようなことのちょっとニュアンスがとれるんですけれども、公明正大にやっておりますので、そこは皆さんにちゃんとご理解をいただきたいと思います。

選定した事業所においては、今後、提案した計画の実現に向けて県及び市と十分な協議のもとに進めていただきたいというふうに思っております。

さらに、設置にあたっては、事業者が市内の社会福祉法人に対し十分な説明等を行ってい

ただくとともに、地元に対しましても周辺環境に十分配慮していただき、雇用やにぎわいの創出への貢献に加えて物品購入も地元で調達していただくなど、地域の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

市としましても、社会福祉法人や福祉事業者等との連携は高齢者福祉施策を推進する上で最も重要であると考えておりますので、今後も、高齢者がいつまでも尊厳のある生活を維持し安心した生活が送れるよう、より一層連携、協力を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 私も、この事業の進捗に関してはしっかりと見ていきたいというふうに思っております。

また、最近、国が特養に関する調査というのを公表しましたけれども、待機者というのが今激変しているんです。これは、よく事業者さんに聞くと、いろんなところに皆さん待機を出しているから実質とすると意外と少ないんだというふうなことがあるんですね。ご承知のとおり、特養に入る条件が要介護3以上に上がりましたね。そういうこととか、あとはいわゆるサ高住、サービスつき高齢者賃貸住宅、こちらがいろいろとできてきた、だからいろんな入所施設ができてきた、そういうことにより特養の需要が意外と減っているということもあるようです。

ですから、そこに大きなものをどんとつくって、今後の将来不安はどうであろうかという声も一方であるようです。そういうところも見据えながら、市の負担にならないようにぜひお願いしたいと思っているわけです。私も、あの土地の有効活用はぜひ図っていただきたいと切望しているわけでございますけれども、この事業がそれに合致しているかどうか、住民の皆さんのお望にぴったり合うのかどうか、そこらは正直、今のところよくわかりません。これはぜひ地域での説明会を開催していただいて、しっかり市民の声を聞いてください。そして、やはりその段階でのいろんな判断をしていただく必要があると思いますので、そこらのところはしっかりとお願いしたいと思います。

また一方、地元4事業所さんとの連携も必要不可欠でございますから、しっかりとやつていただきたいと重ねて訴えまして、この項目は終了をいたします。

続きまして、2つ目の項目、学校給食安全対策について取り上げます。

那珂市では、この1年間に学校給食に異物が混入する事象が4回発生しており、大問題であります。どうしてこうなったのか。6月の定例会でも取り上げ伺いましたが、まだ4回のうち1回しか原因が特定されておらず、非常にどかしさといら立ちを感じるところでございます。原因が突きとめられないということは適切な対応がとれないということであります。

改めて指摘しますと、1回目は、昨年6月11日、給食センターにおいて職員の分を配膳している最中に、タンメンスープの中に二、三ミリの黄色いプラスチックの破片が入っていました。これは、調理員の不注意によって、野菜の釜分け用札を野菜と一緒に切裁機に入れて

しまったのが原因でした。

2回目は、昨年9月2日、ちょうど1年前です。額田小学校の3年生のクラスで、児童が配膳中にすまし汁に2.5センチくらいのプラスチックの破片が入っていたのを見つけたということ。

3回目は、今年3月10日、瓜連小学校の1年生のクラスで、丸い球状の金属1ミリ程度のものをキツネうどん汁を食べている間に児童がみずから見つけて先生に報告したこと。

そして4回目は、今年6月2日、第四中学校の9年生の教室でヨーグルト和えの容器のふたをあけたところ、表面に長さ12ミリ、幅が2ミリ程度の金属片が浮いていたとのこと。材質を調べたところ、給食センターで食材をまぜる金属製用具の先端が摩耗していて、これが取れてしまったのではないかとの憶測ですが、まだ特定はされていない様子。これ、日常の点検をどうしていたのかということだと思います。危機管理マニュアルにも、調理機器、器具、用具の点検というものが記載してございます。また、学校給食日常点検表により調理作業前、作業中、作業後に機器等の点検を行い、破損等による給食への混入の未然防止に努めることというふうにあります。日常点検表がまさに絵に描いた餅となってしまったわけです。この点検表はその後2回チェックするよう改善したようですが、どうしても対応が今までのところ後手後手になっている感は否めません。

職員の危機意識の欠如、管理体制の緩みであろう、これは不祥事である、決して同じ過ちを繰り返さないでいただきたいと私は過去にも訴えており、第三者によるチェック体制が必須と考えておりますが、前回以降、市はどのような協議をして安全対策に努めたのか伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

本年6月の異物混入の後、調理後の食缶容器への分配時に事務所職員が立ち会いまして、容器の中に異物が混入していないかの目視によるチェックを実施することといたしました。

また、危機管理マニュアルの作成などにより再発防止に向けて取り組んできたところではございますけれども、この間、議員からもチェック体制の強化についてご提言をいただいたところでございます。これらを受けまして、チェック機能の強化策について内部で協議を進めてまいりました。

現在、調理場内の衛生面の検査といたしまして、調理員の手や指、そして器具などに雑菌が付着していないかどうか、外部機関により検査を行ってございます。これらの検査にあわせまして、調理場内の作業環境あるいは調理段階での問題がないかの検査を、今後、年数回実施することについて今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 昨日から2学期が始まりました。昨年は、先ほど申し上げたとおり、

2学期の給食が始まったその日にまさに異物が見つかったわけですが、もうこんなことは二度と許されません。これ以上発生しないような工夫はできているんでしょうか、伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

まず、この夏休みを利用して調理場内の設備や器具、食器などについて異常がないか、破損がないかなど全面的な点検を行ってございます。

また、さる8月24日でございますけれども、給食センター調理員及び栄養士、学校給食の配膳員、学校給食主任、そして食材等の納入業者を対象といたしまして、学校給食衛生講習会を実施いたしました。

異物混入を防ぐためのルールをしっかりと守って事故を防ぐことといたしまして、身だしなみや作業前の器具類の破損・欠損の小まめな確認、そして異物などをつくらない5つのSということで、まず1つ目としまして整理、2番としまして整頓、3としまして清掃、4としまして清潔、5としましてしつけということでございます。このしつけというものは、決められたことをいつも正しく守るということを徹底していくということでございます。

今回の研修を通じまして、これまでの事案に対する反省も含めまして、2学期に向けて安全対策について学校給食にかかわる関係者にしっかりと意識づけを行ったところでございます。

また、この夏休みの期間に給食センター内のトイレの改善を行い、手洗い場を全てセンサー式のものに変更するなど、衛生環境の改善もあわせて行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 4回ですからこれは異常な数字です。全国にも余り例がないのではないかと思います。

1年前、当時、異物混入が2回あったときの一般質問で、私は市長に、センターに見に行つたんですかというふうに聞きました。まだ見に行ってないよということでしたが、その後見に行ったんですか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） けさ8時に、きょうから給食が始まるものですから、異物混入等も含めて平素より格段の注意を払うように訓示をしてきました。それから、最も注意を払うことは食中毒、それから毒物混入、こういったものの衛生管理に傾注する旨、話をしました。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） なるほど、それはいいことです。ただ、きょうまでの間、一回も行っていなかつたんですか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野　徹君）　いろいろ報告は受けております。その旨、写真等によって調理場内の改善点とかそういったものについては報告を受けていました。

○議長（中崎政長君）　遠藤議員。

○16番（遠藤　実君）　1年間に4回の異物混入、これに関して市長は通常だと思いますか。

○議長（中崎政長君）　市長。

○市長（海野　徹君）　あってはならないことですけれども、全国的な給食センター等の事例を見ると結構あるということで、ただ、取り上げたり、それから報告がされなかつたりする部分はあるけれども、毛髪とかそういったものの混入というのは多々見られるというふうには聞いております。

以上です。

○議長（中崎政長君）　遠藤議員。

○16番（遠藤　実君）　今回の件は毛髪ですか、入ったものは。

○議長（中崎政長君）　市長。

○市長（海野　徹君）　事例として言っただけで、毛髪も含めて外にもあったんではないかというふうに推測はします。

○議長（中崎政長君）　遠藤議員。

○16番（遠藤　実君）　私が今、何でこういうことを聞いているかわかりますか。つまり、事の重大性を最高責任者が自覚していないということ、この指摘をしているんです。1年間に4回もあった。私が不幸中の本当に幸いだと思っているのは、児童・生徒の口にそれが入らなかつたことだと思っているんですよ。まだすんでのところでとまつた、この認識が執行部にあるんですか。

○議長（中崎政長君）　市長。

○市長（海野　徹君）　もちろん十分意識してやっておりますよ。ただ、そういう事象が起ってしまったということについては、やはり気の緩みとかそういったものがあったのかもしれない。だから、その都度注意喚起をして、しっかりした管理をするようには話しております。そういうことです。

○議長（中崎政長君）　遠藤議員。

○16番（遠藤　実君）　話をした結果、二度が三度、三度が四度、これは責任者としてどう自覚するべきなのか。

私は、前回にハインリッヒの法則で言った。1対30対300の法則でも言った。そして、その責任は当然、責任者の責任問題までいくんだと、だから民間の食品会社などはそういったものがあったときには生産ラインをとめて、執行部は辞職だ、社会的にはそういう責任である、そういう話もしているはずです。そういう責任を自覚されているのであれば現場に足を運んで、何でこうなったんだということを何でみずからチェックをしない。もしくはそういう現場の人と話をしない。なぜなんですか、それを伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） いわゆるその金属片につきましても、それからプラスチックの混入につきましても、原因というのはある程度わかったものとわからないものがあるわけですけれども、そういったものについては、各センター長、それから学校教育課長がそれぞれよく精査をして私のところへ結果を上げてくるわけですね。

私が見たところで同じあれですけれども、足を運ばなかつたということについては反省しなくてはいけないのかなとは思うけれども、しっかりした危機管理体制はしいているつもりでおります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） つもりなんですかけれども、この議場で私に対しての答弁はそれで済むかもしれません。ただ、学校に行って児童・生徒の前で同じようなことが言えますか。子供たちは、給食食べなさい、残さず食べなさいと言われている。それを、4回もそんなものが入っていて、いや、ちゃんとやっているつもりですから、そんなこと子供を目の前にして言えるのか。学校の教職員も食べている。そういう方々を前にして言えるのか。それはこの限りの話ではない。

私は、今回打ち合せのために給食センターに伺いましたとして実際にセンター職員、調理員の方々とお話をしました。やっぱり現場の方はプライドを持ってしっかりとやっておられると思いましたよ。今回の件も非常に悔しいと。それはそうです。自分たちがつくったものに対してそういうことになるんだから。だから、みずからそういうチェック体制は改善しておられました。

私は、夏休みでしたから調理場にも入させていただいて現場での用具、機器、チェックをさせていただきました。やっぱり原因がつかめないのはよくない。何としても適切な対策を打てるようしっかりやっていただきたいというふうに改めて思ったわけです。

何といってもやっぱり再発防止です。今までのことはあれとしても再発防止、何としてもチェック体制、精度も上げてやっていただきたい。もう二度とこういうことは起こさないというふうにするためにはやはり幹部の皆さんの意識ですよ。今、代表ですから市長にお話を聞いていますが、副市長、教育長、教育部長、現場だけじゃない、幹部職員の意識が非常に大事だと思うわけでございます。しっかりと命を預かるという部分で、そういう意識でやっていただきたい。

現場は、やっぱり朝は戦場だと言っていました。8時半に出てきて、10時半には配達で各小・中学校にもう出さなければいけないんだから、限られた人員の中で戦場のように駆けずり回ってやっていらっしゃる。実際仕事ですから、それはしていただかなければいけませんが、よい仕事、質の高い仕事をやっていただくにはよい労務環境も考えていかなければならぬというふうに思いました。そういうことを含めて、現場が大事ですから、しっかりと幹

部職員の皆さん肝に銘じて事務事業を行っていただきたいと思います。

最後に、もう一言お伺いします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 今、幹部職員の職名をそれぞれ挙げていただきましたけれども、一人として危機管理意識を持たない人はおりません。しっかりと危機管理意識を持ってやっております。現場も危機管理意識を持ってやっていると思うんだけれども、やっぱりそういう事象が起こるということは何かあるんであろう。その原因究明に徹底して取り組んでいきたい。

そして、きょう訓示をしてきましたけれども、もう二度と起こしてほしくないという旨も話しておりますので、今度事象が起こればまた考えなくてはいけないかもしれないけれども、みんな危機管理意識、心を引き締めて業務に取り組んでいるというふうに私は認識しております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ゼひそういうふうにお願いいたします。

次に、3つ目のテーマ、待機児童解消について伺います。

私は、3月定例会の一般質問で地方創生総合戦略について取り上げ、子育て世代に向けた施策のさらなる充実を訴えました。そして、6月定例会では待機児童についてただしたところ、市内では27名の待機、それ以外にも待っている人が11名、合計38名、これをどうするかということになりますが、この半年の間どうなったかということでその数を伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

今年度、9月1日現在の待機児童数でございますが、国で示されている定義では4名、それから私的理屈等の待機、これは全てを含める実質的待機児童数でございますが、37名ということになっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 半年前の国の定義上の27名が4名に減ったということですね。これはいいです。これどういうふうにしたんですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

待機児童が減った理由でございますが、各保育所等において面積及び配置保育士の数の要件により、定員以上に受け入れが可能な弾力的運用というものを活用することによりまして入所を進めたと、その結果として待機児童の減少が図れたということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 弾力的に運用して定員以上に入れもらったということですね。努力されていると思います。であれば、もっと待機児童数が減ってもいいと思うんです。

しかし、今答弁あったとおり全体的には37名と、前回が38名ですから依然として余り変わらないんですよね。この内訳を見ると、33名の実質的な待機児童がいて、この実質的な待機児童は前回は11名いたんだけれども、今回33名にふえたということですね。そういう認識でいいんですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） やっぱり子供を預かってほしいというニーズはどんどんふえていくんですね。しかし、この状況自体はいいことなんだと私は捉えておりまして、というのは、それだけ那珂市というのは子供を持っている家庭がたくさんいるということなんですね。これが、もっと外の地域になって、限界集落もしくは子供がいないということで待機問題が全くないなんていう地域よりは、那珂市はまだ将来を支える子供たちがたくさん住んでいる地域なんだよということで、私は、この問題に関しては前向きに捉えたいというふうに思っております。

しかし、それにいたしましても、現実的にこの保育ニーズにどう対応するかというのは依然として抱えている問題です。この半年間で保育所に弾力的に入れることができた人というのは、数字で言うと実は64名も努力していただいたということです。その外に待っている人が37名いるので、これを足して新たなニーズは今101名になっているんですね。というかこの半年で、前回38名待機だったのが101名の保育ニーズが今あるよという状態にふえたということなんです。かなりふえているんですね。

那珂市は非常に立地的にすばらしいところの証左かと思いますが、ただ、この勢いのある保育ニーズに対応するためには今後どのような施策をとっていきますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

今年度、初めて当市において待機児童が発生しました。来年度の解消に向けて、既存の保育所等による解消を基本に検討し、増築による定員の増とそれから定員の見直しというものを進めることといたしているところでございます。

保育所の増床につきましては、国の待機児童解消加速化プランを活用しまして、民間保育園の増床を進めていくための関連予算を今回の市議会定例会に上程させていただいているところでございます。

また、面積要件に余裕のある保育所等で定員の見直しによる増加を進めることによりまして、現在のところ、平成29年度には増床により30名、それから定員の見直しによる27名の

合計57名が拡大される予定となっておりまして、来年度の待機児童については解消されるかというふうに見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今、57名今よりも定員がふえると。その内訳は、もっと聞いたところ、瓜連保育園で定員を30名、大成学園幼稚園が27名ふえるということを聞きました。57名の増、民間でございますけれども、非常にありがたいというふうに思います。これで数字上は今37名ですから解消される、そう願いますけれども、現在待機しているこの37名というのは、じやもう少し言うと市内のどこの地域にお住まいですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

待機児童の37名の地区別内訳でございますが、神崎地区が7名、額田地区が1名、菅谷地区が20名、五台地区1名、芳野地区1名、それから瓜連地区が7名ということになっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 保護者の方は、お子さんを預けて通勤するわけですので、やっぱり自宅に近いところもしくは通勤の途中とかというところにニーズがあると思うんですね。そうすると、瓜連地区は今のところ7名、大成学園がある五台は1名、一方、菅谷地区は20名と待機児童の約半数がおられます。これで本当に解消になるかどうか。

また、この半年でニーズ自体は先ほど数字で出したように63名もふえていますから、どんどんふえている。働きたいというお母さんがふえていく傾向にはあります。さらに言えば、市は昨年度、人口流入のため、どんどん外から人に移り住んできてほしい、そういうために総合戦略を策定いたしました。その対象は、どちらかというと那珂市で子育てをしたいという世代がメインになってきますね。そうすると、安心して子育てできる環境というのはもっともっとやっぱりつくっていかなければいけないんじゃないかなというふうに思うわけでございます。こうした市の主要政策の根幹にまさにかかわる保育ニーズに現状で果たして対応できるんでしょうか。

そういう意味で、現在の保育所、保育園だけで賄い切れない受け皿として、以前からお話をしている家庭的保育事業、いわゆる保育ママ制度をもっと充実させて、保育士の資格を持っている方もしくは一定の研修を終了した方などに自宅でお子さんを預かっていただく、こういうようにしてはどうかと思います。この家庭的保育事業は今でも那珂市は事業化していますね。今どうやっているんですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

現在、那珂市において家庭的保育事業は行われておりません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これは予算化はしているんですよね。予算化はしているけれども何もやっていないということなんです、今。

前回の質問で、市長が、これ1回多分募集したことがあると思うけれども、誰も手を挙げてくれなかつたと答弁されていました。これはいつごろ、どういうふうに募集していたんですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

この家庭的保育事業でございますが、一番最初に募集した年度についてはちょっと今記憶していないんですが、現在の新たな子ども・子育て支援制度以前に保育ママの事業の募集を行った経緯がございます。そういう中で、そのときは基本的な広報手段であります市発行のおしらせ版に募集記事を掲載して周知したということでございましたが、参加希望者はいなかったという状況でございました。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） おしらせ版は年に1回だけですか、もう一度ちょっと確認で。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） 多分この当時は1回だけだったと思います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 募集はかけたけれども、年に1回のおしらせ版に載せただけというのではなかなか厳しいのかな、周知も徹底していないのかなと思うんです。

ちなみに、そのとき応募が来たらどういう研修をする予定でしたか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

その当時の予定でございましたが、保育ママ事業の研修につきましては、研修科目の中で当然内部職員でできる科目については内部の職員が講師を務めまして、それ以外の内部職員ではできないというような科目については外部講師を依頼して実施するという予定になっていたようでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） それでは、やっぱり研修の内容自体も興味を引くとか関心が持てるものじゃなかつたかもしれないですね。ですから、誰も手を挙げないというのは、だからニ

ーズがないというふうに考えるのはちょっと短絡的なのではないかと思います。もしかしたらその時点でもやろうという人はいたかもしれないのに、よく知らされていなかった、内容がわからなかつた、興味・関心をなかなか引くような周知ではなかつたという状態ではなかつたのかなと。ただ、周知というのはやればいいというものじゃなくて、どうやってニーズを掘り起こしていくかということだと思うんですね。民間企業というのはそれをみんな努力して、お金かけて工夫してやっているんです。

だから、これは行政として大上段に構えて、はい、周知したから後はどうよと、なければしようがないということでは、やっぱり行政経営ということにはならないというふうに思います。ぜひ、地域にいる保育士などの資格を持っている方々に興味・関心を持って頂けるような周知方法というのを工夫していただきたい。

例えば、年1回じゃなくて数ヶ月連続しておしらせ版や市報やホームページに掲載をする。フェイスブック今やっていますね。フェイスブックにも載せる。ホームページには今、子育て応援サイトがありますね。あれにも載せる。福祉分野でも子育て支援ガイドブックがありますね。あれにも載せる。また、市役所、支所、中央公民館、ふれあいセンターなどに、簡単なものでいいです、ポスターをつくって掲示をする。いろんなところでいいから目に見てもらうようにするわけです。

あと、市長も部長も地域でいろんなところで挨拶をする機会があるでしょう。その挨拶のたびに最後に、保育ママ今募集中ですと、ぜひ応募してくださいというふうにやる。いくらでもやろうと思ったら方法はあるはずです。だから、ありとあらゆる方法を使って、とにかく募集していますよということをやっぱり周知する。それだけやって、これ以上やってもなかなか見つからないというから、じゃニーズがないんじゃないかなと。そうやって初めてそういうふうに考えるようにしていただきたいなというふうに思いますので、ぜひ周知に関しても本気で取り組んでいただきたいと思うんです。

ここでちょっと別のことについて。短時間、子供を預ける制度としてファミリーサポートセンター事業というのがありますね。これも10年以上前に私が提案して実現した事業でございますが、今、市の社会福祉協議会でやっていると思いますけれども、この活動会員さんたちにはどういう研修をやっていますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、ファミリーサポートにつきましては、那珂市社会福祉協議会のほうに委託をしているわけでございますが、ファミリーサポートセンターの活動会員、この方の研修につきましては、社会福祉協議会のコーディネーターが企画しまして、毎年度、高齢者援助、障害者援助、育児援助などテーマを変えまして援助会員の研修を実施しているところでございます。また、テーマにもよりますが、必要に応じて、社協職員だけではなく外部講師の派遣依頼などを行った中で実施していると聞いております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これもお子さんを預かる大事な仕事でございます。しっかりした知識を得て責任を持った活動をしていただきたいと思いますので、研修の精度を上げてよりよい環境にしていただきたいと思います。

さて、保育ママ事業に戻りますが、しっかりと周知をして、きちんとした研修を入れて、その研修を終了したことによる付加価値をつけて、魅力あるものに仕立てていくことが有効だと考えます。

そこで、そのような研修を専門的に行う民間会社、例えばニチイ学館とかいろいろありますね。資格を取るための会社、そういうノウハウを持っている会社と提携して研修プログラムを活用させていただいてはどうかと思います。ニチイさんのベビーシッター養成講座の内容が、こちら資料の2、皆さんのお手元に用意をさせていただきましたけれども、研修の内容もいろんなものが入っていて、実際座学もあって、こういう体験もあってということいろいろな内容のものが入っている。実践的に学ぶ内容になっていまして、これは認定試験を合格すると修了認定証も発行していると、そういうふうなものなんですね。じっくり学べるというものがあるらしいです。こういう講習を受けて大手業者のノウハウを習得して、地域で保育ママとして活躍していただくバックアップをしてはどうでしょうか。

こういう研修は、先ほどのファミリーサポートセンター事業の活動会員のための内容にも十分生かせるものだと思います。ぜひ、こういう研修をやるんですよというのをさらに周知に入れて、その研修の内容自体も付加価値を上げて、じゃ応募してみたいな、受けてみたいなど、そういう研修にしていくということも大事だ、工夫の一つだというふうに思うわけでございます。

以上のように、魅力ある研修をさまざまな手法でアピールして多くの保育ママを掘り起こして、集団保育である保育所の補完をして保育的受け皿を整備していただきたい。そして、那珂市では、待機児童は一人として出しませんというキャッチフレーズで多くの方に那珂市に移り住んできていただく、人口流入策の柱としてこの事業を大いに育てていただきたいと考えますが、どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

家庭的保育事業を実施するためには、家庭的保育者の研修としまして、基礎研修21時間と実習2日、終了後に認定研修88時間と実習20日、これが義務づけられております。

また、実施にあたりましては、家庭的保育補助者の雇用と連携保育所の確保が必要となります。連携保育所は、家庭的保育者へ必要な指導・助言を行うとともに、保育所で集団保育を体験させるとともに、家庭的保育者が病気などの都合で保育できないときには保育所において代替保育を行わなければなりません。このため、連携保育所においても、家庭的保育事

業者が預けているお子様の分の定員確保が必要となります。

また、給食についても、自所調理による給食やアレルギー食への対応も求められております。さらに、経営面につきましては、認可保育所への一時つなぎ利用が主で利用者の安定確保が難しく、経営の安定性に不透明さが危惧されるというところもございます。

このようなことから、市としましては、総合的に判断して優先順位の高い施策ではないというふうに考えているところではございますが、今後の社会環境の状況と待機児童の動向を注視して、保育施策を展開していく必要があると判断されるような場合には他の施策とともに検討し、効果的な施策が実施できるようにしたいと考えているところでございます。そのために、まず家庭的保育事業の研修希望者がどのくらいいるかという調査を行ってみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 研修希望者がどれくらいいるかと。だから、それがまさにニーズはどんどん掘り起こすべきものだとお話ししているとおりでございますけれども、そういう仕掛けが大事ですが、じゃその調査というのはどういうふうにやるんですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

調査でございますが、家庭的保育の事業について、先ほど議員がおっしゃたような周知ですか、そういう形をもとに周知を行いまして家庭的保育を始めたいという方を募集しまして、その後、その事業についての先ほど申し上げました研修とかいろんな部分ございますので、そういった部分の説明会を募集することにより進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） じゃ、説明会をやることですから、やっぱり周知が必要、大事だということになると思います。しっかり積極的に進めていただきたいなというふうに思っています。

この事業に関しては市長は前向きに答弁を以前にされていますね。職員の皆さんには、大切な行政機関の一員でございますけれども、法的に言うと首長の補助機関でございます。やはり方向性を示していくのは政治家である首長です。首長が必要と感じているんであれば、ある意味英断をもって、トップダウンでもこれはやるというふうにやることが必要かなと思います。この家庭的保育事業、市長としてどう進めていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 今年度、初めて待機児童が発生しまして皆様に大変ご心配をおかけしましたが、おかげさまで、今答弁にありましたように、来年度、待機児童は解消できるんで

はないかという見通しがついております。

先ほどの部長の答弁に尽くるんですが、この家庭的保育事業ですか、これは前の事業内容とかなり違いましてハードルがかなり高くなりました。それから、保育所との連携も義務づけられております。

したがいまして、幼児保育の期間は、人間が成長する中で最も重要な時期であることから集団による保育がベストと考えておりますので、待機児童の解消は基本的に保育所で行うべきものと考えておりますが、今後、幼児保育を取り巻く社会状況を見据えた上で取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） どうもそこらの感覚でいうと、以前の保育ママだって保育所と連携していたんですよ。これは私も聞いていますからわかっています。ただ、少しやり方は変わっているけれども、やっぱり基本的には家庭で保育事業を行えるということに変りございません。

だから、それは市長、もう議員のときから訴えていたというわけですから、これからどんどん保育を那珂市でやっていただくための人口流入策の一つとして積極的にやってほしいと思うんですが、積極的に進める見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほどもお話ししたように、ハードルが高くなつて研修期間もちゃんと長い間設定されています。今、説明会をするということですので、たくさんの応募者があればそういう方向に行くのかなというふうに思っていますけれどもね。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひ、まず外にはないような保育所、集団の保育所が私も基本だと思います。これを、何千万円も何億円もかけてまた保育所の増改築、大変だと思いますから、民間の活力も生かしてそういう体制をつくっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終了いたします。

○議長（中崎政長君） 以上で通告6番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 大和田 和 男 君

○議長（中崎政長君） 通告7番、大和田和男議員。

質問事項 1. 子どもたちを取り巻く教育環境について。2. 学校施設の整備について。
3. 市長のトップセールスについて。

大和田和男議員、登壇願います。

大和田議員。

[1番 大和田和男君 登壇]

○1番（大和田和男君） おはようございます。議席番号1番、大和田和男です。

通告に従って一般質問を行います。

私は、さきの定例会で、梶山静六先生の政治行政は弱い者のためにあるというお言葉で締めさせていただきました。今回も、弱い者のために市民の代弁者として質問させていただきます。

まず1つ目は、未来の子供たちを取り巻く教育環境についてです。

昨今、日本では子供の貧困率が年々上昇しています。子供の貧困対策の推進に関する法律では、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備することを目標に、さまざまな支援、施策を国と地方公共団体の関係機関が連携して行うことを規定しています。また、学校教育法第19条では、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とし、就学援助制度が運用されています。

では、那珂市において、就学援助の対象となる要保護・準要保護世帯はどのような世帯で、その割合はいくつか、またその傾向はどうなっているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

就学援助の対象となる世帯でございますけれども、要保護世帯につきましては生活保護を受給している世帯、準要保護世帯につきましては非課税世帯やひとり親で児童扶養手当の支給を受けている世帯など、経済的理由で就学することが困難な家庭が援助対象となっております。

平成27年度の状況でございますが、小学校では要保護が5人、準要保護が184人の合計で189人となっております。中学校におきましては、要保護4人、準要保護が96人、計100人というふうになっております。小・中学校の合計では、要保護が9人、準要保護が280人の289人に援助を行っているところでございます。

また、過去5年間の要保護・準要保護合計の受給率で申しますと、小学校では、平成23年度は全児童の3.3%、平成24年度は3.3%、平成25年度が3.8%、平成26年度が4%、平成27

年度が6.7%となってございます。また、中学校におきましては、平成23年度は全生徒数の5.9%、24年度が5%、25年度が4%、26年度が4.3%、27年度が6.7%というふうになってございます。

小学校では平成25年度から、中学校では平成26年度から増加傾向にあるという状況でございます。また、平成27年度は、就学援助制度を就学世帯である家庭に広く周知する方法へ変えたことによりまして、大きく増加をしたところでございます。

なお、ひとり親家庭の要件で受給される方の割合、受給者全体では62.3%ということで一番多い状況となってございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

一概に子供の貧困率とこの制度の受給が同一とは言えませんが、国の子供の貧困率の上昇と同様に、那珂市でも受給者は増加傾向にあるというわけですね。そして、その中身ですが、文科省の補助対象品目は学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費となっているのですが、各自治体で対象品目に格差が生じています。那珂市の対象品目はどうなっていますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

那珂市の就学援助の対象品目でございますけれども、準要保護につきましては、ただいま議員からお話がありましたように、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、修学旅行費、医療費、学校給食費を対象に援助をしてございます。

また、要保護の場合には、学用品費等につきましては生活保護の教育扶助で支給がされておりますので、それ以外の修学旅行費と医療費を援助してございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 那珂市では国の対象品目と同じというわけで、とても安心しました。では、今後、那珂市では就学援助制度の見直しはないのか、またその制度の周知はどのようにしていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

那珂市におきましては、国の基準にのっとりまして援助を行っておりますので、特に見直しは考えてございません。

また、周知の方法につきましても、今後も遺漏のないように努めていきたいというふうに

考えてございます。現在の周知方法につきましては、毎年4月に各学校を通して保護者に対して制度案内を行ってございます。また、新入学児童につきましては、入学説明会の資料といたしまして制度を個別にお知らせするとともに、市のホームページや「なか子育てハンドブック」などによりまして、より多くの保護者の方の目に触れる機会をつくりまして制度の周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 漏れのないようよろしくお願ひいたします。

そして、この貧困の問題は、子供の進路、学力まで変えていってしまいます。全国学力・学習状況調査の分析調査によると、全国的には、家庭の所得と保護者の学歴という社会・経済的背景により子供の進路や学力も左右されることが明らかになっています。那珂市の実態はどうなっていますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

那珂市におきましては、家庭状況と学力の因果関係についての独自の調査は行ってはおりません。議員ご指摘のとおり、全国学力・学習状況調査の追加調査の分析におきましては、家庭の経済力と子供の学力には相関関係があるという結果は出てございます。

一方では、経済力にかかわらず、本や新聞をよく読む、そして朝食を必ず食べるなどの規則正しい生活習慣を送っている子供さんにつきましては学力も高いというような結果も出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 関係があるという結果があるなら必要な対策をとらねばなりません。

生活習慣に関しては、各家庭、学校を通して教育されていると感じます。しかし、貧困世帯では、新聞も購入できない、朝ご飯も忙しくて構ってあげられないなどあるようです。先ほど述べた子供の貧困対策の推進に関する法律では、地方公共団体は、貧困対策を適正に策定し、実施するために調査及び研究を講ずるとされ、特に教育支援においては、就学援助はもとより、学資援助、学習支援など必要な施策を講じるとされています。

貧困世帯の子供の進学率、就職率がこの現状のままだと社会的損失が大きいという報告があります。貧困対策は未来への投資であります。今後は、調査・研究を行い、子供たちに対して必要な支援を進めていただくことを強く要望いたします。

次に、教員の仕事について質問していきます。

市内各学校に対して那珂市教育委員会から調査書などの提出書類は、1校当たり年間何件求めていますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

県などに提出が求められている調査物といたしましては年間約200件程度ございます。その外、研修会への参加者調査などの問い合わせ的な軽微なものも含めますと、1校当たり年間500件程度に上るというふうに思っております。

全国的や全県的な調査などによりますと、国や県からの依頼によるものがかなりのウェートを占めているということでございます。こちらにつきましては、那珂市以外の小・中学校におきましても同じような傾向ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） やはり結構多いと思います。教員の仕事とは未来の子供たちと向き合うことだと思います。これでは子供に向き合う時間が確保できるとは考えられません。

では、部活動や生徒指導などで時間外の多い教職員について教育委員会ではどのように考えていますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

新入学時や卒業時期、また部活動の大会など時期的なものはございますけれども、個々の先生の時間外の勤務時間は異なってはございます。ただ、特に中学校におきましては、部活動の関係で休日出勤などが多くなる傾向はございます。外にも、生徒指導、家庭への訪問などの業務も多くございます。教員に対するニーズの多様化により非常に職責が重く、多忙な業務となっているということにつきましては十分認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） そこで、負担軽減となる外部講師についてですが、外部講師に対しての予算が余りにも少ない。ある教科の専門の先生がいない学校、小学校では金管の専門の先生がいない、中学校では部活動で専門の方にコーチをしてもらいたいなど、それぞれの市内学校でも問題がさまざまあります。外部の方が専門性を持って学校にかかわれる学校運営はできないでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

サッカー部やバスケットボール、そして柔剣道部など一部の中学校の運動部活動におきましては、学校の要望に応じまして、外部指導者の派遣によりまして専門的な指導をお願いしているケースはございます。

また、現在も総合的学習の時間や、書道や手芸など授業で外部講師としてご協力をいただいてございますので、このような学校のニーズに合った支援体制を今後も継続できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） ニーズに合った継続ではなく、もっと幅広くニーズを吸い上げるよう努力していただきたいと思います。

地域には外部講師が埋もれています。ぜひその掘り起こしを教育委員会にお願いして、教員の負担を減らしていただきたい。学校の危機は先生の多忙です。子供たちに向こう時間を見十分確保するために、先生自身のスキルをアップするための時間の確保のために、外部講師の拡充、教員の負担軽減に全力で取り組んでいただきたい。お答え願います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

教職員の負担軽減ということでございますが、加配講師といたしまして、障害のある児童・生徒には市独自に学習指導員や生活指導員を配置しております。きめ細かな指導を行うとともに、小中一貫教育推進のために各小学校に1人ずつ、合計9人の教科担任ができる講師を現在加配しております。

今後も、必要な講師の配置により教育環境の充実と担任等の負担軽減に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 全力で努めてください。教員が子供たちに向こう時間がないためなのか、市内でも深刻ないじめ問題が私の耳に届いております。まだ調査中ということなので今定例会では大きくは取り上げられませんが、いじめ問題は命の問題です。私はいじめは絶対に許しません。那珂市にも深刻ないじめ問題がある。そして、その対策に幹部の皆さんも真剣に取り組んでいただきたいと思います。今後も私は注視していきたいと思います。

そして、これらの問題にかかわる質問の最後となります、那珂市でも放課後子供教室を創設していただきたい。この質問において、議長の許可を得て資料を配付させていただきました。参考にしてください。

放課後子供教室とは、子供を取り巻く環境や地域の教育力の低下から、放課後の子供の安全で健やかな活動場所の確保と多様な体験、交流活動の機会を提供するためのものです。昨今の教育環境の問題を解消できると考えられます。放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用して、地域の方々の参画を得て学習活動、スポーツ文化芸術活動、交流活動の機会を提供し、心豊かで健やかに育まれる教育環境づくりができるのではないかでしょうか。

また、児童クラブ、いわゆる学童の待機解消や、児童クラブと連携して小1プロブレム、中1ギャップの解消もできるのではないかでしょうか。さきにも述べた教職員の負担減、学習支援などによる学力の格差是正、開かれた学校によるいじめ問題の解消、利用者負担の徴収によって雇用の創出にもつながると考えますが、どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

当市におきましては、さまざまな体験や交流活動については、学校や学年の違う子供たちが家庭では味わえない体験を通して交流や仲間づくりを行い、社会性を養うことを目的に、ふるさと教室を実施しております。また、夏休みを中心といたしまして学びの広場を実施してございます。

議員のご提言のとおり、放課後子供教室が実現できると大変すばらしいことであるというふうには考えておりますが、設立にあたりましては多くの問題点がございます。

まずは、放課後や週末等の空き教室を使用するにあたってのセキュリティーの問題、そして地域住民の参画を得て行うにあたりまして地域によっての温度差、そしてボランティアや講師の確保等、さまざまな課題をクリアしていかなければならないというふうに考えております。設立する場合には詳細な調査研究が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） ちょっと前向きな答弁ではなく残念に思います。

しかし、すばらしいものならばぜひ早急に調査研究をし、報告をしていただこうと思いまます。児童クラブとは違いますので、授業終了のみで夏休みは活動していない放課後子供教室もあります。そこにセキュリティーの問題はあるでしょうか。

県内では児童クラブと連携した取り組み実績もあります。この制度を知らず、学校にかかりたくてもかかわれない地域の方々が多くいます。元教諭、保育士、主婦、元気なじいちゃん、ばあちゃん、地域の方々が埋もれています。地域差もあることもわかりますが、学校は地域の核です。廃校に至った戸多小学校、本米崎小学校の学区の方々は深く感じておられると思います。

教育は、区域指定のようにハードではなくソフトです。よいと思ったことはすぐやれると思います。まずは、この放課後子供教室を教育委員会が子供たちのために、地域コミュニティのために後押ししていただくことを熱望いたします。

私の小6の息子からもこう聞いています。6年間、市外からの転校生が2名程度だったと。那珂市の教育環境にも何か問題があるのかなとも思います。小学生を持つ親世代が転入してこないというのは魅力がないのかなとも思います。つくば市のような魅力ある教育環境の整備を、放課後子供教室も含めて進めていただきたいと思います。

次に、学校施設の整備についての質問に移ります。

さきの定例会で、富山議員が、市内41カ所の避難所は災害時に不具合、問題なく避難生活が送れるかどうかという質問をし、それに対して、適正に管理され問題がないという答弁がありました。あれ、おかしいぞと思ったので伺います。

私は、菅谷東小学校の体育館の雨漏りを目にすることが多いです。そこで、菅谷東小の体

育館のように、学校という大規模避難所において雨漏りなどで避難所としての機能がされていない学校施設は外にありますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

台風などの豪雨時に一部の学校の教室等で雨漏りが確認されることはございますが、体育館の雨漏りが生じているものは、現在、東小学校の体育館のみということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） これは避難所として適正に管理されていると言えるでしょうか。また、菅谷東小のミニバスケットボールチームの成績をご存じでしょうか。市長、ご存じですか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 勉強不足でわかりません。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 県で2位になるほどの実力です。那珂市のセールスをしているそのチームが、バスケなのに雨を気にして練習しています。フロアのみならずステージ部分も雨漏りしております。利用していないところより、利用者数が多いところから改修しなければならないのではないでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

学校の校舎、体育館などの大規模改修につきましては、建物の老朽化を考慮いたしまして建築年次に従い修繕を計画しているところでございます。

こうした中、雨漏りなどの報告があったものにつきましては随時修繕を行ってございますが、体育館などの大規模施設の雨漏りにつきましては完全に修復ができないものがございます。こういった施設につきましては、優先的な対応も考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 菅谷東小学校体育館は修繕しても雨漏り状態であります。天井の内壁も雨漏りで腐っています。人命にかかることがあります。最優先でお願いいたします。

続いて、学校のトイレについて質問します。

身障者トイレがない、和式トイレしかない学校は市内で何校あるかお願いします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

体が不自由な方が使用する多目的なトイレがない学校につきましては、菅谷東小学校、そ

して木崎小学校、第四中学校の3校となってございます。洋式トイレが完備されておらず、和式トイレだけの学校についてはございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 挙げられた学校では大規模改修の計画はありますか。

また、先日の議員勉強会で、和式トイレは社会的差別になる可能性があるとのこと。足が不自由な子が入学する場合もある。避難所なので、足の不自由な地域の方々が利用することもあります。身障者トイレを設置し差別解消を早急に進めていただきたいが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

先ほどの菅谷東小学校、そして木崎小学校、第四中学校の3校につきましては、年次計画の中で大規模改修を実施していく予定となってございます。

しかし、特に先ほどございました菅谷東小学校につきましては、洋式トイレにつきましては1階に2基あるのみでございます。そういうことでございますので、特に早急に対応を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、多目的トイレの設置につきましては、工事が大がかりなものになりますので、大規模改修時に整備をしてまいりたいというふうに考えてございますけれども、障害をお持ちの児童が入学される場合には、これは最優先でトイレ等も含めまして設備の対応は図っていく考え方ございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 菅谷東小学校においては、教職員も洋式のトイレの存在すら気づいていないほど奥まった箇所に設置されています。早急な対応をよろしくお願ひいたします。また、差別解消という観点からも検討し対応を進めていただきたいと思います。

学校施設の質問なので、追加で伺いたいと思います。

近隣市町村では小学校へのクーラー導入がされ始めていますが、那珂市はどうするのか伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、学校施設の改修につきましては体育館やただいまのトイレの改修などを優先していきたいというふうに考えてございます。

また、現在、各小・中学校には扇風機を設置してございます。こういった観点から、現時点におきましては、小学校へのエアコンの設置につきましては難しいのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

ですが、昨今の異常気象で夏の暑さも異常です。最優先事項執行後、執行して頂けたらと思います。

今回は学校教育を中心に質問させていただきましたが、市長に市民の代弁者として一つ伺っていきます。

私、先日、ホテルレイクビュー水戸で、農政課が市外へ那珂市セールスをした「美味しいさはじけるなか彩菜べじふるweek那珂」でランチをしてきました。とてもよかったです。おいしかった。これからもどんどん一緒に那珂市セールスをしていきましょうと私が定例会で褒めていたと、農政課の職員さんに執行部一同でお伝え頂ければと思います。お願ひします。

そこで、市長自身は、国、また県への陳情など、市外へのトップセールスを具体的にどのようなことをされていますか。また、その成果を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

トップセールスということなんですけれども、国や県への陳情につきましては、先月もお盆前ですか、国土交通省に行ってまいりましたけれども、関係市町村長とも連携しながら、県知事や国の各省庁に対しまして財源確保や事業促進など要請・要望活動を行っているところであります。

私は、トップセールスは機動的に行うものと考えております。これまで実施したものの一端を申し上げますと、東京都の港区外大田区、台東区、品川区、目黒区、足立区の区長さんや神奈川県川崎市長へも訪問しておりますが、いずれも災害時の相互応援の提案が主たる目的でございます。あわせて、観光や特産品のPRも行っているところでございます。

日ごろから全国の首長が集まる会議や研修に参加する際には、これもトップセールスの機会と考えまして、名刺にいろんな特産物を書いたものなんかあります。それから、観光ガイドマップなども持ちまして、あらゆる機会を捉えて、各地の首長さんたちとどのような分野で連携が図れるか提案や相談を持ちかけ、お互いに市政進展が図れる方策を議論しております。

昨年、新潟県阿賀野市と桶川市になりますけれども、そこで知り合いまして災害時応援協定を締結しました。視察先での意見が合致したことをきっかけに協定の締結に至ったところでございます。現在は、山梨県の県庁所在地であります甲府市長とも連携を模索しているところでございます。近々訪問しまして、災害時の応援協定が結ぶかどうか話し合いをしてみたいというふうに思っております。

また、今年度から震災の被災地である岩手県釜石市へ職員を派遣しておりますが、本来の復興支援という目的だけではなく、那珂市特産品のPRや販路拡大の契機と捉えております。

ふるさと納税の返礼品に釜石市の海産物を加えておりますが、釜石市への支援と同時に、那珂市にとりましてもふるさと寄附の魅力の向上、ひいては財源の確保につながるものというふうに考えております。

企業誘致につきましては、まずは那珂西部工業団地でございますけれども、会議等で東京都に出向く際は茨城県立地推進東京本部を訪問しまして、意見交換をしながら情報収集を行っております。当面の課題はJA常陸の本部誘致と考えております。先月初めに要望書を持参しまして、早期の立地を組合長さんにお願いしてまいりました。

また、那珂核融合研究所の西地区に進出を予定しております那珂瓦斯発電所、これについても見通しが立っているところでございます。このガス発電所につきましては、震災の後、高速側道にガス管を埋設するということで、東京ガスさんのはうに発電所をつくってくれないかというお話をしたんですが、そのときは東京ガスさんのはうでは、うちは原料を供給する会社ですので、そういうところがありましたら話をしてみますということでございました。当初希望したことが今回、間もなく起工式があると思うんですけれども、現実となったことは大変うれしく思っております。

今後とも、あらゆる機会を捉え、市勢発展のために積極的にトップセールスを行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

災害協定もまだ道半ばといった感じでしょうか。その中身については質問したい後ろの議員の方々も多くおられるかと思いますが、今回、私は市長のトップセールスを聞いていますので、外の気になるところを伺っていきます。

ただいま答弁をいただいた中で、那珂西部工業団地については情報収集しているとありました。企業誘致は市民の願いです。その手応えと見込みはいかがでしょうか。同様に、市民の関心の高いイオンについても進捗状況を伺います。

また、下菅谷地区まちづくり事業の国庫補助が今年度で終了しますが、財源確保は急務であり、トップセールスという観点から市長の考えを伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野徹君） 3点のお尋ねがございます。

那珂西部工業団地は、ご承知のように、1区画5ヘクタールが残っている状況でございます。立地的には、県内に所在する外の工業団地と比較しましてもインターに近いとか災害が少ないという地域性がありまして、利便性があると認識しております。実際、多少の引き合いはあるんですけども、残念ながら最後の立地というところまではいかないという状況です。特に圏央道が開通しまして東京から50キロ圏というところ、例えば阿見とか稻敷とか、その辺周辺に張りついてしまっていて、なかなかこちらまで来ないというのが現状でござい

ます。

また、イオンにつきましては、現在、事業者と連携を図りながら鋭意努力しているところでございます。今後も引き続き、早期の実現に向けてイオンに対して強く働きかけを行っていきたいというふうに思っております。

それから、3番目の下菅谷地区まちづくりの事業でございますけれども、議員さんおっしゃるように社会資本整備総合交付金を活用しており、その補助期限が今年度で終了となるということになります。今後とも安定した事業を推進していくために、いろいろ省庁とかそういうところにも働きかけをしまして財源の確保について情報収集をするとともに、要望活動を展開していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） もう一つだけ伺いたいんですけども、JA常陸の本部誘致はどのような。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先日、多分、前半だったと思うんですけども、野上組合長さんに要望書を持っていきました、早期にこの那珂市に本部機能をつくっていただくように要望してまいりました。JAさんも非常に前向きでございまして、那珂インターがあるという利便性もあるんでしょうけれども、那珂市ということを第一に念頭に置いていろいろ検討して頂けるものというふうに思っています。

現在、組合内でいろんな検討をしながら決めていくことになると思うんですけども、いずれにしましても那珂市ということでお願いをして、そういう返事も頂戴しておりますので、これからその実現に向けて、いろいろ用地なんかもありますので、用地はここがありますよとかこういうところもありますよというふうなお話をしながら、場所の選定とか、それからどういう建物を建てていくのか。それに合った道路の整備なんかもする必要があるのかどうかわかりませんけれども、必ずこの市につくって頂けるように活発に活動を展開していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） よろしくお願ひします。

先ほども述べましたが、財源確保、企業誘致は市民の大きな願いです。また、それは待ってはくれません。また、それらについて市長をはじめ執行部のポテンシャルはまだまだあると思います。市長は昨日、親の背中を見て子は育つと答弁されました。市長が親なら職員さんたちは子です。もっともっと市民のために、親となる市長みずからのますますのトップセールスを強く要請いたします。そして、またこの質問をさせていただくときには大きな成果を望んでおります。

平成28年第3回定例会の一般質問の大トリということで、議員一同、市民全員の代弁者として、今年度残り半年の市長の活躍、トップセールスを強くお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で通告7番、大和田和男議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（中崎政長君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第9号から認定第2号まで、以上14件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

報告第9号につきましては地方自治法第180条第2項の規定による報告事項、報告第10号につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告事項、報告第11号につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告事項となっておりますので、以上3件は報告をもって終了といたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

議案第68号から認定第2号までの以上11件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよ

う望みます。

連絡事項がございます。来週開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認願います。

◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、午後1時から議会運営委員会を開催しますので、委員においては第2委員会室にご参集を願います。

散会 午前11時50分

平成28年第3回定例会

那珂市議会議録

第4号（9月16日）

平成28年第3回那珂市議会定例会

議事日程（第4号）

平成28年9月16日（金曜日）

- 日程第 1 議案第68号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について
議案第69号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例
議案第70号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例
議案第71号 那珂市ペット霊園の設置等に関する条例
議案第72号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第3号）
議案第73号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第74号 平成28年度那珂市水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第75号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第76号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
認定第 1 号 平成27年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号 平成27年度那珂市水道事業会計決算の認定について
請願第 2 号 「那珂市民の安全の確保のために日本原電と茨城県及び東海村等が締結した『原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書』の見直しを求める行動を要請する意見書」の採択を求める請願
請願第 3 号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第 2 発議第 2 号 災害対応調査特別委員会の設置について
- 日程第 3 選任第 3 号 災害対応調査特別委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第77号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議員派遣について
- 日程第 6 委員会の閉会中の継続審査申出について
- 日程第 7 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議案第72号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第3号）修正動議

出席議員（18名）

1番	大和田 和男君	2番	富山 豪君
3番	花島 進君	4番	中崎 政長君
5番	筒井 かよ子君	6番	寺門 厚君
7番	小宅 清史君	8番	綿引 孝光君
9番	木野 広宣君	10番	古川 洋一君
11番	萩谷 俊行君	12番	勝村 晃夫君
13番	笛島 猛君	14番	助川 則夫君
15番	君嶋 寿男君	16番	遠藤 実君
17番	福田 耕四郎君	18番	須藤 博君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野 徹君	副市長	宮本 俊美君
教育長	秋山 和衛君	監査委員	萩谷 眞康君
企画部長	関根 芳則君	総務部長	川崎 薫君
市民生活部長	石川 透君	保健福祉部長	大部 公男君
産業部長	佐々木 恒行君	建設部長	小泉 正之君
上下水道部長	石井 亨君	教育部長	会沢 直君
消防長	寺門 忠君	会計管理者	綿引 智君
行政財政改革室長	大森 信之君	危機管理監	小橋 洋司君
農業委員会長	山田 甲一君	総務部次長	川田 俊昭君

議会事務局職員

事務局長	深谷 忍君	事務局次長	寺山 修一君
次長補佐	横山 明子君	書記	小田部 信人君
書記	萩谷 将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

[市長 海野 徹君 登壇]

○市長（海野 徹君） おはようございます。

本会議の冒頭に発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。議長のご配慮に感謝申し上げます。

さて、『議案第72号一般会計補正予算・財産管理事務費・家屋解体工事』の件につきましては、昨日の全員協議会のご挨拶の中でも謝罪申し上げましたが、改めまして、全体の管理監督者として、職員への指導不行届きにより事前の説明等が漏れており、議員の皆様の不興を招いてしまいました事を、衷心よりお詫び申し上げます。

この案件については、関係者の特殊な事情があり、決定を急ぐ必要があった事や、当初解決に当った職員は、何よりも危険回避の為に誠心誠意交渉に当り、先方の弁護士にも相談しながら事を進めたように聞いております。担当者が変わった事などから、結果として、事前の説明責任が漏れてしまったことになりました。

しかしながら、彼らは公務員の責務である地域の安寧と静謐の為、安心安全回復へ懸命の努力を重ね、必死の働きかけを致しました。こうした行動が無ければ、未相続の状況は今も続き、解決の目途も立たない状況であったと思われます。

今後は職員に、説明責任の履行を厳しく徹底させる事をお約束致しますので、御理解をいただきたいと思います。

現在、当該建造物の破片等が周辺に飛散崩落し、大変危険な状態にある事は視察に行かれました議員各位が良くご承知のことあります。皆様には周辺地域の一刻も早い危険回避のために、御理解を頂きます様お願い申し上げまして、発言を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場

に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎議案第68号～請願第3号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君）　日程第1、議案第68号から認定第2号まで、以上11件及び請願を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、勝村晃夫委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長　勝村晃夫君　登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君）　おはようございます。

総務生活常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第68号　那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について、外5件でございます。

次に結果でございます。

議案第68号から議案第71号までは、全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

議案第72号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものとする。

認定第1号は全会一致で認定すべきものとする。

理由でございます。

議案第68号は、那珂地方公平委員会の事務を東海村から常陸大宮市に変更することに伴い、規約の一部を変更をするものです。

議案第69号、70号は、平成29年1月より開始される個人番号カードを用いたコンビニエンスストア等の多機能端末機から各種証明書を交付する事業に伴う那珂市印鑑条例及び那珂市手数料条例の一部を改正するものです。

議案第71号は、ペット霊園の設置及び管理に関し、必要な事項を定め、適正に設置及び管理が行われるための措置を講ずるため、新たに条例を制定するものです。

議案第72号は、一般会計補正予算の財産管理事務費のうち工事請負費1,420万円増額補正についての賛否をめぐり論議がありました。この補正額については、市で寄附を受けた菅谷地内の土地建物について、その建物の解体工事に係る費用です。またこの土地建物は相続等に問題があり、長年放置された結果、現在建物は危険な空き家となっています。執行部としては、該当の土地建物は既に寄附を受けているため、建物の解体工事后、土地の売却を行い、

その収益を解体工事費用に充てる予定とのことですですが、建物にアスベストが含まれていることなどがわかり、当初の見込みより解体工事費用がふえてしまったという説明がありました。

委員会の質疑では、議会への事前説明や報告もなく寄附を受け事業が進められていることを疑問視する意見や、このような事案に対して空き家対策の条例を作成しないまま事業を進めることへの懸念から、条例を制定し順を追って事業を進めていくことが正しい方法なのではないかという強い意見がありました。一方で、条例制定後に行うのが正しい方法だと思うが、現状を考えると、住民に危害が及ぶことも考えられ危険な空き家であるため、このまま条例ができるまで放置するのも問題があるのではないかとの意見がありました。

これらの指摘、意見を理由とした反対と賛成の討論がありました。採決の結果、賛成多数で可決すべきものとなりました。

認定第1号の平成27年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定については、一般会計の当委員会の所管部分、公園墓地事業特別会計については、特に問題なく妥当なものです。

以上、報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中崎政長君） 続きまして、産業建設常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 厚君） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会報告をいたします。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第72号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第3号）外4件でございます。

次に、結果でございます。

議案第72号、第74号、第75号は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

認定第1号、第2号は、全て全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第72号の当委員会所管部分及び議案第74号、第75号の補正予算は、特に問題なく妥当なものでございます。

認定第1号の当委員会所管部分及び認定第2号の平成27年度決算は、特に問題なく妥当なものでございます。

以上、ご報告いたします。よろしく審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中崎政長君） 続きまして、教育厚生常任委員会、古川洋一委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 古川洋一君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（古川洋一君） それでは、教育厚生常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告をいたします。

まず、付託事件でございます。

議案第72号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第3号）外4件でございます。

次に、結果でございます。

議案第72号、第73号、第76号は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

認定第1号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

請願第3号は、全会一致で原案のとおり採択すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第72号の当委員会所管部分及び議案第73号、第76号の補正予算は特に問題なく妥当なものです。

認定第1号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものであります。

請願第3号は、教職員の多忙化や学校を取り巻く状況の複雑化が大きな社会問題となっている中で、子供たちの豊かな学びを保証していくために計画的な教職員定数改善の推進、義務教育費国庫負担制度の堅持、災害からの教育復興のための予算措置の継続を求めるものであります。

なお、意見書案は別添のとおりであります。

以上、ご報告申し上げます。慎重審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋政長君） 続きまして、原子力安全対策常任委員会、 笹島 猛委員長、登壇願います。

〔原子力安全対策常任委員会委員長 笹島 猛君 登壇〕

○原子力安全対策常任委員会委員長（笹島 猛君） 原子力安全対策常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

請願第2号 「那珂市民の安全確保のために日本原電と茨城県及び東海村等が締結した『原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書』の見直しを求める行動を要請する意見書」の採択を求める請願、1件でございます。

次に、結果でございます。

本件は全会一致で継続審査とすべきものとなりました。

理由でございます。

請願第2号については、請願者より直接説明がありました。この請願は、原発事故が起きた際には、立地自治体のみならず周辺の自治体までに大きな被害をもたらされるにもかかわらず、日本原電と茨城県及び東海村等が締結した原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書において、周辺自治体には原子力施設の新增設、廃止等の判断について十分な権限が与えられていないことから、この協定書を周辺自治体にも立地自治体と同等の権限を

認めるように見直すことを求める意見書の採択を求めるものです。

委員会では、執行部からも原子力所在地域首長懇談会等でのこの協定書に関する現状や協議の経過等について説明を受けました。

委員からは、まずこの協定書に対しての市の要望の内容を詳しく確認すべきであるという意見や、那珂市議会だけではなく、東海村議会や周辺自治体の議会とも連携、情報交換するなど、共通認識を図る必要もあるのではないかという意見があった上で、複数の委員から継続審査とすべきであるという意見が出され、採決の結果、全会一致で継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（中崎政長君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

富山議員。

○2番（富山 豪君） 総務生活委員長に質問させていただきます。

先日の総務生活委員会で審議なされました旧歯科医院の跡地の解体についてお伺いいたします。この件に関しては委員の皆様も慎重に審議なされたこととはお察しいたします。疑問確認の意味で質問させていただきます。

まず1つ目は、この件に関して総務生活常任委員会では賛成多数の採決のことですが、それは賛成反対いくつずつだったのかお尋ねいたします。

2つ目は、その際の賛成意見はどのような意見があったのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 勝村委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） お答えいたします。

この件につきまして、賛成3、反対2でございました。

賛成意見につきましては、空き家条例制定後に行うのが正しい方法だと思いますが、現状を考えますと危険な建物があるということで、住民に危険が及ぶことも考えられる空き家であるため、このまま放置するのは問題ではないか。その場合に、市が現在取得してしまっております関係で、市が責任をとらなくてはいけないということもあり、ここでは放置していくのができないので、いたし方なく賛成というような意見でございました。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 安全確保が最優先のことですが、土地取得から現在までの安全対策をどう行ってきたかの旨の質問は委員の皆様より出たのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 勝村委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） それについては、ございませんでした。

○議長（中崎政長君） 外に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君） なければ質疑を終結いたします。

これより議案等について討論を行います。

討論のある場合は、反対、賛成の立場を明確にしてから討論をお願いいたします。

討論の順序については、会議規則により議長において決定をいたします。

まず、笹島 猛議員に発言を許します。

笹島議員は自席でお願いをいたします。

○13番（笹島 猛君） 議案第72号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第3号）の歳出、2款総務費、1項一般管理費、5目財産管理費に対して反対の立場から討論いたします。

平成26年11月27日に公布された空き家対策特別法の対応は、特別措置法第14条第14項により国からガイドラインが示されており、これに基づき進めていくことになります。まずは特別措置法第9条第22項に基づき、立ち入り調査の実施などにより当該空き家等の詳細を把握した上で特定空き家等と認定することが必要となります。そして、その内容を特定空き家等の所有者に対して助言または指導、勧告、命令という手順を踏み、最終的には行政代執行法に基づき撤去を含めた必要な措置を行政が直接もしくは行政が第三者に命じて実施できるというふうになっております。

なぜガイドラインには手順が示されているのに、これに従わなかったのか、手順を軽視しているのか。空き家対策について国の空き家対策特別措置法基本指針の運用の中で対応するということで、本市では具体的に空き家対策を進めるための空き家対策等推進協議会条例の制定はしておらず、空き家等対策計画等も未整備のまま、法に基づく手続を経ずして、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある状態だからといって、誰が見てもわかる不良資産をいとも簡単に寄附を受けたことは不適切な行為である。

なぜ危険が高いと判断しているなら早い時期に緊急避難措置として建物養生をしてあげなかつたのか、議会には平成28年7月19日付で那珂市所有となっているのだから、解体費用をなんとかしてくれと議会にプレッシャーをかけているが、近隣の住民及び自治会は危険だから早く取り壊してくれという、私の聞き取りによると市にはお願いしていないということだが、どうなっているのか。このような不明瞭な経緯ですんな取り組みをしている実態を市民が知ればどう思うのか。家屋の解体費用を必要とする不動産の贈与を受けることは、負担つきの贈与を受けることと、すなわち地方自治法96条9号に規定されている議会の議決事項に当ると思われるが、なぜ議会に諮らなかつたのか、議会を軽視しているのか。もし執行部が議会に諮って議決承認を受けることなく、一個人から家屋の解体費用を必要とする不動産の贈与を受けたのであれば、それは地方公務員法第32条服務規程の違反の疑いがあると思われる。

国の平成28年度税制改正においては、相続した空き家等が売却した場合、所得税の軽減策

が検討されております。このように空き家対策というのは国がきちんと決めております。軽減対策をするにしても負担が大きいことから、多くの市町村は撤去費用の助成を見送っております。管理や撤去を自費できちんと行っている空き家等の所有者がいる中で、本市では公費を全額投入して解体を行うなど、言語道断です。

この物件は、アスベストや基礎にパイル工があり、解体費用が1,420万円と高額になっております。解体後、オークション形式で1,000万円程度で売却を見込んでいるとのことだが、私が不動産鑑定士に鑑定してもらったところ、坪10万円として土地面積が80坪ですから、上限800万円程度と言っておりました。差額620万円の赤字が出るが、これは市民の税金を投入することを市民にどのような説明をするのか。まして所有者は水戸市百合が丘に在住しており、震災後は売却したいために数社の不動産会社に売却交渉しており、結果、交渉不成立のため、この件は断念していると聞いております。平成19年度以降、納税義務者が特定できず、固定資産税の課税を保留していたということだが、なぜ財産調査も行わず、5年前にさかのぼって請求できる権利をいとも簡単に放棄してしまったのか、この実態を市民が知つたら市民の納税義務意識は薄らいでしまうのではないか。ある、ないにかかわらず請求すべきである。

いずれにしろ、この議案に関して誰がなぜ何のために決めたのか、トップダウンでの指示なのか、明確になっておりません。そして、誰も説明責任を果たしておりません。よって、このような問題を解明しないまま進めることは、市民に対してどう説明してよいのか非常に困難です。また、悪い前例をつくってしまうのではないかという危惧もしております。

以上の理由から、この議案には反対いたします。

○議長（中崎政長君） 続きまして、遠藤 実議員に発言を許します。

○16番（遠藤 実君） この議案第72号、一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場から討論を行います。このうち歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費のうち、財産管理事務費1,550万円について、大いに疑問があります。

まず、これは市が空き家の寄附を受け、これを解体するために必要な経費ということですが、なぜ市は公共施設として活用できない老朽化した建物の寄附を受けたのか。どのような条件で寄附を受けたのか。最初から解体するつもりで寄附を受けたのであれば、その解体費は、当然市の負担であるから、実質負担つき寄附ということになり、そもそもこれは議決が必要な案件ではなかったか。それなら、寄附を受ける前の3月議会定例会に、相談、報告などがあり、かつ議案として提出し議決を経てからでなければいけない案件ではなかったのか。

また、空き家の対処としては、昨年に空き家対策特別措置法が施行されたので、市がそれほど危険老朽化しているのであれば、早期にここを特定空き家に認定し解体命令を所有者に出していくなければならないはずである。そして、それに所有者が応じなければ、そこで初めて市としてやむを得ず税金を投入して代執行を行って撤去し、その経費を所有者に請求することが筋であるが、なぜこれをしなかったのか。ましてや、私もまた同僚議員からも、

3年前から数回、議会に制定を提案していた空き家条例も制定せず、これだけ危険な空き家を長年そのまま放置していたこと自体は行政の不作為も甚だしい。

また、この所有者が約10年間にわたって滞納していた固定資産税もこの機会に免除してしまい、取り立てないことにしました。これも納得いくものではありません。危険老朽化していたことを少なくとも4年以上知っていて、住民の安全を守るために策をなんらとることもない不作為のまま、議会に議案として上げずに負担つきの寄附を受け、全議員にその内容をほとんど説明もせず、また所管の総務生活常任委員会での答弁でも明確な答弁ができず、議決だけを求めるることは全く認められない。今後、全議員からの質問に誠実に答え、疑問を晴らすことが市のなすべきことである。

以上の理由から、今回の議案には反対をいたします。なお、周辺住民の安全確保、危険除去については、急を要すると感じますので、市として早急に対策をとるべきと付け加えます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 続きまして、小宅清史議員、発言を許します。

自席でお願いをいたします。

○7番（小宅清史君） 議案第72号 平成28年度一般会計補正予算（第3号）に反対の立場から討論いたします。

この案件の歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の財産管理事務費1,614万円の拠出について、反対いたします。

この物件は、もともと市の所有財産であったものではなく、今年の4月に不自然な登記を経て市への寄附がなされたものであります。解体に1,420万円の費用を要するこの物件を、議会への説明もなく寄附を受けた理由に対し、先日の総務生活常任委員会においては執行部からの説明は到底納得できるものではありませんでした。既に那珂市の所有になってしまったのだから、事故があると市の責任になってしまふ、なので壊させてくださいという既成事実を押しつけた答弁に終始した印象です。なぜこの寄附を受け、この1,614万円をここに割かなければならなくなつたのか、明確な理由は委員会では示されませんでした。

昨年、空き家対策特措法が制定されたにもかかわらず、その法律的手順を踏まない超法規的措置を行ったという話を聞き、むしろ謎が深まるばかりでした。そして、昨日の夜、経緯の概要を書いたものがファクスで届きました。しかし、この事柄についても客観的資料は何一つ添付されておらず、具体的な訪問記録や会談記録はないと言っているようなものであります。まさにブラックボックスと言わざるを得ません。

3人の相続人は相続の意思がないということで、固定資産税の課税保留を行っていたということですが、この物件は、平成23年までカラオケスタジオに賃借をしており、少なくとも相続人の1人以上は賃貸収入を得ておりました。しかも今回の案件に関して地元自治会からは要望が出ているわけではなく、どうしてこの物件だけこのような不可解な処理が行われたかについて納得できる答弁はありませんでした。

当初1,000万円の解体費用と1,000万円の売却費用でペイができると思ったということです。ですが、その判断を下すに至った客観的資料も示されておりません。大ざっぱな損得勘定で法律に則らない措置を行ったということになれば、今後の市政運営、条例制定などにも多大な影響を与えることが考えられます。これをここで賛成しては、私たち議員は市民に対して正当性を持ったしっかりした説明をすることができません。先日の部長たちの答弁、副市長の答弁と同じように、申しわけございません、危険ですのでご理解をお願いしますと市民に謝るしかできなくなってしまいます。

さらに、委員会で提出された資料を見て隠ぺいの疑いもあります。市が費用負担して解体しなければならないとわかつっていたのに、寄附申出書の条件欄を空白で提出させていたということです。この申出書は、ワープロ打ちであり、執行部のほうでつくったと言われても仕方がありません。これは行政が都合がいいように改ざんをした、やらせるべきことをやらせなかつた。これも行政の不作為ととられてもおかしくありません。

最後に、これだけの疑惑が持たれていながら、責任の所在が明らかでないということが一番の問題だと私は思います。私はいたずらにこの問題を引き延ばそうとしているわけではありません。解体しなければならないこともわかつております。しかし、副市長、部長から、申しわけありませんでしたと謝られても、何を謝られているかわかりません。誰に謝っているのかもわかりません。謝るべき相手は市民です。そして、謝るべき人間は最高責任者である市長です。

先ほど市長から発言の機会がありました。しかし、それを聞いて私はがっかりしました。職員の管理の不行き届き、しかし昨日送られてきたファクスでは市長の指示により職員は動いたというふうになっております。一生懸命やった職員がかわいそうじゃないですか。説明の責任は市長にあります。行政手続上の瑕疵があったなら、市長が市民に向けて謝罪をし、納得できる説明をしてください。まずは、私たち市民から選ばれた議員のいる議場でしてください。そして、事の経緯と謝罪文を広報に載せてください。今回の行為をこのまま素通りしてしまったら、また同じことが起こり得るからです。それがあれば、私たち議会も市民に対ししっかりした説明をすることができます。

以上の理由から、本案件は審議が不十分と考え、今回は採択をせず、再度十分な議論を尽くすべきと考えます。

よって、本議案には反対いたします。

○議長（中崎政長君） 以上で討論を終結いたします。

[「議長」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君） 10番、古川洋一議員。

○10番（古川洋一君） 古川でございます。

議案第72号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第3号）について、修正動議を提出いたします。

[「賛成」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君）　ただいま古川議員から動議が出されました。

所定の賛成者がおられますので、動議は成立をいたしました。

◎日程の追加

○議長（中崎政長君）　古川議員の動議を日程に追加し、日程の順序を変更し、議題とするごとにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君）　ご異議なしと認めます。

よって、この動議を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩　午前10時36分

再開　午前10時37分

○議長（中崎政長君）　再開をいたします。

◎修正動議の提出

○議長（中崎政長君）　古川議員外6名から議案の修正動議が提出されましたので、提案者から提案理由の説明を求めます。

古川議員、登壇願います。

[10番　古川洋一君　登壇]

○10番（古川洋一君）　議席番号10番、古川洋一でございます。

議案第72号　平成28年度那珂市一般会計補正予算（第3号）の修正案についてご説明いたします。お手元に配付させていただきました修正案をごらんください。

まず、予算の修正内容をご説明いたします。

平成28年度那珂市一般会計補正予算（第3号）の一部を次のように改める。

第1条第1項中、1億8,299万5,000円を1億6,749万5,000円に、186億1,344万5,000円を185億9,794万5,000円にそれぞれ改める。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳出の2款総務費、1項総務管理費から1,550万円を減額し、648万7,000円に、あわせて歳入の19款繰越金、1項繰越金を1,550万円減額し、9,463万4,000円に修正するものです。

詳細については、別紙参考として提出いたしました修正に関する説明書の明細のとおり、歳出の5目財産管理費のうち、財産管理事務費の委託料を130万円減額してゼロ円に、工事請負費を1,420万円減額してゼロ円に、合計1,550万円を財産管理費から減額して76万円にします。あわせて歳入の前年度繰越金を1,555万円減額いたします。

次に、提案理由についてご説明いたします。

先ほど、議員各位が原案に対する反対討論でも述べられましたが、財産管理事務費の委託料130万円と工事請負費1,420万円の合計1,550万円について、この事業が空き家対策の条例を制定しないまま進めていることには妥当性がないということ、また議会への事前説明や報告もなく寄附を受け、これまでの経緯についても明確な回答や根拠となる資料の提示が満足に得られない状況において、我々議員には議決するための根拠が乏しく、現状では市民への説明責任が果たせません。そのため、この財産管理事務費中の補正額1,550万円を削除するものであります。

なお、市民の安全を第一に考え、必要な危険防止策を早急に講じる必要があるのは言うまでもありませんから、壁の崩落等により市民に危害が及ぼぬよう、建物を養生するための必要経費を予算に残して減額するということも考えましたが、緊急避難としての予算は外にあるということを確認いたしましたので、あえてゼロにいたしました。

執行部は、危険だから今すぐ解体を認めてくれと主張されておりますが、それ以前の問題として、以前から危険だと認識していたにもかかわらず、特に本物件を市の所有にした4月以降でさえ、建物の養生など万全な危険防止策を講じていないことに大きな疑問を感じております。6月の定例会に解体費用の補正予算を提出しようと思ったが、アスベストの使用や基礎にパイル工があることが判明したため、先送りになってしまったとのことですが、市が本当に市民の安全を考えているのであれば、解体は先送りになろうとも緊急避難的に養生費用だけでも6月定例会に補正予算を提出したはずであります。それをしなかったことや議会に対する説明をしてこなかった理由として、そこまで頭が回らなかったという答弁があつたように、執行部の本件に関する危機管理意識はそれほど高くないということが言えます。いずれにしても本修正案、または原案の採決の結果に關係なく、いずれ解体することになろうとも、それまでの間の安全確保、危険防止策の早急な措置を講ずるよう要求いたします。

執行部は今回の説明でこれまでの経緯について、「わかりません、だと思います、のなになにのはずです」といったあいまいな答弁に終始苦慮されています。担当者がおやめになりわかる方がいないというのがその理由のようですが、誰が担当者で、いつどのような交渉をしたという記録くらいは残してあるはず、なければいけない。その提出を求めましたが、いただけませんでした。そのような組織体制にも問題がありますが、地域住民からなんとかしてほしいとの要請を受け、その後、市の方針を決定し、相続人との交渉に当らせた市長本人

からは何の説明もされなかった。市長は、事務処理上のミスとか監督不行き届きとおっしゃいますが、市長ご自身の問題、責任なのではないでしょうか。議会からの要請がなくとも、執行部が答弁に苦慮しているところを見れば、みずから説明に出向くべきです。執行部の皆さんには、市の負担がイコール市民の血税による負担だということをお忘れになつてないか。

よく、市は市の財政を家計に例えますが、今回の件は、例えば旦那さんが勝手に話を進めて土地を自分の所有にし、満足のいく説明もせずに、いやできずに、いきなり奥さんに、金が必要になったから、つべこべ言わずに今すぐ出してくれと言っているのと同じであります。それも旦那さんから話を切り出したのではなく、旦那さんが奥さんの財布からこっそり拝借しようとしているのを、奥さんに気づかれ、問い合わせられて初めて説明をし出した、今回はそんな印象であります。これが家庭内の個人で稼いだお金の話であれば、奥さんにたしなめられて、しかたないわね、今回だけよで済むかもしれません、多くの市民からお預かりした血税であればそうはいかない。明らかになった費用の誤算や、今後見込みどおりに売却がされるかどうかもわからないリスクを多くの市民に負わせるというのでしょうか。執行部の皆さんのが一般市民だったら簡単に認められるのでしょうか。市民の安全を第一に考えるのは市民にも理解していただけるでしょうし、我々議員も同じであります。

ですから、安全確保、危険防止策を早急に講じることを改めて我々から強く要望しつつ、かと言って明確な根拠も説明も資料もないまま、市民の代表である我々議員が市民に対してきちんと説明することができない以上、仕方ないで認めるわけにはいかないのであります。

本件については、審議不十分、根拠となる条例の制定と納得のいく説明、資料を提示した上で再度十分な議論を尽くすべきと考えます。

提案理由は以上であります。慎重なるご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中崎政長君） 先ほど、古川議員外6名と申し上げましたが、古川議員外5名からの議案の修正動議でございます。失礼しました。

これより本修正案に対する質疑を行います。

なお、質疑の回数は、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

花島議員。

○3番（花島 進君） 動議の提案者にお伺いします。

歳出について、修正はわかるんですが、この繰越金についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） なぜ、繰越金の歳入を減額するのかという、そういうお尋ねですか。

執行部に確認いたしましたところ、この繰越金から歳入は減額してほしいということでありました。

以上です。

○議長（中崎政長君） よろしいですか。

外にございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君） 質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております本案については、会議規則第37条の3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますので、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて討論に入ります。

討論がある場合は、反対、賛成の立場を明確にしてから討論をお願いします。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君） ないようなので討論を終結いたします。

これより議案第72号の修正案を採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りをいたします。古川議員外5名から提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中崎政長君） 起立多数と認め、よって修正案は可決することに決定をいたしました。

○議長（中崎政長君） 次に、ただいま修正可決した部分を除く議案第72号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第3号）の原案について採決をいたします。

お諮りをいたします。修正部分を除くその他の部分については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中崎政長君） 起立全員賛成と認めます。

よって、議案第72号は修正可決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ただいま修正可決された議案第72号について、那珂市議会会議規則第43条の規定によりその条項、字句、数字その他の整理を要するものについては議長に一任いただきたいと思います。

続きまして、議案第68号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について、議案第69号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例、議案第70号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例、議案第71号 那珂市ペット霊園の設置等に関する条例、議案第73号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、議案第74号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第75号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）、議案第76号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、以上8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第71号及び議案第73号から議案第76号は委員長報告のとおり決することに決定いたしました。

続きまして、認定第1号 平成27年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。認定第1号は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中崎政長君） 全員起立であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

続きまして、認定第2号 平成27年度那珂市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。認定第2号は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中崎政長君） 全員起立であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

続きまして、請願第3号 教育予算の拡充を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。請願第3号の委員長報告は採択すべきものであります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択することに決定をいたしました。

これより教育予算の拡充を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、教育予算の拡充を求める意見書は委員長報告のとおり決することに決定をいたしました。

◎発議第2号の上程、説明、委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第2、発議第2号 災害対策調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

萩谷俊行議員、登壇願います。

[11番 萩谷俊行君 登壇]

○11番（萩谷俊行君） 発議第2号 災害対応調査特別委員会の設置について、上記の発議を別紙のとおり提出いたします。

平成28年9月16日提出。

提出者、那珂市議会議員 萩谷俊行。

賛成者、敬称省略します、同じく那珂市議会議員 綿引孝光、外15名。

災害対応調査特別委員会の設置について。

1、名称、災害対応調査特別委員会。

2、設置根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第6条。

3、目的、災害時の議会及び議員の対応指針の作成、議員間の連絡体制の確立及び市との連携体制等、安心安全なまちづくりに関して調査、研究を行うことを目的とする。

4、調査事項、1 市議会災害対応指針の策定に関する事項。2 災害時の議員連絡体制の確立に関する事項。3 災害時の市との連携体制の確立に関する事項。

5、委員定数、議長を除く17名。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中崎政長君） 暫時休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

ただいま萩谷俊行議員より提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。本件については17名の委員をもって構成する災害対応調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続調査とすることいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、17名の委員をもって構成する災害対応調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎選任第3号について

○議長（中崎政長君） 日程第3、選任第3号 災害対応調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました災害対応調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、萩谷俊行議員、綿引孝光議員、大和田和男議員、富山 豪議員、花島 進議員、筒井かよ子議員、寺門 厚議員、小宅清史議員、木野広宣議員、古川洋一議員、勝村晃夫議員、笛島 猛議員、助川則夫議員、君嶋寿男議員、遠藤 実議員、福田耕四郎議員、須藤 博議員、以上17名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました17名の諸君を災害対応調査特別委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま選任をいたしました災害対応調査特別委員会に委員会条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長を1名置くことになっておりますので、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 17 分

再開 午前 11 時 17 分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◎正副委員長の互選

○議長（中崎政長君） ただいま災害対応調査特別委員会の正副委員長が互選されましたので報告いたします。災害対応調査特別委員会において、互選の結果、委員長に11番、萩谷俊行議員、副委員長に8番、綿引孝光議員が互選されました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第4、議案第77号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 海野 徹君 登壇]

○市長（海野 徹君） 平成28年第3回那珂市議会定例会提出予定議案の概要について、追加についてご説明を申し上げます。

議案第77号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第4号）。

提案理由と概要につきまして申し上げますと、予算総額に歳入歳出それぞれ1,621万円を追加し、186億2,965万5,000円とするものでございます。

災害復旧費につきましては、農地農業用施設補助災害復旧事業において、8月の豪雨等により、下江戸地内の大排水路が崩壊並びに堤地内の排水路の横断管が破壊されたことにより、調査設計に伴う委託料及び工事請負費を増額するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰越金を増額するものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中崎政長君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号については委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決いたしました。

◎議員派遣について

○議長（中崎政長君） 続いて、日程第5、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第167条第1項の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

◎請願第2号の閉会中の継続審査申出について

○議長（中崎政長君） 日程第6、請願第2号の閉会中の継続審査の申出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、原子力安全対策常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。この採決は起立によって行います。

原子力安全対策常任委員長から申し出のとおり、請願第2号の閉会中の継続審査とともに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中崎政長君） 着席願います。全員起立と認めます。

よって、委員長から申し出のとおり請願第2号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中崎政長君）　日程第7、各委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（中崎政長君）　ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（中崎政長君）　以上で本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

[市長　海野　徹君　登壇]

○市長（海野　徹君）　平成28年第3回市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、平成27年度各種会計決算をはじめとする15件の議案等につきまして慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございました。

また各常任委員会におきましては、平成28年度那珂市一般会計及び各種会計にかかる補正予算や条例改正に関する議案等の外、平成27年度の各種会計歳入歳出決算についてご審議をいただき、貴重なご意見を多数、頂戴することができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

さて、今回提出した15の議案の中で、補正予算1件につきましては修正となったところであります。執行部としては、市民の安全確保を第一に考え、緊急措置として計上した予算でございましたが、残念ながら、議員の皆様にご理解をいただくまでには至りませんでした。このような結果になりましたことは、市民の生命、財産を守ることを第一の使命としております私どもにとりましては痛恨の極みでございます。

しかしながら、市民の安全安心を守ることを第一とする点においては、私をはじめ執行部も議員の皆様もまさに一心同体であると確信しております。今後とも本市のさらなる市政発展のために、車の両輪としてともに邁進してまいりたいと強く願うところでございます。

今回の定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言については、今後十分に配慮しながら、引き続き、効果的、効率的な運営を図ってまいる所存でございます。

結びに、議員各位におかれましては、市政運営になお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後ともご活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

18日間ご苦労様でした。熱心なるご審議、ありがとうございました。

○議長（中崎政長君）　これにて平成28年第3回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会　午前11時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 中崎政長

那珂市議会議員 萩谷俊行

那珂市議会議員 勝村晃夫